

令和 3 年

国見町議会会議録

第 2 回 定例会

令和 3 年 3 月 4 日開会

令和 3 年 3 月 19 日閉会

国見町議会

令和3年第2回（3月）国見町議会定例会会議録目次

応招告示	1
応招、不応招議員	2

第1号（3月4日）

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
遅参及び早退議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	5
本会議に出席した事務局職員	5
開会の宣告	6
開議の宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
伊達地方消防組合議会（渡辺勝弘君）	7
福島地方水道用水供給企業団議会（東海林一樹君）	7
陳情の付託	8
議案の上程（報告第1号～同意第1号）	8
町長施政方針並びに提案理由の説明	8
協議会関係の報告	15
散会の宣告	16

第2号（3月5日）

議事日程	17
出席議員	18
欠席議員	18
遅参及び早退議員	18
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	18
本会議に出席した事務局職員	18
開議の宣告	19

追加日程の議決	19
緊急質問	19
一般質問	25
5番 山崎健吉君	25
①道の駅国見あつかしの郷の現状と今後について	
②新型コロナウイルスワクチンの接種方法等について	
8番 佐藤定男君	38
①国見町役場の印章規程について	
②役場内の朝礼・終礼の実施について	
7番 村上 一君	46
①国見町の空き家対策について	
②町内会の現状と課題について	
10番 渡辺勝弘君	51
①町独自の地域経済対策について	
②復興予算の減額による町事業の影響と今後の対応について	
3番 穴戸武志君	61
①歴史・文化を生かしたまちづくり推進策について	
②本町の健康づくり推進について	
③介護保険の給付金の支給方法について	
1番 蒲倉 孝君	70
①道の駅国見あつかしの郷について	
②国道4号線交差点の交通事故多発について	
12番 浅野富男君	74
①新型コロナウイルス感染症への対応について	
②第8期国見町介護保険事業計画について	
散会の宣告	85

第3号（3月9日）

議事日程	87
出席議員	89
欠席議員	89
遅参及び早退議員	89
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	89
本会議に出席した事務局職員	89
開議の宣告	90

報告第 1 号	その他の債権の放棄について……………	90
報告第 2 号	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告につ いて……………	90
承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて……………	90
承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて……………	91
議案第 3 号	オンライン会議の開催を可能とするための関係条例の整備に關 する条例……………	91
議案第 4 号	国見町森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例……………	92
議案第 5 号	国見町自転車等駐車場設置及び管理に関する条例……………	92
議案第 6 号	国見町阿津賀志山防塁下二重堀地区歴史公園の設置及び管理に關 する条例……………	93
議案第 7 号	国見町課設置条例の一部を改正する条例……………	94
議案第 8 号	国見町総合計画策定条例の一部を改正する条例……………	100
議案第 9 号	国見町職員定数条例の一部を改正する条例……………	101
議案第 10 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例……………	108
議案第 11 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	108
議案第 12 号	国見町国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	109
議案第 13 号	国見町介護保険条例の一部を改正する条例……………	110
議案第 14 号	国見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	112
議案第 15 号	国見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及 び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防 のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例……………	113
議案第 16 号	国見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介 護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に關 する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	115
議案第 17 号	国見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例……………	115
議案第 18 号	国見町行財政改革推進委員会設置条例を廃止する条例……………	116
議案第 19 号	国見町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例……………	117
議案第 20 号	第6次国見町総合計画の策定について……………	117
議案第 21 号	桑折町及び国見町介護認定審査会共同設置規約の変更について……………	118
議案第 22 号	工事請負契約の一部変更について……………	119
議案第 23 号	令和2年度国見町一般会計補正予算（第12号）……………	120
議案第 24 号	令和2年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）……………	125

議案第 25 号	令和 2 年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	125
議案第 26 号	令和 2 年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	126
議案第 27 号	令和 2 年度国見町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	126
議案第 28 号	令和 2 年度国見町土地開発事業特別会計補正予算（第 1 号）	127
議案第 29 号	令和 2 年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算（第 1 号）	127
議案第 30 号	令和 2 年度国見町水道事業会計補正予算（第 2 号）	128
同意第 1 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	128
	追加日程の議決	129
	町長提案理由の説明	129
同意第 2 号	副町長の選任につき同意を求めることについて	130
同意第 3 号	教育長の任命につき同意を求めることについて	130
	散会の宣告	130

第 4 号（3 月 19 日）

議事日程	131	
出席議員	132	
欠席議員	132	
遅参及び早退議員	132	
地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	132	
本会議に出席した事務局職員	132	
開議の宣告	133	
議案第 31 号	令和 3 年度国見町一般会計予算	133
議案第 32 号	令和 3 年度国見町大木戸財産区特別会計予算	158
議案第 33 号	令和 3 年度国見町入山財産区特別会計予算	159
議案第 34 号	令和 3 年度国見町公共下水道事業特別会計予算	160
議案第 35 号	令和 3 年度国見町後期高齢者医療特別会計予算	160
議案第 36 号	令和 3 年度国見町国民健康保険特別会計予算	161
議案第 37 号	令和 3 年度国見町介護保険特別会計予算	162
議案第 38 号	令和 3 年度国見町土地開発事業特別会計予算	163
議案第 39 号	令和 3 年度国見町渇水対策施設特別会計予算	163
議案第 40 号	令和 3 年度国見町水道事業会計予算	164
常任委員長報告		
陳情第 11 号	国に対し、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情書	165

陳情第 1 3 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情 について.....	165
追加日程の議決.....	166
町長提案理由の説明.....	167
議案第 4 1 号 工事請負契約の一部変更について.....	167
発議第 1 号 国見町議会委員会条例の一部を改正する条例.....	169
発議第 2 号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書.....	169
発議第 3 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書.....	170
議員の派遣について.....	170
常任委員会の所管事務調査について.....	171
町長挨拶.....	171
閉議及び閉会の宣告.....	171

国見町告示第6号

令和3年第2回国見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年2月17日

国見町長 引地 真

記

1. 期 日 令和3年3月4日
2. 場 所 国見町議会議場

応招不応招議員

・ 応招議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 宍戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・ 不応招議員

なし

第 1 目

令和3年第2回国見町議会定例会議事日程（第1号）

令和3年3月4日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 陳情の付託
 - 陳情第13号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について
- 第 5 報告第 1号 その他の債権の放棄について
- 第 6 報告第 2号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について
- 第 7 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 8 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 9 議案第 3号 オンライン会議の開催を可能とするための関係条例の整備に関する条例
- 第10 議案第 4号 国見町森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例
- 第11 議案第 5号 国見町自転車等駐車場設置及び管理に関する条例
- 第12 議案第 6号 国見町阿津賀志山防塁下二重堀地区歴史公園の設置及び管理に関する条例
- 第13 議案第 7号 国見町課設置条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第 8号 国見町総合計画策定条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第 9号 国見町職員定数条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第10号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第12号 国見町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第13号 国見町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第14号 国見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第15号 国見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第16号 国見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第17号 国見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例

- 第24 議案第18号 国見町行財政改革推進委員会設置条例を廃止する条例
- 第25 議案第19号 国見町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例
- 第26 議案第20号 第6次国見町総合計画の策定について
- 第27 議案第21号 桑折町及び国見町介護認定審査会共同設置規約の変更について
- 第28 議案第22号 工事請負契約の一部変更について
- 第29 議案第23号 令和2年度国見町一般会計補正予算（第12号）
- 第30 議案第24号 令和2年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第31 議案第25号 令和2年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第32 議案第26号 令和2年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第33 議案第27号 令和2年度国見町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第34 議案第28号 令和2年度国見町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 第35 議案第29号 令和2年度国見町湧水対策施設特別会計補正予算（第1号）
- 第36 議案第30号 令和2年度国見町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第37 議案第31号 令和3年度国見町一般会計予算
- 第38 議案第32号 令和3年度国見町大木戸財産区特別会計予算
- 第39 議案第33号 令和3年度国見町入山財産区特別会計予算
- 第40 議案第34号 令和3年度国見町公共下水道事業特別会計予算
- 第41 議案第35号 令和3年度国見町後期高齢者医療特別会計予算
- 第42 議案第36号 令和3年度国見町国民健康保険特別会計予算
- 第43 議案第37号 令和3年度国見町介護保険特別会計予算
- 第44 議案第38号 令和3年度国見町土地開発事業特別会計予算
- 第45 議案第39号 令和3年度国見町湧水対策施設特別会計予算
- 第46 議案第40号 令和3年度国見町水道事業会計予算
- 第47 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

・出席議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 宍戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	引地 真君	教 育 長	岡崎忠昭君
総務課長	蓬田英右君	企画情報課長	阿部正一君
税務住民課長	吉田義勝君	環境防災課長	澁谷康弘君
保健福祉課長	菊地弘美君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	武田正裕君
まちづくり 交流課長	佐藤克成君	建設課長	村上幸平君
上下水道課長	宍戸浩寿君	会計管理者兼 会計課長	阿部善徳君
教育次長兼 学校教育課長	羽根洋一君	幼児教育課長	東海林八重子君
生涯学習課長	佐藤光男君	農業委員会会長	澁谷福重君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局 長	松浦昭一君	書 長	記 佐藤智昭君
書 記	佐藤温史君	書 記	中條伸喜君

◇開会の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。

まず冒頭に、2月13日に発生いたしました本県沖地震で被災されました皆様方に心からお見舞いを申し上げます。1日も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回国見町議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◇ ◇ ◇

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇会議録署名議員の指名

議長（東海林一樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番佐藤定男君及び10番渡辺勝弘君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

◇会期の決定

議長（東海林一樹君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの16日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月19日までの16日間と決定いたしました。

なお、本定例会にあたり、町長、農業委員会会長、監査委員及び関係職員に対し、説明のため、あらかじめ出席を求めていますので、ご了承願います。

◇ ◇ ◇

◇諸般の報告

議長（東海林一樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議会関係について事務局長から報告させます。議会事務局長。

議会事務局長（松浦昭一君） 議会関係についてご報告いたします。

令和3年第1回議会臨時会以降、現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。

本定例会に、町長より別紙議案提出書のとおり報告2件、承認2件、条例17件、一般議案3件、同意1件、補正予算8件、新年度予算10件が提出され、受理いたしました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、陳情1件であります。

一般質問の通告は7議員で、お手許に配付の一般質問通告一覧表のとおりであります。

例月出納検査の結果について監査委員から報告があり、その写しを配付しております。

以上、ご報告いたします。

議長（東海林一樹君） 次に、一部事務組合関係について。

最初に、伊達地方消防組合議会について、10番渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 伊達地方消防組合議会について報告させていただきます。

去る2月15日、月曜日、小林議員とともに出席をいたしました。午後3時より伊達地方消防組合会議室におきまして全員協議会が開かれ、提出議案について協議いたしました。

また、伊達地方消防組合中央消防署西分署改築工事基本計画書の説明があり、総事業費6億円で令和5年に完成予定であることの報告がありました。

続いて、午後4時15分より、令和3年第1回伊達地方消防組合議会臨時会が開かれました。

まず、管理者から提案理由の説明があった後、直ちに議案審査に入りました。提出された議案は、1件であります。

議案第1号、令和2年度伊達地方消防組合一般会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ3520万4000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億867万1000円にしたいということであります。内容は、西分署庁舎改築基本計画業務委託の繰越明許による減額と地方債補正の減額によるものであります。

これらの案件は、採決の結果、原案のとおり可決いたしました。

なお、お手許に議案の写しを配付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で令和3年第1回伊達地方消防組合議会臨時会の報告を終わります。

議長（東海林一樹君） 最後に、私、本席から、福島地方水道用水供給企業団議会について報告をいたします。

本会議に入る前に、新たに理事に就任いたしました国見町長、引地真町長の紹介があり、本会議に入りました。

提出された議案は3件であります。

議案第1号は、令和2年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算であります。

第2号は、令和3年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算であります。

そして、第3号は、公告式条例の一部改正がございました。

詳細については、皆様のお手許に資料を配付してございますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

◇ ◇ ◇
◇陳情の付託

議長（東海林一樹君） 日程第4、陳情の付託について。

本日までに受理した請願・陳情は、陳情1件であり、お手許に配付した陳情文書表のとおり、陳情第13号は産業建設常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

◇ ◇ ◇
◇議案の上程（報告第1号～同意第1号）

議長（東海林一樹君） この際、日程第5、報告第1号から日程第47、同意第1号までの報告2件、承認2件、議案38件及び同意1件を一括上程いたします。

なお、この43件については、本日提案理由の説明を受け、うち報告第1号から議案第30号までの32件及び同意第1号については、9日に議案説明、質疑、採決を行い、議案第31号から議案第40号までの各新年度予算については、最終日の19日に議案説明、質疑、採決を行いますので、ご了承願います。

書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

◇ ◇ ◇
◇町長施政方針並びに提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 町長より施政方針並びに提案理由の説明を求めます。町長。

町長（引地 真君） 本日ここに、令和3年第2回国見町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはご壮健にてご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会には、令和3年度一般会計及び特別会計予算をはじめ、当面する緊急かつ重要な議案を提案いたしました。

まず冒頭で、2月13日の深夜に発生しました福島県沖地震、これにより被災された皆様に心からのお見舞いを申し上げるとともに、町としても速度を上げて復旧に向けた取組を進めることといたします。

国見町では震度6強を観測し、町としては、地震発生後直ちに災害対策本部を立ち上げ、情報収集や被害状況の確認、避難所の開設、県など関係機関との連携調整に努めました。

町内での被害は、軽傷者が12名、倒壊はなかったものの、家屋が傾くなどの被害や石塀の倒壊による町道の通行止め、水道の漏水などがありました。公共施設では、役場庁舎の空調設備や駐車場、観月台文化センターのエレベーターやホール舞台設備などに被害が発生しました。現在、復旧に向け全力で取り組むとともに、罹災証明書、被災証明書の申請受付を行い、併せて被害認定調査を進めています。証明書は、調査と並行して発行する予定です。

それでは、令和3年度の施政方針について、その所信を申し上げます。

私は、私たちが生まれながらに持っている幸せになる権利を実現するため、町民一人一人の心をしっかりと受け止め、「命を大切に、誰もが幸せに暮らせる国見町」を基本理念に、まちづくりの6つの目標を掲げました。

1つ目は、「健康と医療の連携強化。健やかに暮らせる国見町」です。

公立藤田総合病院の安定経営を維持、継続しながら、健康づくりの中核機関としての役割強化、各種健診費用の一部負担額の軽減などに取り組むこととします。

2つ目は、「命を守る。安全・安心、優しい国見町」です。

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故から間もなく10年です。この間、町民をはじめ、国・県などの関係機関、町議会の努力で、町の復興・復旧・再生は、他の自治体よりも格段に進みましたが、先般の福島県沖地震のような東日本大震災の余震は続くと思われ、防災意識の一層の向上が大切になると思います。

また、新型コロナウイルス感染症対策にも最も効果的とされるワクチン接種は、国からのワクチンの供給に合わせ、遅れることなく対応できるよう、その準備を進めています。

さらに、町の防災計画の精度を上げ、危険な道路や水路を計画的に改良して安全・安心を確保することや、弱い立場の人たちの心配事を掘り起こし、きめ細やかに対応する仕組みづくりなど、優しいまちづくりにも取り組みます。

3つ目は、「子育て、人づくり、教育環境の再構築。未来へつながる国見町」です。

学校給食の完全無償化をはじめ、情報化社会と新型コロナウイルス感染症に即応した学習環境の充実、公営の学習塾や認定こども園の開設、いじめに遭っている子どもや発達障害の子どもたちと、その保護者への支援策の拡充、経済的な理由で高等教育機関への就学を迷っている子どもたちへの支援の充実に取り組みます。

4つ目は、「恵まれた資源の再確認。そして活かす国見町」です。

私たち自身が、この町の豊かな農林畜産物に誇りを持ち、JAふくしま未来や伊達果実農業協同組合、県や大学などとの連携を強化し、くにみ農業ビジネス訓練所の運営見直しを図り、本気で農業後継者の育成に取り組むこととします。

また、民間企業や大学と共同しながら、町の加工施設の利活用も進め、特に女性たちによる6次化事業の支援に取り組めます。

さらに、あつかし千年公園の整備と併せ、町の風土に根差した生活文化や歴史を民間旅行業者とともに全国に発信し、農村交流人口の拡大に取り組めます。

そのほか、クラウドファンディングを活用して、若い農商工業者による新たな振興プロジェクトチームづくりの準備も始めます。

5つ目は、「町民・町・議会の新しい連携。相互理解と共感の国見町」です。

町民・町・議会の3者が自由に参加し、直接対話する、少人数によるタウンミーティングを開催することとします。

また、町職員の課題解決能力や資質を向上させる研修の実施、町民の心配事を自らに置き換えて対応することができる職員の養成、意識改革にも取り組みます。

6つ目は、「未来への持続。町として生きる国見町」です。

国見町は自律し、合併はしません。好条件の空き家を活用し、子育て世代や農業を志す若い世代の移住を促進する施策を構築します。

また、営農意欲を減退させる鳥獣被害の解消に向け抜本的な対策を研究し、実践します。

さらに、女性の生活者としての視点から町の振興策を練り上げ、実践するための、国見版女性会議を立ち上げ、町施策への女性の参画を進めることとします。

以上、令和3年度の施政方針について、その所信の一端を申し上げます。

それでは、令和3年度一般会計当初予算の概要について申し上げます。

新年度の予算は、厳しい財政状況の中でも、第6次国見町総合計画に掲げた基本理念の下、まちづくりの6つの目標の具現化に向け、国・県の補助事業などを十分に調査、研究し、編成しました。

また、国見町の令和3年度一般会計当初予算は、誰もが幸せに暮らせるまちづくり予算とし、総額は、復興創生分6億5500万円を含め、53億9000万円としました。

歳入は、新型コロナウイルスなどの影響を考慮し、地方税の減収、仮置場原状回復工事の減少、あつかし千年公園整備事業の完了などで、4.8%減少しました。

一方、歳出は、第6次国見町総合計画の実現に向けた、この政策に重点配分するなど、まちづくりの6つの目標の早期達成のための経費を計上しました。

1つ目は、健やかに暮らせるまちづくり予算です。

町民の健康づくりのための運動教室や減塩料理教室の開催、介護予防対策としての生きがいデイサービス、いきいきサロン、通いの場、そして、高齢者の居場所づくりなどの事業、特定健診受診率向上事業や障害者自立支援事業などの経費を計上しました。

2つ目は、安全・安心、優しいまちづくり予算です。

仮置場の原状回復工事の継続、防災訓練の実施、防災ハザードマップの見直し、防火水槽・消火栓の整備、防犯灯のLED化、自治協議会事業、ふくしま森林再生事業などの経費を計上しました。

3つ目は、未来へつながるまちづくり予算です。

子どもの誕生に合わせて支給する、すくすくももさぼ祝金事業、幼小中給食費無償化事業や特定不妊治療費助成などの新規事業のほか、国見子どもクラブ、幼稚園預かり保育、木育広場つながる～む、くにみももたん広場などの子育て支援事業、ICT教育事業や地域学校協働本部事業などの経費を計上しました。

4つ目は、資源を活かしきるまちづくり予算です。

新産業創造プロジェクト、農商工連携事業、あつかし千年公園オープニング事業などの新規事業のほか、果樹改植支援事業、くにみ農業ビジネス訓練所事業、農産物PR事業などの経費を計上しました。

5つ目は、相互理解と共感のまちづくり予算です。

タウンミーティングの開催や広報くにみの発行などの広報広聴事業の拡充、職員研修事業の見直し、ふるさと納税事業の一層の推進などの経費を計上しました。

6つ目は、町として生きるまちづくり予算です。

交流人口・関係人口の増加を図るための義経まつりやビッグツリー・イルミネーション事業、そして、その延長にある移住・定住につなげるための地域プロモーション事業、交流連携事業、地域おこし協力隊事業などの経費を計上しました。

以上、一層の住民福祉向上の施策を果敢に進めていくための予算としました。

続いて、令和2年第8回国見町議会定例会以降の町政執行の主なものについて申し上げます。

1つ目は、健やかに暮らせるまちづくりについてです。

まず、からだの説明会について申し上げます。

これは、1月14日から2月10日にかけて5回開催しました。主に特定保健指導対象者に、次年度総合検診の受診に意識を向けさせ、自身の健康管理の関心を高めるために実施しました。今後も丁寧な保健指導を継続していくこととします。

次に、食育の取組について申し上げます。

1月23日と2月6日に、親子みそづくり体験教室を開催しました。発酵食品であるみそは、がん予防や血圧上昇を抑えるなど様々な効果が立証されていますが、子どもたちはみそ汁を好まない傾向にあります。地元食材を使用しながら、みそを仕込む体験を通して、食の豊かさと大切さを子どもたちに伝える事業でした。

次に、第9次高齢者福祉計画と第8期介護保険事業計画の策定について申し上げます。

高齢者福祉専門委員会で議論を重ね、2月1日から19日までパブリックコメントを実施し、修正を加えた上で、2月22日に建議されました。また、同日開催の介護保険運営協議会では、第8期の介護保険料が原案のとおり答申されたので、本定例会に改正のための議案を提出しました。

2つ目は、安全・安心、優しいまちづくりについてです。

まず、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

1月7日、首都圏の1都3県に、その後、関西地域など2府5県に緊急事態宣言が発令され、現在も首都圏に継続されています。

県内では、1月13日に感染拡大防止のための緊急対策が発表され、飲食店などの時短営業、感染拡大地域との往来自粛などの要請が出されましたが、2月14日に終了しています。県内の感染状況は、介護保険施設や医療機関でのクラスターの発生が続き、今朝の報道によれば、予断を許さない状況です。

町は、国の緊急事態宣言の発令に合わせ、1月8日には新型インフルエンザ等特別措置法に基づき、新型コロナウイルス対策会議を対策本部会議に改組して、感染拡大防止のため、注意喚起のチラシの発行や防災行政無線による呼びかけを継続しています。また、新型コロナウイルスワクチンの接種に向けて、保健福祉課内に新型感染症対策室を設置し、準備にあたっています。

次に、除染対策事業について申し上げます。

平成27年度から環境省が進めていた仮置場から中間貯蔵施設への除去土壌などの輸送は、本年1月で完了しました。今後は、各仮置場の返地に向けた作業を進め、令

和4年度には全ての事業が終了する予定です。

次に、滝川と滑川の改修事業について申し上げます。

福島県が実施していた測量設計がおおむね完了し、今年度内には用地取得が行われ、順次工事に着手するとの報告を得ています。

次に、県北浄化センター復旧事業について申し上げます。

堤防決壊で被災したセンターの設備と施設では、令和3年度末の完全復旧に向けて、20社もの関連企業が加速度的に工事を進めています。

3つ目は、未来へつながるまちづくりについてです。

まず、子育て支援事業について申し上げます。

道の駅国見あつかしの郷内に開設している子育て支援センター、木育広場つながる～むは、福島県沖地震の後、施設の安全確認のため一時休業しましたが、2月19日に再開しました。屋内遊び場、くにみももたん広場と連携して、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら運営しています。

次に、幼稚園入園、小中学校入学記念品贈呈事業について申し上げます。

今春、くにみ幼稚園へ入園予定の33名、国見小学校へ入学予定の39名、そして、県北中学校へ入学予定の69名に入学記念品を贈呈しました。

次に、国見の教育ビジョン策定事業について申し上げます。

3月1日に、今後10年の国見町の教育指針ともなる教育ビジョンの改定について、検討委員会から答申がありました。答申には、新たな時代に対応し、生涯学習社会の一層の推進を図るとの方針が盛り込まれました。

次に、公民館事業について申し上げます。

少年仲間づくり教室や国見っ子わんぱく広場は、新型コロナウイルス感染症の影響で活動を停止しましたが、国見ジュニア応援団は、訪問交流からオンラインシステムを活用した交流に変えて継続しました。結果、岐阜県池田町ジュニアリーダーズと、これまでと変わらぬ理解を深め合うことができました。

次に、文化芸術事業について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響で町文化祭が中止になり、発表の場がなくなった町文化団体連絡協議会は、会員の活動の様子を収めたDVDを作成し、観月台文化センターで上映会を行いました。会員を中心に250名が鑑賞し、会員の活動意欲の維持向上に効果があったほか、加盟団体のPRに一役買ったところです。

次に、国見ホイスコーレ事業について申し上げます。

エリアデザインラボは、昨年12月から今年の2月にかけて、それぞれにゲスト交え、オンラインで実施をしました。今後も事業形態に応じ、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら事業を進めていくこととします。

4つ目は、資源を活かしきるまちづくりについてです。

まず、くにみ農業ビジネス訓練所について申し上げます。

研修事業や野菜栽培研修の拡充と強化を図るため、JAふくしま未来から専門職員の派遣など、連携と協力を得ることになりました。また、町と基本協定を締結した福

島大学食農学類を近日中に訪問し、連携と協力の具体化と具現化について申入れを行うこととしています。

次に、令和3年産米の作付について申し上げます。

米の生産調整に伴う生産目標数量の設定は、昨年に引き続き福島県から示された生産数量の目安に基づき、各生産者に一律配分することとして、各地区で説明会を行いました。

次に、歴史を活かしたまちづくりについて申し上げます。

阿津賀志山防塁下二重堀地区歴史公園整備事業では、ガイダンス施設やトイレなどの建築工事を年明けに発注し、造成工事とともに作業を進めています。また、皆に親しまれる歴史公園となるよう愛称を募集したところ、多数の応募があり、審査の結果、あつかし千年公園に決定しました。なお、この歴史公園の設置及び管理に関する条例を本定例会に議案として提出しています。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う中小企業などへの緊急経済対策事業について申し上げます。

拡大防止時間短縮営業協力金は、福島県の緊急対策に基づき、時間短縮営業の要請に協力した飲食店に、福島県の協力金に町独自の1日あたり2万円の協力金を加算して給付することとし、また、福島県の緊急対策期間の延長に伴い、町独自の給付もその期間を延長し、対応することとしたものです。

また、中小事業者等緊急支援給付金は、昨年末からの第3波といわれる感染拡大で町内事業者にも大きな影響が出ていることから、売上げが前年比20%以上減収した事業者に最大30万円の支援を行うこととし、必要な予算を専決処分としました。対象事業者は、約130件と見込みました。

5つ目は、相互理解と共感のまちづくりについてです。

交流連携事業では、官民連携による新たな防災レジリエンスとして進めている防災スペースフードプロジェクトがあります。これは、幼稚園、小中学校に防災備蓄ゼリーを配布し、防災を学ぶきっかけとしました。この取組の様子は、テレビ東京のワールドビジネスサテライトで放送される予定です。

6つ目は、町として生きるまちづくりについてです。

まず、総合計画推進事業について申し上げます。

令和3年度から10年間の町の行政運営の基本指針となる第6次総合計画は、2月16日に開催した総合計画審議会です承され、同日、答申されました。町は、答申内容を尊重し、この計画を本定例会に議案とし提出しています。

次に、マイナンバー制度について申し上げます。

マイナンバーカードの交付状況は、1月末日現在で、町から本人へ交付したカードは2,329枚となり、1月末日時点の人口8,799人に対する交付枚数率は26.46%です。

次に、所得税・町県民税等申告相談について申し上げます。

令和2年分所得税と令和3年度町県民税の申告相談は、新型コロナウイルス感染症

対策を行いながら、2月9日から始めました。また、福島県沖地震で観月台文化センターの設備に不具合が出たため、21日から、申告相談会場を3階から1階に変更して実施しています。

次に、「明日へ。ビッグツリー・イルミネーション事業」について申し上げます。

冬の風物詩として定着し、28回目を迎えた「あつかし山ビッグツリー」は、昨年12月20日に道の駅国見あつかしの郷で点灯式を行い、今年1月5日までの期間、「明日へのイルミネーション」とともに、国見町の冬の夜を華やかに彩りました。

それでは、本定例会に提案しました各議案について、その概要を申し上げます。

報告第1号及び報告第2号は、法令などに基づき、その結果をそれぞれ報告するものです。

承認第1号及び承認第2号は、新型コロナウイルス感染症対策、そして、福島県沖地震に伴う災害復旧に急施を要し、一般会計予算を補正したため、地方自治法の規定に基づき承認を求めるものです。

議案第3号「オンライン会議の開催を可能とするための関係条例の整備に関する条例」は、会議開催の特例としてオンラインでの開催も可とする条項追加を、12件の条例を一括して改正するものです。

議案第4号「国見町森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例」から議案第6号「国見町阿津賀志山防塁下二重堀地区歴史公園の設置及び管理に関する条例」までの議案は、地方自治法の規定に基づき、新たに条例を制定するものです。

議案第7号「国見町課設置条例の一部を改正する条例」から議案第19号「国見町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例」までの議案は、根拠法令などの改正に伴う条例改正、または現状に即した改正をするものです。

議案第20号「第6次国見町総合計画の策定について」は、令和3年度から令和12年度までの今後の10年間の国見町のあるべき姿を実現するための行政運営の基本指針となる本計画を定めるものです。

議案第21号「桑折町及び国見町介護認定審査会共同設置規約の変更について」は、桑折町の役場庁舎移転に伴う審査会の執務場所変更によるものです。

議案第22号「工事請負契約の一部変更について」は、令和2年9月11日、国見町議会の議決を受け締結した、令和2年度緊急防災・減災事業、国見町児童高齢者福祉施設空調設備改修工事請負契約について、追加工事が必要となり、工事請負金額が増額変更となることから、議会の議決を求めるものです。

議案第23号「令和2年度国見町一般会計補正予算（第12号）」から議案第30号「令和2年度国見町水道事業会計補正予算（第2号）」までの議案は、いずれも実績を踏まえた予算の整理が主なものです。

なお、一般会計はじめ各特別会計は、いずれも黒字となる見込みです。

議案第31号「令和3年度国見町一般会計予算」は、先ほど予算の概要で申し上げたとおりです。

議案第32号「令和3年度国見町大木戸財産区特別会計予算」から議案第40号

「令和3年度国見町水道事業会計予算」までの議案は、それぞれの設置目的による事務事業の推進にあたり、一般会計の予算編成方針に準じ、効率的な執行と採算性の維持、経営の健全化など、これらを念頭に、一層の経費節減と効率化を図ることを旨とし、所要の経費を計上しました。

また、特別会計のうち、管理会や審議会、運営協議会などが設置されているものは、補正予算も含め、それぞれに説明し、同意をいただいています。

同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、奥山宏委員が令和3年3月31日をもって任期満了となることから、引き続き奥山宏さんを適任と認め選任したいので、議会の同意を求めるものです。

以上、本定例会に提出した各議案について、一括して提案理由の趣旨を申し上げましたが、各議案の内容、計数等については、審議に先立ち、関係課長がそれぞれ説明しますので、慎重審議の上、速やかなる議決を賜りますようお願いし、提案理由の説明といたします。

なお、追加議案として、副町長の選任と教育長の任命、これにつき同意を求める人事案件、また、工事請負契約の一部変更についての提出を予定していますので、ご承知ください。

以上、よろしくお願いたします。

議長（東海林一樹君） 以上で町長施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

◇ ◇ ◇

◇協議会関係の報告

議長（東海林一樹君） 続いて、協議会関係について、担当課長の報告を求めます。

伊達市桑折町国見町火葬場協議会について、環境防災課長から報告を求めます。環境防災課長。

環境防災課長（澁谷康弘君） 伊達市桑折町国見町火葬場協議会について、ご報告申し上げます。

去る2月15日、桑折町役場におきまして、令和3年第1回伊達市桑折町国見町火葬場協議会が開催されました。

提出されました案件は1件であります。

議案第1号、令和3年度伊達市桑折町国見町火葬場協議会会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2010万1000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、分担金及び負担金の1572万2000円でありまして、そのうち国見町分は、負担率28.3%、444万9000円となるものであります。

歳出の主なものは、火葬場施設費における需要費の743万9000円、委託料の1009万8000円であります。

需用費の内容といたしましては、燃料費の277万5000円、修繕料の333万5000円などであります。令和3年度の主な修繕は、火葬炉内のセラミック張り替

えなどとなっております。

また、委託料の内訳といたしましては、火葬場施設管理210万6000円、火葬場運營業務760万1000円などであります。

以上、提出されました議案につきましては、原案のとおり可決されたところでございます。

なお、詳細につきましては、お手許に配付をされております写しをご覧いただきたいと存じます。

以上、伊達市桑折町国見町火葬場協議会の報告といたします。

議長（東海林一樹君） 以上で協議会関係の報告は終わりました。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

なお、午前11時10分より議会運営委員会を、引き続き全員協議会を委員会室で開催しますので、ご参集願います。その後に、総務文教常任委員会を中会議室北側で、産業建設常任委員会を委員会室でそれぞれ開催いたします。

これで本日の会議を閉じます。

本日はご苦労さまでした。

（午前11時01分）

第 2 目

令和3年第2回国見町議会定例会議事日程（第2号）

令和3年3月5日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 一般質問
 (追加日程)
- 第 2 緊急質問

・出席議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 宍戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	引地 真君	教 育 長	岡崎忠昭君
総務課長	蓬田英右君	企画情報課長	阿部正一君
税務住民課長	吉田義勝君	環境防災課長	澁谷康弘君
保健福祉課長	菊地弘美君	産業振興課長兼 農業委員会 事務局 長	武田正裕君
まちづくり 交流課長	佐藤克成君	建設課長	村上幸平君
上下水道課長	宍戸浩寿君	会計管理者兼 会計課長	阿部善徳君
教育次長兼 学校教育課長	羽根洋一君	幼児教育課長	東海林八重子君
生涯学習課長	佐藤光男君	農業委員会会長	澁谷福重君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局 長	松浦昭一君	書 記	佐藤智昭君
書 記	佐藤温史君	書 記	中条伸喜君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

◇追加日程の議決

議長（東海林一樹君） 日程に先立ち、福島県沖地震による被害状況と対応についての件について、山崎健吉君から緊急質問の申出があります。

山崎健吉君の緊急質問の件を議題として採決いたします。この採決は起立によって行います。

山崎健吉君の福島県沖地震による被害状況と対応についての緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに発言を許すことに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、山崎健吉君の福島県沖地震による被害状況と対応についての緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに発言を許すことは可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 議事日程の追加がありますので、暫時休議いたします。

（午前10時01分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前10時02分）

◇ ◇ ◇

◇緊急質問

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君の発言を許します。

5番山崎健吉君。

山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 2月13日深夜に、10年前の東日本大震災を思わせるような震度6強の地震が発生し、被害を受けた町民の皆様には改めてお見舞い申し上げます。

また、今回発生した福島沖地震について、議会の配慮によりまして緊急質問の機会を与えていただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、当町の被害状況を伺います。

まず最初に、人的被害状況はどの程度あったか伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（澁谷康弘君） 5番山崎健吉議員のご質問にお答えいたします。

2月13日の深夜に発生いたしましたマグニチュード7.3の大変強い地震でございましたが、当町における人的被害とのお話しでございます。

公立藤田総合病院に問い合わせたところ、軽症者につきましては12名ということでした。いずれも軽症であり、処置を受けて帰宅されたと聞き及んでいるところでございます。

なお、伊達地方消防組合に確認をしたところ、国見町内からの救急搬送の依頼はなかったということでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 引き続き、それに伴う物的被害状況はどの程度あったかお伺いします。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

住家の被害につきましては、震災直後の現地調査ということになりますが、50戸程度が何らかの被害を受けているのではないかと把握をしたところでございます。

なお、現在、罹災証明書の申請を受け付けておりますが、その件数は約500件でございまして、住家被害の現地調査を行っているところでございます。

続いて、ライフライン関係の被害でございます。

まず、道路におきましては、道路の損壊による通行止めが県道1か所、石塀倒壊など障害による通行止めが県道で1か所、町道で4か所、また同様に、そのために片側交互通行の措置を取った箇所が町道で2か所ほどございました。

水道につきましては、漏水が2か所、さらに、下水道の工事箇所での陥没が1か所ございました。

電気につきましては、震災直後、停電いたしました。しかし、おおむね4時間後に復旧をしております。

続いて、農林土木施設であります。貝田圃場整備地内の道路での一部損壊がございました。

続いて、公共施設であります。役場庁舎の空調設備や駐車場、道の駅国見あつかしの郷の天井や駐車場、さらに、観月台文化センターのホール棟の舞台装置やエレベーター、大木戸ふれあいセンターの天井、小坂くらし館の浄化槽などに被害が発生したところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今回の福島沖地震については、国は激甚災害の指定を見送ると報道されています。しかし、地方は今現在、新型コロナウイルス、その他によって財源が不足しているということも報道されまして、激甚災害に準じた補助金を活用したいということを2月26日に閣議決定なされておるようです。

この制度はどのようなものであるか、また、その制度を国見町がどのようにして活用していくのかお伺いします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業という正式名称でございますが、いわゆるグループ補助金の内容に関するお質しでございます。

この事業につきましては、災害により被災した中小企業等を支援することを目的とした、国・県の補助制度でございます。その災害ごとに詳細な要綱が定められ、該当する事業者に対して一定の補助金が交付されるというものでございます。

それで、現段階では、政府の関係閣僚会議で決定したという報道内容でございますが、今後、国及び県において、補助要件等の詳細な内容が詰められることになると理解をしております。

それで、同様の制度につきましては、激甚災害に指定されました令和元年10月の台風19号による災害の際にも県内で制度化されており、参考までに、その際の要件等について申し上げたいと思います。

災害により被災した中小企業者等が2事業者以上のグループをつくり、災害からの復興事業計画を策定し、県がその計画を認定した場合、そのグループに参加する事業者の個々の申請により、災害からの原状回復にかかる施設、設備等の修繕費用の4分の3、最大15億円まで助成されるという制度でございます。さらに福島県の場合は、東日本大震災や原発事故の部分もございまして、そういう被災など一定の要件を満たした場合には、最大5億円分まで10分の10の定額を補助するという内容になってございます。

なお、この令和元年台風による災害の際には、県内で約50グループ、600程度の事業者が事業の採択を受けたという状況になってございます。

それで、町としてのこの事業に対する対応でございますが、この事業につきましては県が申請窓口になってございまして、町としましては、要綱等が決まれば、それらの周知や相談窓口として対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今答弁があったものについては、グループ補助金、企業からの補助金がメインかと思いますが、グループ補助金はそれで結構ですが、それとともに、住民に対しての補助金をお聞かせください。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

今般の災害による支援が何かというお質しだと思いますので、お答えをさせていただきます。

まず、適用法律の部分からになります。災害救助法の適用指定になっております。災害救助法の指定になりますと、まず住宅応急修理が出てまいります。これは、住家

が準半壊以上の判定となった場合に、その世帯において応急的な修理を対象とすることとなっております。今後、その申請により修理を進めていく段取りになるかと思えます。

次に、被災家屋の解体補助事業というのがございます。これは、台風19号のときも、それから東日本大震災のときもあったものでございます。これにつきましては半壊以上の建物が対象であり、現在受付の準備を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、罹災証明書の被害判定により、その支援の内容が決まってくるので、今後の対応ということとなるかと思えます。

なお、東日本大震災でもおなじみになりました被災者生活再建支援法に係る支援金についてであります。現時点では、その被害の基準棟数に達していないということもありますので、対象になっていないところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 関連しまして、保健福祉課の所管となります部分について、ご答弁を申し上げます。

災害弔慰金の支給に関する法律に規定をされます災害援護資金貸付金が該当するものでございまして、町では、災害弔慰金の支給に関する条例に規定されてございます。

この制度は、災害救助法の適用が要件となりましたので、今回の地震災害に関しては、家財の損害で150万円、住居の半壊で170万円、住居全壊で250万円、また、住居の全体が滅失した場合には350万円までを上限として、償還期間が10年、うち据置期間3年ということになります。保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は、据置期間は無利子、その後は1.5%となります。償還方法は、年賦、半年賦、月賦からの選択で、元利均等償還となります。

なお、申請には罹災証明書が必要となります。また、所得制限や家財の場合については条件もございまして、保健福祉課までご相談をいただくよう周知をしたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 町の対策本部から、被害支援についてお知らせが3月1日現在出ております。これを見ますと、罹災証明において、半壊、全壊、という判定がなされた場合には公費解体の対象となっているのですが、ある申請者が、自分の家は倒壊か半壊をしたのだらうと思われ、罹災証明を申請しましたが、被災証明しか発行していただかなかったと。今、各課長がお話ししたように、罹災証明書が必要と言っていますが、結局町は今のところ、それを本人が、倒壊したと思われるので罹災証明を申請しても、被災証明しか発行していただけないので全く本人は困っていると。こういう場合については、どういうものかと。結果的に、被災証明が終わった後に、あなたのところは全壊、半壊だから、もう一回罹災証明を出し直して支援を受けますと、こういうような判断でいいのかをお聞きしたいと思えます。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

罹災証明の発行の判断の基準ということでございますが、今回各申請があったところ、今、現地調査をやっておりますが、ここに関しましては、住居、住家をまず優先するというような方針で進めているところでございます。

今お話にあった、例えば空き家だったり、それから物置だったりという部分も解体事業の対象にはなってくるものではあります、そこについては、今人がお住まいではない部分でございますので、まず人がお住まいのところを優先して進めていこうという方針で、調査を進めているところでございます。

先ほど冒頭申し上げましたとおり、500件ほど証明の申請をいただいておりますので、1日でも早く、まず住家の部分について被害の状況を把握をして、その後、物置や空き家の部分についても進めていきたいと考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今の話の続きで、被災証明、罹災証明の話なんですが、その人は、その家には住んで寝泊まりしていたものの、たまたま病気とかそういうことで住所が、実家に移していたということで、実態はあるけれど自分が住んでいるということにならなかったの、物置とか店舗という判断にされたのかなと本人は思っているそうです。その辺はどうなんですか。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（澁谷康弘君） 今ご質問いただいた部分に関しましては、確かにそういう側面はもしかするとあったのかなと考えております。

ただ、一番は、被災者の皆さんに寄り添ってものを進めていくというのが町の仕事だと思っておりますので、いずれにしましても、今週、来週で住家の部分に関しましては終わらせたいと考えております。ですので、あまり時間を置かずに、次の非住家、いわゆる物置やその空き家の部分も含めて、アナウンスを早々にさせていただいて進めていきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 次に、災害に対する支援の融資制度云々については今お話あったとおりで、調べますと、被災者生活再建支援金というのは、10世帯以上の住宅が被害しないと該当にならないとあるんですが、今の話聞きますと、国見町は10世帯になっていないような話があります。その根拠のお話をお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（澁谷康弘君） お答え申し上げます。

被災者生活再建支援法に基づく支援金の考え方ではありますが、確かに取扱いの法律を見ますと、10世帯以上と一番最初に出てまいります。ただ、それはあくまでも人

口の規模によって決まってくるものでございまして、国見町の場合は、全壊の世帯が5世帯以上になれば対象になるという確認を取っております。といいますと、今5世帯以上にはなっていないということとなります。

言い方は本当に申し訳ないんですけども、法に該当させるには多いほうがいいんですが、被害は少なく小さいほうが我々としても望ましいことだと思っておりますが、対象になるには、5世帯以上の全壊世帯があれば法の対象になるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） そうすると、今のところ国見町は、この生活再建支援金には該当しないということよろしいですか。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

現段階では該当しておりません。ただ、先ほど答弁させていただきましたが、現地調査を進めております。今後、さらにそこで全壊世帯が確認できれば、直ちに県に報告をさせていただき、被災者生活再建支援法の適用も視野には入るかということでございますけれども、現段階では超えておりませんので、対象にはなっていないということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 最後に、いろいろな報道等によりますと、他市町村は、独自に災害見舞金を出しているところもあるという報道がされておりますけれども、今後国見町では、そういった支援金を個別に出す考えは持っているかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

当町においても町独自で、火災及び台風、地震等の異常な自然現象の災害による被災者に対しまして、見舞金となります罹災救助給付金を交付する制度がございます。

今回の地震災害につきましても、住家の全壊、半壊の罹災証明に基づき給付金を交付いたしますことから、本日発行してございます広報お知らせ版にて周知をいたしているところでございます。

なお、罹災証明の発行をもって、ご連絡を町から差し上げますので、被災者からの申請などの必要はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 2月13日に地震が発生してから今日で20日になりますけれども、まだまだ地震に見舞われた方については毎日苦勞の日々が続いておりますので、早い復興をできるように関係当局にもお願いしたいと思います。

これで質問を終わります。

議長（東海林一樹君） これで緊急質問を終わります。

◇

◇

◇

◇一般質問

議長（東海林一樹君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言願います。

なお、この際申し上げます。

各議員の発言は、答弁も含めて60分までは認めることといたします。

最初に、5番山崎健吉君。

山崎健吉君。

（5番山崎健吉君 登壇）

5番（山崎健吉君） 引き続き一般質問に入らせていただきます。

道の駅を設置した経過についてお尋ねしたいんですけども、道の駅国見は、平成29年5月にグランドオープンして、間もなく4年を迎えようとしています。オープンから今日まで多くの方々が携わり、関係者の協力もあり、多くのお客様が訪れたことは、町民として大変評価しているところであります。

道の駅国見は、町の第三セクターで、町が100%出資しております。運営は、国見まちづくり株式会社に指定管理者としての運営を委託しています。

これまでも、議会において多くの質問を町当局に質してきました。そこで、町長は、スタート時から町から派遣され、道の駅国見で尽力された経験から、道の駅の経過についてお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） 5番山崎健吉議員のご質問にお答えをいたします。

国見町の道の駅の設置の構想は、平成13年3月に策定いたしました第4次国見町振興計画の基本計画の中で、農業振興のための施設整備を推進することと位置づけられたのが始まりでございます。その後、事務的な調査、研究などを重ねまして、具体的に進んだのが東日本大震災以降でございます。

平成25年6月には、国見町活力あるまちづくり検討委員会を設置しまして、震災後のまちづくりの方向性が検討され、その成果として、同年11月には「1000年のまち。これから100年のまちづくり基本計画」を策定しまして、大震災からの復興のシンボル、そして農業、商工業、観光の振興に加え、町民及び利用者が幅広く交流できる機能を備えた道の駅の整備計画が具現化されたという流れでございます。その後、この計画に基づきまして、平成27年1月には用地買収が終了しまして、造成工事に着手、同年3月には、完成後の管理運営を担うべく、国見まちづくり株式会社が設立されてございます。同年11月に本体建設工事を発注しまして、平成29年3月に工事が完了、同年5月3日にグランドオープンしたという経緯でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 次の質問に移ります。

国見町では、道の駅設置及び管理に関する条例というのがあります。その中に、1条に目的、5条には事業、これを要約しますと、7つの事業を実施することになっています。その中には、道路利用者への休憩の場、道路情報の発信、それから、2番として地場特産品の販売施設提供、3番として地域情報及びイベントの情報発信、4番として町民、来訪者の地域間交流促進、5番として子育て支援と来訪者の交流、6番として災害発生時における地域防災拠点の6つで、あともう一つは、町長が定めたものとあります。

そこで、この7つの項目について、国と町の負担割合はどのようになっているかお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをします。

道の駅国見あつかしの郷は、国道4号の管理者でございます国土交通省と町が共同設置する一体型の道の駅ということで整備してございます。そのため、土地と建物を国土交通省と町がそれぞれ区分所有しまして、管理についても、覚書に基づき国土交通省と町がそれぞれ行うこととされています。

国土交通省の所有の部分としまして、大型車の駐車場、除雪車の待機所、防災倉庫、駐輪場兼非常用トイレ、そして道路情報コーナー及び男女トイレと、全体面積が2万7570平米ございますが、そのうち1万2492平米、45.3%の土地を所有しまして、そのほかの部分町が所有とさせていただきます。

管理につきましては、日常の管理は所有にかかわらず町が実施をするということになってございまして、それぞれ修繕等が必要になった場合には、所有者においてそれぞれ費用負担することとさせていただきます。

また、トイレと道路情報コーナーにかかる電気、水道、下水道料につきましては、その使用量に応じて、国が64%、町が36%を負担するということになってございます。それで、基本的には、その道路情報コーナー及びトイレ、それと国が直接設置しました防災施設もでございます。そういう部分については、国が責任を持って、費用負担も含めて実施をするという中身になってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） そうしますと、今の話の中から、基準の負担は、国が43%、町が57%という割合の案分でその負担をしているということになりますけれども、よろしいですか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） 国の負担につきましては、トイレと道路情報コーナーにかかる電気、水道及び下水道料ということになってございまして、それが、国が64%、町が残りの36%というような費用負担になってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5 番（山崎健吉君） 質問ですけれども、町としては、道の駅の目的は、先ほどお話ししましたように、地場産業、それから地域振興、防災拠点、町民の福祉向上を図る目的から、必要最小限の管理費用は私は必要だと思っております。

また、これから古くなれば改装費用、修繕費が徐々に高くなっていくんだらうと。そういうことが発生すれば、町、それから会社として、どこのマンションでもそうですけれども、やはり積立てみたいなのも必要になってくるかと思うんですけれども、そういうことはどういうふうに考えるかお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

今後の修繕が必要になった場合の対応ということでございますが、指定管理を行わせております国見まちづくり株式会社と町はそれぞれ、指定管理者を選定するにあたって仕様書を作成したり、基本協定を結んで、それで年間ごとに年次協定を結びまして、それぞれの費用負担について定めてございます。

それで、基本的に施設につきましては、公共施設という考えで町が設置したものでございますので、それらの軽微な修繕については指定管理者が行うことになってございますけれども、大規模な修繕等が必要になれば町が修繕を行います。今回の地震につきましてもそのような対応となりますけれども、そのような場合は、町が修繕をするという中身の協定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5 番（山崎健吉君） では、先ほど緊急質問の中でもお話ししましたけれども、道の駅国見は、今回の地震により防災拠点と位置づけられているんです。道の駅、この役場もそうですけれども、防災拠点として位置づけられているのにもかかわらず、そして、東日本大震災の後に、多分最新の技術で造られたと思うんですけれども、残念ながら防災拠点にならなかったのではないかと、1 週間も休みましたから。そういうことから、表現は悪いんですけれども、もろい建物というんですか、そういうことについては何か原因があったのか伺います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） まず、道の駅が防災拠点として確かに指定をされていることは事実でございます。それで、今回、道の駅は被災をしました。主たる原因は、その造成といいますか、建築工事の際に造成の盛土をしてございますので、高いところでは3メートル近くの盛土をした部分が、一部液状化したということになっております。

それで、道の駅が全く機能しなかったということではなくて、当然停電にはなりましたけれども、非常用発電は作動しまして、例えば、道の駅の避難所としての役割は、地区の、町内会ごとの避難所としての役割ではなくて、国道を利用して、例えば国道4号が寸断されて、国見町内にとどまらざるを得ないような状況の際に道の駅に避難していただいて、避難所として活用するというのを想定してございますので、

そのような対応につきましては可能だったのかなと思っています。ただ国道4号線が通行できる状況でございましたので、道の駅にとどまることなくそれぞれ帰られて、通過する形になったということでございますので、決して全く機能しなかったという認識は持ってございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎君、今の質問は通告されておられませんので、前に進んでいただきたいと思います。

山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） では、次に進みます。

先ほど同じような話をしたので、3番の国と町が行う業務と会社のすみ分けについては省略いたします。

それでは、直近の道の駅の利用状況と収支状況について伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

昨年12月に、令和2年度上半期の国見まちづくり株式会社の収支状況について、議会の皆様にご報告をしております。その時点での収支でございますが、減価償却費約1000万円前を除く経常利益でございますが、1245万円ということで報告させていただきます。それで、第3四半期につきましては、概算でプラス70万円程度。合計しますと、1274万5000円の経常利益となっております。

ただし、12月後半以降、新型コロナの第3波という状況がございまして、かなり非常に厳しい状況になっているということでございます。

それに加えまして、2月13日に発生しました福島県沖地震により、まちづくり株式会社の所有する備品と商品が多量なる被害を受けたということでございまして、それと、5日間の営業休止もございましたので、収支状況は大変厳しい状況であると聞いてございます。

詳細は今後ということになりますが、現段階では、減価償却費約1000万円を除く経常利益の段階でも、赤字が避けられないのではないかと報告を受けているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） では、次に移ります。

今までの答弁で、指定管理料というのは2500万円が上限だと言われてきたんですけども、公共施設としての維持管理については、年次協定に基づくということは1年ごとかなと解釈しているんですけども、結果的に2500万円といいながらも、極端な話、今年が赤字だったから、2500万円から2700万円にしますよと、そういうふうに私は聞こえるんですけども、そのような解釈でよろしいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えいたします。

指定管理料のお話でございますが、まず指定管理料の趣旨でございますけれども、道の駅につきましては、町が設置しました施設で、そのまちづくり株式会社が実施します営業行為ばかりではなく、道路利用者の休憩施設、道路情報や観光情報などの発信施設、そして防災拠点施設としての位置づけもございます。そういうことで、指定管理料は、これら公共的施設部分の光熱水費、清掃費、警備費用、除雪費用、観光案内などの経費について、設置者である町が負担すべきものとして、該当する部分の経費を案分して積算したものでございます。

開業しました平成29年度の指定管理料は、開業時の臨時的経費もありまして3000万円ございましたが、平成30年度以降、まちづくり会社のほうと協議をし、おおむね2500万円の上限で対応が可能だろうというようなことで現在に至っている状況でございます。

そして、今ほど質問にもございましたが、あくまでもこの損失補填的なものではございませんので、道の駅の管理運営にかかる分で、町が費用負担すべき部分について指定管理料として負担をしているということでございますので、ご理解をいただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） ちなみに、維持管理費というのは結構年々高くなるんです。参考までに、お花代は、去年は1933万8000円だったんです。そして、今年の予算書に見ますと、2724万8000円。文化センターは、去年は4833万5000円、今年6515万2000円と、2400万円ほどが上がっているんです。だから、そういう意味で、管理費というのは古くなれば、公共事業にはかかるんだろうということは私も理解しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

再質問なんですけれども、道の駅の指定管理者について伺いたいと思います。

道の駅指定管理候補者選定委員会の要綱というのが町にはあるんですけれども、それによりますと、所管する課長からの申出により、役場内で構成する、今は公募によらない指定管理者ですから、委員会によって、団体を指定管理者として指定する、こうあるんです。この要綱に基づき現在の会社を選定したと思いますけれども、当時はこれ以外に何かいろんな選択肢はなかったのかお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをします。

4年前、指定管理者を国見まちづくり会社に指定したときの経緯でございますが、先ほども一番最初にお答えしましたけれども、道の駅を設置し、運営するにあたって、町としてどのような運営形態が望ましいかということでいろいろ検討を重ねた結果、第三セクターということになりますけれども、町が100%出資をしまして、国見まちづくり株式会社という会社を立ち上げ、町が出資して設立した会社に指定管理を任せるということを前提で進めてきたという経緯もございますので、ほかの事業者の参入については、その段階では検討をしていなかったということになるかと思

ます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 昨年、町長が11月で替わりまして、今まで町長が兼務していたのを、現在は民間の人が代表ということになりましたことについては、私も民間人の経営感覚で経営するのがいいなということで大変賛同しています。

しかし、町の説明では、12月議会の前にお話あったのは、報酬はないと。道の駅は第三セクターなので、今までは町長が報酬をもらわないのは、これは当たり前ですけども、民間人が報酬をもらわないというのは、我々の感覚では考えられない。それで、民間人の社長は経営が悪いから無報酬というのは、無でなくてもいいんですけども、報酬を決めてから、20%減とか、30%減とか、そういうような措置を取ったほうが、これは経営に関することだからでしょうけれども、道の駅の本気度が町の皆さんに伝わるんではないかと思います。

それに引き続き、道の駅国見は、統計によりますと1日約4,000人以上も来ます。そして、その責任体制が、その社長が本当に今回のように地震があったときに、一時的には当然会社で誘導、避難するんですけども、責任を取れるのかと、無報酬で。無報酬だから取れないということはないですよ、ただ、町長の立場と、本当に民間人である立場では、全然その権限というのは違うと思いますので、それらについてはどう考えるかお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

国見まちづくり株式会社の代表取締役の関係でございますが、そちらにつきましては会社で決めるというようなことになってございますので、一法人でございますので。町としましては株主として、そういう部分については、無報酬がどうなんだという部分については、会社には伝えていきたいと考えてございます。

それと、町長が国見まちづくり株式会社とか第三セクターの代表取締役を兼ねているから責任がどうだというような話は、違うのかなと思っています。町長だから責任取れる、民間の方だから責任取れないということではなく、当然それぞれ会社の組織でございますので、そのトップの方が責任を持って管理運営にあたっていただくのが当然の会社の運営の基本なのかなと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 次に移ります。

指定管理者の管理運営シートというのが、インターネット上に道の駅国見の評価が出ております。これについては、誰が項目を挙げて、誰が評価をしたのか、お聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

指定管理者の管理運営評価シートに関するお質しでございますけれども、この管理運営シートにつきましては、町とまちづくり株式会社で締結している管理運営に関する基本協定に基づき、事業年度終了後に、管理運営に関する報告を基に実施状況を確認、評価し、それらを公表することにしてございます。

基本的に指定管理者制度、それぞれ年次を決めて指定管理者、議会の皆さんの議決をいただいて、指定管理をお願いしてございますが、満遍なく経営に携わるのではなく、当然その年ごとのチェックも必要だろうということで、ほかの他市町村の指定管理などの実態も踏まえまして、当然評価は必要だろうということで設けたというふうに思っております。

それで、最終的には、これらに基づいて、次の指定管理期間にどうするんだということにも影響はしてくるかとは思いますが、一応町とその会社との協定に基づいて評価を実施して、それらについては、本来であれば第三者評価というのが望ましいと思うんですが、現段階では町の職員で評価をしているという現状になってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） その続きになるかもしれませんが、この評価基準を見ますと、A、B、C、Dと4段階で、8項目を評価するんです。そして、最後に総合評価というふうになっているんですけども、ほとんどBランクなんです。Cランクは1つだけある。Cランクの何かというと、設備、施設全体のサービス向上に向けた評価を行ったものの、結果が生かされていないとあるんですけども、この結果が生かされないことに対して、町としてはどのように指導したか、お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

C評価、8分野で20項目の評価項目がありまして、確かに議員ご指摘のとおり、A評価がそのうち1つ、C評価が1つということで、そのC評価の部分につきましては、開業当初には利用者の満足度調査をやって経営に反映をさせていたという経緯がございましたけれども、その部分が昨年度については実施されていなかったという部分も踏まえまして、顧客のニーズをどう会社運営につなげていくかという部分で、少し物足りないだろうということでC評価にしたという経緯でございます。

今後につきましては、利用者の満足度調査とか、そういう部分について実施するようお願いをしたいということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 課長も先ほどお話ししたように、やはり自分のところを自分でチェックするというのは、なかなか甘い点数が出るんじゃないかと私は思っているんです。

せっかくあそこにそういうことがあるとすれば、道の駅国見の関係者ではなくて、どこにでもアンケートやポストとかをつくって、何が良かったとか、悪かったとか書

いてくださいということをするれば、ある程度の流れというか、情報が分かるんじゃないかと思って、私のほうから提案したいと思います。

では、次に移ります。

令和4年春に開業を予定しております、仮称ですけれども、道の駅ふくしま、これも公募により指定管理者を決定しております。また、道の駅米沢にしても、住民参加の公募債を発行し、市と市民が一体となって運営に関わっております。

この指定期間も、道の駅国見は、来年、令和4年3月末で道の駅も指定管理期間が終了するというふうにはなっていますので、選考方法、また、出資比率も検討するか否か伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

まず、国見まちづくり株式会社の選定については、先ほど課長が答弁したとおりでございますし、また、その期限、これが令和4年3月までということも、今ご質問にあったとおりでございますから、令和3年度中に、次の指定管理者の選定の事務手続については進めたいと考えているところでございます。

この選定では、外部の有識者などを交えた選定委員会、これを組織して、第1期の検証とともに、今後の効果的な指定管理の在り方であったり、公募、非公募、これの判断などを検討していただいて、指定管理者制度のその趣旨を体現する民間のノウハウ活用による効果的で効率的な、その管理運営に関してふさわしい事業者を選定したいと考えております。その上で、最終的には町議会の同意を得たいと考えているところでございます。

また、出資比率の見直しにつきましては、国見まちづくり株式会社が、現在、令和2年3月末時点で5500万円の累積欠損を抱えております。株主である町としては、まずはこの欠損金の解消を優先すべきだろうと考えています。この解消の見込みが立った段階で、町に関係する団体であったり、民間会社などへの株式譲渡による出資比率の変更を検討すべきだろうと考えています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今、会社が5500万円累積赤字を抱えているというお話がありました。これは1年目、2年目はそういうことなのでしょうけれども、現在は、単年度では黒字になっているということもあるんです。私個人としては、指定管理者を選任するにかかっては、町がやっぱり道の駅国見を100%つくったわけですから、そういうことで、今現在抱えている累積赤字を、こんなこと言ったら赤字の垂れ流しだと言われるかもしれないけれども、思い切って棚上げしたような形でやらないと、公募するにしても、指定管理者を幾らやってくれと言われても、なかなか手を挙げる人がいないんじゃないかと思っています。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今道の駅に出荷している組合数は、10月末現在で、町内で約

180名、これ37.3%、町外で303名の62.7%という数字が上がっています。やはり今後、町内の出荷者を上げてもらわないと、なかなか収入に結びつかないのではないかと。ただ、ご存じのように、国見町は一年間を通して出荷するものがなかなかないというのは当然なんですけれども、その辺について、今後どういうふうにして組合数を増やしていくか、お伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

道の駅国見の出荷組合の関係に関するお質してございますが、この出荷組合の加入については、国見まちづくり株式会社で対応しているという状況でございます。

それで、議員ご指摘のとおり、町内の出荷者の割合が町外と比べて少ないということは、町としても危惧をしているところでございますが、年間150万人近くの方が利用される、そこで買っていくということでございますので、どうしても国見町の農業生産物だけでは対応し切れないということもございまして、町外の農家の方々の出荷も必要だということになるかと思えます。

それで、その出荷組合の育成なども含めてでございますけれども、国見町では、現在、農業ビジネス訓練所を設立しまして、農業後継者の育成、そして、その中でも出荷組合の方々を対象に野菜づくり研究会とか、そういうような組織をしながら、道の駅国見の出荷品目を拡大して、それを国見町内の農家の方々に還元しようということでの取組もやっておりますので、もう少し時間はかかるかとは思いますが、そのような農業振興の部分も期待をしながら、町としては、国見まちづくり株式会社にもいろいろと話をしていければと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今後道の駅国見を運営する上で、今までいろいろ出たんですけれども、結果としてどんな点に問題があるか、それをお話しいたきたい。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

施設の設置者としては、設置の目的でございます農業と商業の振興、そして観光の拠点としての活用や、効果的な情報発信によります交流人口、関係人口の拡大が課題であると考えているところでございます。それらをクリアしていくためには、まちづくり会社とともに、様々な道の駅国見を活用した仕掛けをしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

そして、また国見まちづくり株式会社の株主としてでございますが、まずは会社の経営の安定ということだろうと思えます。新型コロナウイルスや地震災害など突発的な事象もございまして、経営基盤を盤石にして、会社の設置の目的の一つでございます地域貢献という部分につなげていければと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5 番（山崎健吉君） では、次の質問に入ります。

新型コロナウイルスワクチンの接種方法でありますけれども、これはまだ国も定ま
っていないこともありますので、現段階で分かっていることを確認させていただき
たいと思います。

1 つ目としては、ワクチンの接種は感染拡大を抑えるために有効な手段であると言
われています。我々も、一日も早く多くの町民に接種されることを期待しております
が、町としては全町民を希望者として募る対象としているのか、伺いたいと思いま
す。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の重症化の予防につきましては、ワクチンを接種するこ
とで効果があると、臨床試験に基づいて、日本では、厚生労働省がファイザー社のワ
クチンを2月15日に薬事承認をしています。

このワクチンの接種は、予防接種法に基づいて、臨時接種の実施に係る厚生労働大
臣の指示、これに基づくもので、対象者は区域内に居住する16歳以上の者、期間は
令和3年2月17日から令和4年2月28日までとさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5 番（山崎健吉君） 今回、間もなく始まったように聞いておりますけれども、町民にい
る医療従事者の数というのは幾らくらいいらっしゃるのですか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

町民の中での医療従事者ということのお質してございますけれども、医療従事者が
町内で何人いるというところについては、把握するものがございません。福島県から
出されておりますマニュアルに基づきますと、医療従事者につきましては総人口の
3%程度ということで示されてございますので、国見町においては、概略で
8,800人ですが、その3%程度が医療従事者ということで考えられるかなと、
そんなところであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5 番（山崎健吉君） 3%というと何人だかちょっと分かりませんが、それはそれ
として、16歳以上全員やりますよと、希望者はと言いながらも、本人が希望しない
というのが当然あると思うんですけれども、やはりやってほしいという気持ちもあり
ますので、希望しない人の奨励というのはどういうふうにしていくんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

山崎議員お質しのとおり、全ての方が接種をするということは好ましいことではあ
りますが、これはあくまでも同意に基づく接種ということになりますので、町といた
しましては、なるべく多くの方に接種を受けていただきたいということで、その啓発

については今も行ってございますが、これからも進めていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5 番（山崎健吉君） 今、ファイザー社がメインで打つと言われておりますけれども、1 回と 2 回、2 回打ったほうがこのファイザー社はいいんだと報道されておりますけれども、町として考えているのは、1 回目と 2 回目の間隔というのはどのくらいですか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

厚生労働省からの厚生労働大臣の指示で我々実施をするということになりますが、その指示の中においては、2 回打つこととされてございます。また、間隔につきましては、3 週間ということになってございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎君、先に進んでください。

先に進んでください、質問。

5 番（山崎健吉君） 分かりました。

では、ワクチン接種は 1 日何人くらいを想定しているのをお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えいたします。

まず、ワクチン接種の流れを少し説明をさせていただきます。

まず、受付で、免許証あるいは保険証によって本人確認を行います。次に、問診票の記入を確認をして、医師の予診を受けます。医師から接種の指示が出た方に、看護師が接種をする。その後、15 分から 30 分程度経過観察をすることになって、特に異常がなければ終わるということになります。

スムーズに接種が進むかどうかのポイントは 3 つあると考えてございます。

1 つは、予診票が漏れなく記入をされているかどうかという点。2 つ目が、医師の予診で、質問がないかどうか。どうしても質問がされると時間かかるという傾向があるようでございます。3 つ目は、これは物理的な問題ではございますが、医師や看護師の確保がどの程度可能かというところが一番重要と考えてございます。

あくまでも現状での想定というお断りをさせていただきますが、1 日当たりの接種の数については、80 人から 100 人程度と見込んでいるところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5 番（山崎健吉君） では、次の質問に移ります。

接種場所なんですけれども、広報によりますと、藤田病院以外にもう 1 か所決定しているというふうに言っておりますけれども、この場所と、それから医療関係者の確保は大丈夫なのかという質問でございます。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

場所の関係でございますが、まず、このワクチンの接種については、各医療機関での個別接種になるか、それとも、皆さんある程度まとまって来ていただいでるの集団接種になるかということで選択をすることになります。国見町においては、集団接種をメインに進めていくということで現状進んでございます。

この集団接種については、当然医療従事者の数にも限りがあるということがございますので、国見町と桑折町、そして公立藤田総合病院、さらには伊達医師会も含めて、現在調整をしているところでございます。

医師と看護師等の確保という質問でございますが、その点については、実は昨日も3者での協議を行いまして、公立藤田総合病院からも、できるだけ協力をすることでの回答をいただいておりますので、これから詳細を詰めていくという段階になってございます。

なお、現在の想定についてですが、ワクチンを無駄にしないということが大変重要になってきますので完全予約制で、接種会場については、町内で1か所、さらに桑折の施設も使えるということで、桑折でも1か所、さらに、公立藤田病院につきましては、少し限定的になるかなということで考えてございます。といいますのは、昨今クラスターが発生して、県内でも、おとといと昨日と、発表は34人ということで、病院内でのクラスターの発生を考えなきゃならないということがございますので、昨日の協議においては、少し限定的な条件で考えようということになってございますが、この3か所の接種を想定して準備を進めているところでございます。なお、国見町内の1か所につきましては、現在検討をしているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） それで、今お話があったように3か所、公立藤田病院、あと国見町のどこか、あと桑折町のどこか。結局、桑折町と国見町の住民については、その3か所どこで接種してもいいと例えば、国見町の人が桑折町に行って接種しても良いというふうに聞こえるんですけども、それはそれでいいんですか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

今回の接種については、私どもは桑折町と国見町、そして藤田病院、この3者で、とにかく共同の接種体制を取りましようということで進めてございまして、今お話のとおり、3か所どちらで受けても可能だというような体制を取っていくということで、今準備を進めてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） それにしても8,800人近い人が対象で、仕事している人は、5時までで終わりです、土曜、日曜はやりませんとこう言われると、なかなか厳しいものがあるんですけども、それは曜日配列とか、接種日の土曜、日曜については検

討なされているんですか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

接種の日にち、どこの曜日でやっていくかというところの部分ではありますが、まずは高齢者の方に対する接種が1番目になりますので、この部分においては、まず平日を中心として立ち上げていきたいと考えてございます。

その後、一般の方の接種が始まるという段階においては、当然今お話しがあったように、お勤めをされていて、土曜、日曜でないという声も当然出てくるかと思っておりますので、その点については高齢者の接種の期間中に検討いたしまして、毎回土日をやるとするのは、なかなか医療機関の先生方の部分もありますので難しいところではあるんですが、月に1回から2回程度については週休日での対応について考えていきたいとは現在思っております。

ただ、これもこれからのワクチンの供給の状況でありますとか、あるいは国では事業所での接種の推奨でありますとか、様々なことも出てきてございます。それらが全部そうなるのかということ、それもまた分からないところもございまして、今の段階で、高齢者についてはまず平日でやるということで進めたいと。その後の一般の接種については、当然土日の部分も踏まえて、月一、二回程度は週休日でもやれる体制を組んでいくということで進めていく準備をしているところでございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今、年齢が16歳未満は対象から外すというのが全国的に報道されているんですけども、15歳と16歳の間というのは、次の日になったら16歳になる人もいますし、高校生以上はとか、中学生以下とかと、こういう分け方がいいんじゃないかと私は思っておりますので、そこら辺も検討していただきたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 最後に、当然会場に来られない町民、介護施設に入居されている人、これは当然いると思っておりますけれども、そういった人たちの接種、それから、希望日に熱があったり、アクシデントがあったりした場合についてはどのように予定しているか、お伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

ワクチン接種は、原則住所地の市町村で受けるということになりますけれども、特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所をされている方については、その施設で接種を受けることができますし、医療機関に入院されている方も同様の形になります。

今お話しがありました、例えば寝たきりなどで自宅から移動困難だとか、そのような方についてでございますが、現段階では、巡回接種のチームをつくって、そういう方々に接種をしていくということを検討をしております。ただ、これも同意というのが大変難しいところがございますので、家族が同意をしていけば良しとするかとい

うところも含めて、医療機関、藤田総合病院とも検討しながら、今準備をしているという段階であります。

なお、どうしても医師あるいは看護師の派遣ということになりますと、その部分で医療機関に、実際にいない空白の部分が出てしまいますので、その点も医療機関と十分と調整をしていくことが必要になるという点と、どうしても高齢者の方が最初にはなるんですが、今お話しをしている、例えばその自宅から移動できない方については、その高齢者の接種がある程度めどがついた段階で、次の段階に入るということになると、今は考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5 番（山崎健吉君） 今お話ししたことは、医療者がやっと昨日、今日あたり始まったようなことでございまして、進行中のことでありますから、ぜひ安全、スムーズに接種されることを願いまして、私の質問等を終わらせていただきます。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時25分まで休議いたします。

（午前11時17分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時25分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

次に、8番佐藤定男君。

佐藤定男君。

（8番佐藤定男君 登壇）

8 番（佐藤定男君） 先に通告いたしました通告書に基づきまして質問させていただきます。

まず、国見町役場の印章規程について質問いたします。

町政を執行するにあたりましては、印章は大きな意味を持っていると思います。窓口における各種証明書の発行、職員の職務遂行上の担当者印、上司の承認印等、印章なしには業務は成り立たないと言っても過言ではありません。印章取扱いの規程と実態についてお伺いします。

まず、職員それぞれが職務上使用する印鑑の使用印鑑簿というものはありますか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） 8番佐藤定男議員のご質問にお答えいたします。

職員が職務上使用する印鑑の届出義務につきましては、特に規定はありません。事務処理上、職員が使用する印鑑は、職員それぞれが自分で決めて使用しているという

状況となっております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 各人が使用する印鑑、私は仕事上この印鑑を使いますという印鑑の届けがないというただいまの答弁ですが、私は少し驚きました。では、同姓の方がいて、例えば佐藤さんが押した印鑑が、どの佐藤さんか特定できないということは少しおかしいのではないですか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） お答えいたします。

職員が使用している印鑑につきましては、佐藤議員おっしゃるとおり、当然同姓の職員もおりますが、業務の処理上、上司の決裁をいただくというのは係ごと、あとは、町長決裁であれば課長を通して、その印鑑を使用して文書を回しているという状況になっています。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 今までそういう届出の書式がないということが、なかったら、今後、使用印鑑届出によって管理するということは、あってもいいと思うんですが、その点についてはお考えはありますか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、職員が使用する印鑑につきましては、それぞれ自分でこれを使うということで使用しているのが実態でございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 私が申し上げましたとおり、誰の印鑑か分からなくてその仕事を管理しているということは少し理解できないんですが、ここで実行しますという回答は無理だと思うんですけども、私は絶対おかしいと思います。それだけは申し上げておきます。

次の質問です。

個人の印鑑とは別に、当然公印、国見町の印鑑、町長印鑑、その保管管理規程はどのようになっているかお聞きします。

公印の種類と個数を、まずお聞きします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） お答えいたします。

町の公印規則で定めております公印の種類、数量につきましては、22の公印、これを管理しているところであります。

続きまして、公印の管理、取扱いについてであります。これも国見町公印規則に基づき行うこととなっております。公印の管理につきましては、文書主管課長であり

まず総務課長が総括することになっておりまして、各課で管理している公印につきましては、その課の課長が管理者となっております。

公印管理者につきましては、公印を常に確実に管理しなければならないことになっているとともに、公印の取扱責任者を所属職員の中から選任しなければならないことになっております。取扱責任者につきましては、公印管理者の命令によりまして、公印の取扱い、保管、その他公印に関する事務に従事することとなっております。

なお、公印の保管につきましては、机、書庫などに施錠して保管をしているところでもあります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 私、今の答弁でも少し驚いたんですけども、まず、公印は22個あるとお聞きしました。そのうち総務課長は何個管理しているんですか。総務課長の机では、何個管理しておりますか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） お答えいたします。

総務課長管理につきましては、8つの公印を管理しているところでもあります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 先ほどご回答いただいた中で、総務課長が8つ保管しています。規程では、あと各課の課長が保管することになっています。ただ、課長に限らず、職員の中から管理者を指定して管理しているとお聞きしたんですが、それは日常的に管理しているんですか。もう一度お聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） お答えいたします。

公印の管理につきましては、先ほど申し上げましたとおり、取扱責任者を職員の中から置いて、その職員が日常的に管理しているという形になっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） そういう管理の仕方では、課長が管理するということには実質ならないのではないですか。それとも、業務が終わったときに、課長のところに行って、返却する。そして、次の日の朝は、担当者に対して公印を今日よろしくということでお渡しすることになっているんですか。それとも、ずっと担当者が保管しているんですか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） お答えいたします。

各課で管理している公印につきましては、当然管理者は課長です。それで、取扱責任者については、所属職員の中から選任という形になっていますが、常々その管理者である課長につきましては、当然そういった保管の状況を把握しているものと考えて

おります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 職員の中で指名した人が、ずっと自分で管理しているのではないんですか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） お答えいたします。

ただいま議員お質しのとおり、また、先ほど私が答弁いたしましたとおり、取扱責任者が管理、保管しておりますが、確認等につきましては、当然日常的に管理職のほうでも管理、確認はしているものと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 日常的に管理しているのは、課長ではないんですか、実態を知りたいんです。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） お答えいたします。

何度も言うようで申し訳ないんですが、管理者がいまして、あとは、取扱責任者が公印の取扱い、保管、その他に関する事務に従事しているということでありまして。

議員お質しのとおり、常日頃その職員に任せていいのかというようなご心配だと思いますが、その部分につきましては、当然各課の管理する公印であれば、各課長が責任を取るということで事務取扱いをしているところであります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 今の点につきましても、個人の保管と公印の保管というのは、やはり同じ問題をはらんでいると思います。その点については庁内の中でご議論いただきたいと思います。

それで、各種証明書を発行します窓口とかで、担当者は、証明書を発行する際に、上司の検印とか、新たな目で確認した上で証明書を発行していると思うんですけれども、実際の取扱いについてお願いいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、公印の取扱責任者につきましては、公印管理者の命令によりまして、公印の取扱い、保管、その他公印に関する事務に従事することとなっておりますので、窓口で即時発行しなければならない証明書につきましては、上司への確認は必要となっております。これにつきましては、迅速な事務処理が求められますことから、そのような取扱いになっているものであります。

なお、公印につきましては、常に確実に管理しなければならないのは当然のことでありまして、常にそのような認識の下、対応しているところであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） この各種証明証の発行についても、今課長からは、迅速な対応のために特に上司の検印は受けていないという回答ですが、発行する証明書の内容に誤りがあり得るということは考えていないんですか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） お答えいたします。

100%誤りが無いということで進めているわけではありません。必要に応じて、当然確認しなければならない部分については確認しております。

なお、証明書につきましては、その証明の種類にもよりますが、住民票、税証明等につきましては、電子計算機を利用した印影で証明書を発行している状況にもなっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 電子証明は、コンピューター上での書類だと思いますが、それにしても、まず依頼書を書かされますよね。誰々のが欲しい、抄本なのか、謄本なのか、戸籍においても、いろいろあると思います、種類。誰の名前なのか。それを、自分が処理して出てきたやつで、あと、お客さん窓口に来たときに、ご確認くださいという一言はありますけれども、ただ、私はやっぱり自分だけの操作で出した証明書をチェックもなしに出すという感覚が分かりません。

今般、固定資産税の誤りがありました。誤りがあったことはしようがないです。町長のそのときの今後の事務処理体制にも決意をいただきました。しかし、誰しも間違えることはあります。その間違いをチェックする体制がないと、いかに町長が精神論で絶対間違えなと言ったって、それは無理だと思います。1番のスタートのチェックをなしにして精神論ぶったって、私は違うと思います。

この点について、町長からも一言ご所見を伺いたいと思うんですけれども。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

ただいまの総務課長の説明の中で足りなかったことを、まず説明をします。

公印の押印に関しては、公文書として発行しますから、当然上司の決裁が必要です。それには、起案書が必要です。その起案書を持って公印管理者のところに行って、こういった決裁をもらったから、この文書に押印をしますとし、公印管理簿というのがありますから、そこに記載をします。そして、公印を押印して、文書として発行すると。

また、窓口で決裁を要しないと申しましたのは、証明書です。住民票であったり、納税証明書であったり、課税証明書であったり、そういった戸籍もですけれども、もう既にシステムの中に印影が取り込まれているもの、それについては決裁を要せずとも交付をするといったところがあります。

まず、そこはもう一度私の口からご説明をします。

また、今お話しいただいた誤りについての対応の仕方、さきの臨時会で、課税誤りについての陳謝と今後の対応について、引地のほうからお話しをしています。精神論では何ともならないだろうということ、確かにそうでございます。それは私も重々承知しておりますが、今のこのやり取りの中で、我々のほうでの説明の仕方がちょっとまずかったと私は思っています。総務課長を責めるわけではございませんけれども、例えば、その公印を文書に押す際の過程については、私が先ほどお話ししたとおりのプロセスを経ないと公印を押印することはできないということ、まずそこをきちんとお話しをすべきだったんだらうなと思っています。あとは、その窓口での証明書の発行については、お話をしたとおりです。ですから、そこを誤解のないように整理をしていただければなと思っています。

あとは、その公印管理についてですけれども、公印管理についての権限、当然最終的な責任というのは、それぞれの公印を管理している担当課長が持ちます。実際にその公印を使用する場合、それは先ほど申し上げたとおりです。それぞれの決裁権者の決裁を経た上で、それをその公印管理者に決裁文書を提示して、その公印を使用するという過程がありますから、そのところをご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 公印という、公印とはいかなるものかに対する認識が、私が違っていたのかなと思っていますのですけれども。例えば、窓口でいろんな、例えば低額所得者の医療費限度額申請もやったこととかあるんですけれども、担当者が受け付けてくれまして、渡された被保険者証にはちゃんと国見町町長印とか押してあるわけなんです。それは公印ではないんですか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） 今のお話しでございますけれども、確かにそれは公印でございます。その規程の中に公印として規程されているものであれば、それは公印になります。

また、例えば、公印の中にもいろんな種類があります。戸籍専用の公印であったり、あるいは税務住民課専用の公印であったりとそれぞれありますから、それらについては個々の管理職が管理をするといったことになっております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） そうしますと、一番最初に公印について町長がおっしゃられました、権限者の承認がなければ押せないということと、窓口における先ほどの証明書は、公印ではあるけれども、いわゆる稟議書に基づいた決裁の公印ではない。それは分かります。

私が言っているのは、窓口で渡されたもので、そのときは担当者が自分の机の中からぼんと出して、はいという感じでした。だから、私はええと思ったんですけれども。少なくとも担当者と検印者、課長がいなければ係長でもいいです、係長がいなければ

照合者、担当者、隣の人でもいいです。中身を確認して返却するというのが仕事だと思うんですけども、いかがですか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

確かに見直しをしなければならないと、今のやり取りの中で感じましたので、早急に見直しをしたいと思います。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 次の質問に移ります。

役場内の朝礼、終礼の実施についてです。

私は、平成26年6月議会の一般質問でも同様の質問をいたしました。現状について伺います。現在、朝礼、終礼は実施しておりますか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） お答えいたします。

朝礼、終礼の実施の有無についてのご質問ですが、現在、全職員を集めての朝礼、終礼につきましては実施しておりませんし、各課における朝礼、終礼の実施につきましては、形態も含めまして各課で判断し、対応をしているところであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 私は、朝礼、終礼の実施については、全職員を集めてやったらどうかと申し上げたいわけではありません。各課対応で十分なんですが、各課の対応に任せておるといふご答弁ですが、やっぱりそれではやっているところとやっていないところがあるというふうになっちゃうんですが、やらない課の理由は何なのでしょう。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） お答えいたします。

町の執務時間につきましては、8時半から17時15分ということになっております。窓口につきましては、8時半と同時、ときには8時半前から待っているお客さん等もいらっしゃいます。来庁された方の対応を第一と考えれば、そういう職場は朝礼を行う余裕がないとも考えております。あと加えて、お客さんのいる課は朝礼はしていない、または、お客さんがいない課は朝礼をしているというようなことになれば、お客さんのほうからすれば、逆に違和感を覚えるのかなとも考えております。

あと、必要に応じましては、当然各課で課単位、係単位でいろいろ打合せをしているところであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 8時半からの始業ということで、お客さんの状況もあるとか、それはそう。ただ、それはやらないのではなく、最初からやる気がないというふうには私は思います。やる気であれば、何も8時20分から朝礼やってもいいんですよ。始業

時間は8時半で、始業時間の問題あるかもしれませんが、普通はもう8時頃には皆さん登庁していますよね。多分、机で今日の仕事について段取りをしていると思うんです。だから、別に8時半ではなくても、8時20分からやればいいのではないですか。それも、別に簡単な連絡事項でいいと思うんです。そういうのは大切だと思うんです。

例えば、10分くらい朝礼を前倒しでやるという考えはできると思うんですが、いかがですか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） お答えいたします。

先ほどもお話ししましたとおり、町の執務時間については8時30分、当然8時に登庁する職員もいれば、8時20分に登庁する職員もいます。それで、当然8時半からは業務がスムーズに、円滑に開始できるような体制を取っているところであります。8時20分に、それでは職員に登庁してくださいというようなことであれば、業務命令という形になりますので、そういった部分もありまして、そこまでは踏み込めない状況となっております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 朝礼、終礼、特に朝礼は必要ではないかと思っております。職員間の情報の共有、業務の適切な遂行等の観点から見れば、例えば簡単な連絡だけでもいいと思うんです。今日は議会開催ですとか、何々の会合がありますから、関係のない課も含めて相応の対応を心がけるようにとか、そういうことでいいと思うんです。そういうことで職場内の情報共有というのは変わってくると思うんです。何も私も10分も20分もやれと言っているわけではないんです。本当に5分、もしくは二、三分でもいいかと思うんです。

私が前回質問したときは、引地町長は町の職員、課長職でおられました。そのときどのようにお感じになったかは分かりませんが、今は町長の立場にいらっしゃいます。ぜひお考えいただいて、簡単な朝礼がその延長線で町民の応対向上につながるようにも私は考えますので、改めて引地町長にお考えをお聞かせください。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

ただいまの質問でございますけれども、必要に応じて朝の打合せというのはやっております。それは毎日ではないにしても、何か大きな事業があったり、あるいはその準備が必要な場合、8時半ではない、例えば7時半に集合して準備にかかるとか、そういったときに関しては、当然朝のミーティング、連絡事項を伝達するといったことはしております。

ただ、常態的に、あるいはその儀礼的な朝礼、これについては、なかなか始業時間の問題もございますから難しい課もございます。ただ、何かあった際、あるいはその何かに向かって課をまとめて事を成し遂げるといったときには、当然朝の打合せ、あ

るいは終わった後のご苦労さまといった一声かける、そういった取組はしておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

また、民間でございますと、特に銀行であれば、8時半に出社で、9時にオープン、そういったその30分の時間がございましょう。ところが、役場はそれがないんです。国の機関ですと、12時から1時までクローズしてお客さんを受け付けないといったところも、厳格に取っているところもございしますが、役場の場合には、先ほど総務課長がお話しをしたとおり、8時半の始業であったとしても、その前においでになっている方もいらっしゃる。そういったところに関しては、儀礼的な朝礼というのはなじまないと私は思っております。ただ、必要に応じて一、二分の朝の連絡、これは各課で必要な際には十分に行っているといったところをご理解いただきたいと思ひます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 必要に応じて朝礼とかを実施しているということでございます。ぜひ職員間の情報共有等を図っていただきたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後1時まで休議いたします。

（午前11時59分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

次に、7番村上 一君。

村上 一君。

（7番村上 一君 登壇）

7番（村上 一君） 先ほどの通告に従い、質問させていただきます。

国見町の空き家対策についてであります。

人口減少、高齢化社会が全国的に進むなど、社会情勢の激変に直面する状況において、空き家問題は全国的にも様々な社会問題として顕著に現れている。

国見町においても、同様の問題が表面化しつつあるのではないかとと思われる。特に、管理不全な空き家等問題は、防災、防犯、安全、環境、景観の保全等町民の生活に悪影響を及ぼしているのではないかと危惧するところであり、こうした空き家をどのようにして減らしていけるのか求められている。

国において、平成26年に空き家等対策の推進に関する特別措置法が制定され、全国の自治体で様々な空き家対策に取り組んでいる。

そこで、質問させていただきます。

国見町の空き家について、どのような調査を進めているのか伺いたい。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 7番村上 一議員のご質問にお答えいたします。

町におきましては、平成26年度に現状把握のため町内全域を対象に空き家実態調査を実施しまして、178戸の空き家を確認しているところでございます。

さらに、今年度でございますが、国見町空家等対策計画に基づきまして、平成26年度調査結果の追跡調査と新たな空き家を対象とした実態調査を行っているところでございます。今年度の調査でございますが、従前の調査で確認いたしました空き家の所在、外観調査に加えまして、建物所有者へアンケートを行いまして、「解体したい」「貸したい」「売却したい」「再利用したい」といった所有者の意向把握も行っているところでございます。この調査におきまして、さらに精度を高めました空き家の実態を把握するとともに、所有者の意向を分析いたしまして、今後の効果的な空き家対策に生かしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

7番（村上 一君） 次の質問に入らせていただきます。

国見町において、空き家を減少させるために取り組んでいる対策は何であるか伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

平成26年度に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたことから、町におきましては平成27年に国見町空家等の適正管理及び活用促進に関する条例を制定し、所有者に空き家の適正な管理等を求めてまいったところでございます。また、平成28年には国見町空家等対策計画を策定し、空き家の発生抑制と有効活用に取り組んでまいったところでございます。

具体的に申し上げますと、空き家に関する相談を随時行うことといたしまして、これまでに、「売却したい」、「取り壊したい」などの40件を超える相談を受け付けたところでございます。さらに、令和2年には、民間事業者と空き家等バンクの登録及び運用に関する連携協定を締結し、空き家の流動化を促進するため、手放したい人、購入したい人のマッチングサイト、いわゆる空き家ゲートウェイと連携しまして、現在2件の登録と併せて数多くの問合せがあるなど反響があり、潜在需要は大きいものと認識しているところでございます。また、農地つき住宅の流動化のため、空き家バンクに登録した空き家と一体的に農地を取得する場合の要件緩和を図るなどの施策も実施しているところでございます。

いずれにしましても、空き家問題は景観上の問題とともに、倒壊、散乱、火災、衛生の悪化などで地域の活性化の低下を招くマイナスのイメージがありますが、移住定住者や新規就農者への利活用といったプラスイメージへの転換を図っていく、そのよ

うな施策を今後展開してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

7番（村上 一君） 今も空き家バンクという話が出たのですけれども、その現状ということで、現在、空き家の建物から土地含めても、100円というような物件が2件ほど出ている状況なのですけれども、その内容をお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

空き家ゲートウェイに掲載されている物件等の内容ということでございますが、現在、2件の登録でございます。場所につきましては、市街化調整区域ということで、所有者が長期にわたる維持管理がかさんでいくという等々から、たとえ安価であっても手放したいという需要があることを含めまして、ゲートウェイの活用を広く周知を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

7番（村上 一君） 空き家といいましても、郡部では農地も含んでいるということで、なかなかこの空き家対策も難しいのではないのかと思いますが、空き家対策と農地対策とを一体として進めるべきなのではないのかと思うんですけれども、町の考えありましたら、お伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

先ほど答弁させていただいたところでございますが、農地つきの空き家を取得しやすくする施策ということでございますが、今現在行っている施策の一つとしましては、農地の権利移転となります売買、賃借する場合におきまして、耕作する下限面積が、現在は1,000平米という条件がございましたが、農業委員会におきまして、空き家バンクに登録された空き家とセットで農地を取得する場合に限り、下限面積を100平米まで引き下げるといような施策も実施しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

7番（村上 一君） 農地というのも確かに、耕作放棄地となっていると思うので、対策を講じていただきたいと思います。

次へ移ります。

今般のコロナ禍で、テレワークの推進など地方移住に関心を持つ人が増えつつあり、今後その需要はさらに大きくなるのではないかと。そういう需要の受皿の一つとなる空き家の活用を、地域の資源と捉えて町の活性化を図るような利活用の考えはないか伺いたい。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

新型コロナウイルス感染症の蔓延によって、その働き方の変化に対応するために、官民ともにテレワークやワーケーション、リモートなどによる新しい働き方のスタイルが確立されてきているところでもあります。

国見町でも、コロナ禍の業務体制の維持を目的に、リモートやテレワークで仕事ができる環境を整えています。

一方で、首都圏などからの地方移住や二地域居住に向けたリモートワークが可能な場所づくりとしては、藤田駅前倉庫を改修してオープンしましたアカリ、こちらではWi-Fiを完備し、無料で使用可能なラウンジが設けられています。また、その2階には賃貸の個別オフィスもございます。そのほか、役場庁舎や文化センター、道の駅などもWi-Fi環境が整っています。さらに、環境の多様化を進めるためには、空き家の活用も大事だと考えています。

いずれにしても、利用可能な公共施設の利活用と併せて、地域の資源として利用可能な空き家については、所有者の意向も踏まえながら、建設課を含め、関係各課で連携をして、国や県の助成制度なども活用しながら対策を進めていきたいと考えているところです。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

7番（村上 一君） この空き家対策は、避けて通れない重要な課題でありますので、今後ともより一層の事業推進をお願いしております。

それでは、次の質問に入ります。

町内会の現状と課題についてであります。

町内会は、住みよい地域社会を実現するため、生活環境の整備や住民福祉の向上など、地域の様々な環境に取り組む住民のための自治組織である。国見町では64町内会が組織され、地域の特性を生かし、生活環境、防災、防犯、福祉など様々な分野で町内会長を中心にコミュニティの代表として尽力されている。このような中、昨今の人口減少による世帯数減少、さらに高齢化などにより町内会での担い手不足が課題となっており、地域活動などその運営に支障を来している町内会が多くあると聞いております。

町内会長は、行政連絡員として委嘱され、町から依頼された配布物の配布や回覧、地域住民からの要望の集約、町の各種会議出席、さらに、近年自然災害が多発しており、今年2月13日に発生した震度6強の大地震や令和元年度の東日本台風の際の町内会による避難所の運営や被災家屋の片づけ手伝いなど、町内会を中心として自主防災においても大きな役割を果たすなど、その役割はますます重要となっております。

そこで、質問させていただきます。

町では、成り手不足など各町内会で抱える諸問題について、どのように把握しているのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

人口の減少や近年の社会構造の変化によりまして、町内会への加入者が減少したり、役員の成り手が不足したりしていることにつきましては、町内会長連絡協議会の役員会などでも度々話し合われていることであり、議員ご指摘のとおりと認識をいたしております。

近年の町内会長の勤続年数を見ましても、数年から10年程度務めていただいている方が減少の一途でございまして、一、二年での交代などの方法で役員を賄っている町内会が増えつつあると認識をしているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

7番（村上 一君） 次の質問に入らせていただきます。

成り手不足解消の一途となるような手法の一つとして、現在町内会長へ支払われている手当について、見直しの考えはないのか伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

各町内会長は、行政連絡員として町が委嘱をさせていただき、その報償につきましては町行政連絡員設置要綱に基づきましてお支払いをしているところでございます。また、各町内会におきまして独自に手当を設けているところもあると聞き及んでおります。

現在の行政連絡員の報償につきましては、平成7年度に改正以来据え置かれている状況でございますが、回覧などの配布物が近年大変増加をいたしまして、町内会長や班長の負担が増大しているということで、3年ほど前から町内会長連絡協議会役員会で、増額の議論や、実施したアンケートに基づく要望をいただいていたところでございます。このため、令和3年度におきまして、行政連絡員報償の均等割部分4万3000円を現在お支払いしておりますが、それを5万4000円に、班長報償の均等割額、現在6,000円を8,000円にしたいとする一般会計予算を計上したところでございます。

このことによりまして、大きな負担になっている業務に報いて、さらには成り手不足の解消の一助にもなればという思いを持っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

7番（村上 一君） それでは、次の質問に。

町内会ごとの地域性にもよるが、今後町内会再編等に踏み込んだ議論も必要と考えるが、現時点での町の考えを伺いたい。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

町内会の再編とのお質してございますが、町内会組織、これは、旧来からのつながりやその生活圏などで、長年受け継がれてきた地域の大事なコミュニティであります。住民の皆さんによる議論ですとか、それからコンセンサス、合意などが何よりも重要

となってくるものでございます。したがって、そのことを町が主導したり、ごり押ししたりというようなことはあってはならないものだと考えているところでございます。

しかしながら、冒頭申し上げましたとおり、少子高齢化が進んでおります。その現状の中で、町内会ごとのそれぞれの様々な課題があることも承知をいたしております。今後、タウンミーティングなどを通じてそのコミュニティの在り方なども検討していければと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

7番（村上 一君） 今後とも、明るく住みよい地域づくりに欠かすことのできない重要な役割を担っている町内会へのますますのご支援をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（東海林一樹君） 次に、10番渡辺勝弘君。

渡辺勝弘君。

（10番渡辺勝弘君 登壇）

10番（渡辺勝弘君） 令和3年第2回国見町議会定例会にあたりまして、さきに通告しておりました質問をさせていただきます。

内容は、町独自の地域経済対策について及び復興予算の減額による町事業の影響と今後の対応についての2点であります。

質問に入る前に、さきの福島県沖の地震において最大6強を観測した地震において被災された方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大のため、町独自の支援策として、県の時短営業協力金に上乘せさせ、支給されましたが、交付対象から外れた事業者との格差が大きいと感じるが、その点についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） 10番渡辺勝弘議員のご質問にお答えをいたします。

今回の町の対応につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために県が緊急対策として決定した時間短縮営業を、町といたしましても町内の対象事業者の協力を得て、より実効性を上げまして、何としても町民の感染防止を徹底したいということを考えてのことでございます。

よって、町としましてはこの時短営業協力要請に応じた対象事業者に対しまして、県の協力金の額の2分の1を上乘せして支給することとしたものでございまして、実際に対象となった町内の事業者は現在6事業者となっております。

今回の協力金は、県と町が一体となって取り組む感染拡大防止対策に理解を示していただいて、協力する事業者への協力金という趣旨でございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） この格差感は、全国の報道でも問題視され、そこを改善しなくてはならないということがありました。今回の県の給付金では、1店舗当たり最大で104万円ぐらいになり、申請の手続も簡素化されているということで、早く言えば簡単に交付を受けられるということになっています。そういうことを事前に町では理解をしていたのか、その点について伺います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

県の緊急時の対策ということで、県の制度の趣旨、手続については承知をしていたということでございます。

なお、この協力金につきましては、県が実施した場合、地方創生推進交付金の協力要請推進枠として国から県へ財源措置されるものでございます。そして、非常事態宣言の発令されている地域につきましては、月額180万円、1店舗1日当たり6万円上限、そして、発令されていない地域が独自に要請した場合には、月額120万円、1日当たり4万円を上限として、その8割が交付をされるという制度になってございます。その制度に沿いまして、福島県で実施したものでございまして、全国的にも数多くの都道府県が同様の協力金の支給を実施している状況になっています。

それで、この制度につきましては、様々な方から、今、議員のほうからもご指摘があったとおり、大型店に関しましては過少な金額ではないかとか、小規模な店舗においては売上げを超えているのではないかというような疑問が呈せられていることは承知しているところでございます。それらに対しまして、国としましては、現在進行形の事業でもあり、直ちに直視した場合、それぞれ混乱を招くことにもなりかねないということで、今後落ち着いた段階で制度の見直しを検討したいという話を聞いているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） ただいまの課長の答弁で十分分かるという部分ありますけれども、時短営業協力金の対象となっているのは、町内におかれても11店舗の飲食店の中で6店舗ということで、6店舗の方は大変ありがたいと思っていらっしゃるということだと思います。しかし、県の協力金を上乘せということになれば、11店舗しかない飲食店の中では6店舗しかその対象にならなかったということについては、こういう小さい町の飲食店業界では、格差があまりにも生じるのはいかがかんと思っておりますけれども、その点について再度お尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

新型コロナウイルス拡大防止のための営業時間の短縮に取り組んでいただくための町としての協力金ということでございますので、決して営業補償とか、営業継続のための支援金というような性格ではございませんので、格差という言葉はあまりなじまないのかなと考えてございます。

なお、先ほど申し上げましたが、緊急事態宣言が発令されている地域では、事業所の大小にかかわらず月額最大180万円、1店舗当たりの協力金が国の財政支援の下に支給されるという実態もございますので、その辺を含めてご了承いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今、課長の答弁では、格差感というのはなじまないという表現の違いがあるかもしれませんが、もらえる方ももらえない方には差がついているということは感じていると思います。

では、次の質問に移ります。

昨年は、今回もそうなのですが、飲食店業界が大変厳しい状況であることから、福島県では、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金や飲食店応援前払い利用券など様々な支援策を行ってまいりました。今回の時短営業協力金は全ての飲食店が対象にならなかったということになりますけれども、その点についてどう考えているのかお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

今回の時間短縮協力金の趣旨は、第3波とも言われる全国的に拡大してきた新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐために、有識者の方が検討した内容に基づき、その権限を持っている県知事が法律に基づき要請し、その対象範囲の事業者には協力金を支給するとしたものでございます。

対象店舗の選定につきましては、感染症に高度で専門的な知見を有する有識者の方々が、感染リスクなどの実態からその必要性を判断したものと考えてございますので、町として、その専門家の皆様が判断した根拠や過程について議論するのは、なじまないのかなと考えているところでございます。

ただし、あくまでも個人や法人の権利を制限するというところでございますので、法学上の様々な観点から協力要請という形にとどめまして、必要最低限の対象とすべきであろうと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今、課長の答弁である程度分かります。

やはり、今回のやる前に臨時議会で決まったことですから、おかしいのではないかという点もあるのですが、やはり、去年の4月28日から、あるいは5月6日のときに、今回と同じようなのをやりましたと説明があったので、私もそうだろうなと思っておりましたけれども、前回は、休業、営業短縮を行ったことということで、国は新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金ということで、10万円が飲食店に給付された実績があります。この去年のように執り行うという表現がさっきもありましたけれども、昨年とは飲食店業界だけではなく、今回は交付、早く言えば交付対象者

のみであるということは、昨年とは違った形の交付金ではなかったのかなと思うのですけれども、その辺はどう考えているのかお伺いします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

昨年4月17日ですか、緊急事態宣言が全国に拡大されました。それで、4月20日には県知事から営業の休業要請等がなされたという経緯がございます。町では、県の休業要請、時短要請について、感染予防の観点から、町としても積極的に推進していくとの観点から、県の協力金の半額を上乗せして支援したということでございます。対象施設は、県知事が有識者等の助言を参考としながら、感染拡大防止のために要請が必要と判断した施設ということでございまして、今回も同様に、今、県が対象とした施設を対象としているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今、先ほどから課長が言っているように、県の指導とやり方と申しているということですが、やはり、時短営業協力金の対象者になっているものとならなかったものでは、私は、格差感は拭えないなと思っております。

では、次の質問に移ります。

先ほどから申していますけれども、町独自の施策をなお考えているのであれば、今回は、国・県の施策にただ上乗せをするのではなく、やはり均等に、昨年に行った飲食店全てのものに対して支援策を講じるべきではなかったかなと考えておりますけれども、その点についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

今回の町が支給することにした協力金の趣旨につきましては、先ほど答弁をしたとおりでございます。

それとまた、事業者の皆さん、全般的に新型コロナの関係で厳しいということで、協力金とは性格を異にしますが、営業継続を支援する策として、町は事業者緊急支援事業で、減収の給付金という形で、2月1日、専決処分をさせていただいた事業に取り組んでいるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 独自の支援策ということでは、町長が執り行いました新成人の皆さんに町独自の支援策ということで、支援をしました。ほかの町や県でやるからやるのではなく、町独自でやれるものがあるんだったら、町独自でやってもできるのではなかったのかなと思っておりますけれども、その辺はどういう考えあったのかお伺いします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

協力金の趣旨につきましては、先ほどからお話をしているとおりでございます。町としてのさらなる独自の対策につきましては、これも先ほどの質問に答弁しましたけれども、2月1日に関係予算を専決処分させていただきました売上げ減少に応じて対象となる事業者緊急支援給付金ということで、減収のあった事業者の皆さんを支援する形での事業ということで、協力金につきましては、制限のかかった事業者の皆様への町としての協力要請ということで、ご理解いただければと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 町としての協力金として執り行いたいと言ったということで理解をいたします。

では、先ほど課長が言いましたように、これのほかに、町では事業者緊急支援給付金を実施されることになりましたが、この新型コロナウイルス感染症の危機から命と暮らしを守る、経済を立て直すための町独自の経済対策案はあるのか、その点についてお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

新型コロナウイルスの感染拡大の第3波の中、国の緊急事態宣言の発令であったり、あるいは、県独自の緊急対策などで各種事業者が厳しい状況に置かれているといったことは想像に難くありません。昨年も、事業者を対象に様々な支援や地域経済対策を実施してまいりましたけれども、町独自で実施してきた事業の中には、国・県で制度化された事業などもございまして、該当する事業はその中での対応をお願いすることとなります。また、昨年実施したプレミアム商品券の発行については、地域経済対策としてはある程度の効果はあったものと思っておりますけれども、その成果と課題の検証が現在進行形であるということ、あるいは、再度実施するか否かについては、関係団体との意見調整、あるいは財源確保が課題となるといったこともございますから、今後、精査と検討を進めることとします。

一方、地域経済対策の中で一番の気掛かりは、この厳しい経営環境の中でも懸命に事業を継続している事業者の声をとりまとめ、県商工会連合会や行政機関に伝えるべき商工関係団体が、この状況を打破するためにどういった考えをお持ちなのか、どうも行政のほうにはなかなか伝わりづらいところがあると思っております。事業主の個人的な意見は、先ほどの2万円の上乗せの件に関しては、引地にも直接寄せられております。ただ、商工会関係団体が自ら会員と協議をし、組織として意見や要望を取りまとめ、行政や県の上部組織に伝えるべきものと思料します。

ここに一つの統計実態がございます。それは、家計貯蓄の額が過去最大だということでございます。その貯蓄をどう消費に向けさせるか、これが課題だと思っております。事業者やそれを取りまとめる商工関係団体はそれぞれに自立をしています。その上で、県商工会連合会と連携をし、自らの知恵と力で、国見ならではの地域経済対策事業を考え取り組む意志を強く持つのであれば、町はできる限りの支援を行う用意がありま

す。

町は、地域経済対策を新型コロナウイルスへの対応だけにとどめず、福島県沖地震等への対応など、町の商工業全体の再興といった広い視野で考えるべきものと思っています。国・県の広域的な経済対策の状況や関係団体の意向、協議なども踏まえて、しっかりと町として対応していくこととします。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） やはり、国でも経済を立て直すために、様々な支援を行い、安全対策をしっかりと行い、経済を立て直すことが国の施策でありますけれども、国の施策を待つよりも、先ほども申しましたけれども、国見町でしかできないことに取り組んでいただきたいし、それができる唯一のチャンスであると考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、この部分の最後の質問になりますけれども、今までにいろんな方が質問をされていると思うのですが、やはり、地域経済の活性化が最重要課題だと思ひております。そのためにも、感染防止対策を十分に行いながら、町長、先ほど言われました好評だったプレミアム商品券の事業を再度実施すべきだと考えておりますけれども、その点についていかがかお伺ひいたします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

プレミアム商品券事業については、先ほど町長答弁のとおりでございますけれども、プレミアム商品券事業、昨年8月から今年1月15日までが使用期間ということで、その後、換金期間が2月の中旬まででしたか、それで、それらの商品券を取り扱った事業者アンケートや何かも実施してございます。その取りまとめがやっと終わった段階ということでございますので、それらの成果が委託事業者でございます商工会から上がってきておりますので、それらを基に、今後、その成果も含めて検証して、今後、再度、プレミアム商品券事業できるのかできないか、その辺も含めて検討をしていきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 考えているということでもいいと思ひますけれども、例を申しますと、桑折町ではもう既にプレミアム商品券発行しているということで動きは出ております。ただ、先ほども申しましたけれども、今、ただプレミアム商品券を発行するのではなく、安心・安全な販売方法なりとか、いろんな方法で失敗作があったかなと思ひております。前回のような失敗作をやらないで、確実に皆さんの手元に届いて、皆さんが喜んでその商品券を利用して、多くの方々にお金を回してもらうことによって経済が動くと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、次の質問をさせていただきます。

次の質問は、復興予算の減額による町事業の影響と今後の対応策についてでありま

す。

東日本大震災から間もなく10年が経過し、県の復興予算が減額になったと新聞報道されました。あるいはテレビで放映されましたが、国見町の復興予算の中にある、くにみももたん広場についての財源内訳と補助率はどのようなになっているのかお伺いします。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） それでは、お答えいたします。

くにみももたん広場は、東京電力福島原発事故で放出された放射能の影響で、安心して屋外で子どもたちが遊べない状況が続いたため、遊び場の確保を目的に既存の森江野町民センター体育館を改修し、平成25年度に開設いたしました。

施設整備のときの財源でございますが、日本赤十字社東日本大震災復興支援基金と福島県安全子ども基金を活用しております。そのときの補助率は3分の2でございます。また、今年度は、ももたん広場の予算1234万円予定しておりますが、こちらの運営の財源といたしましては、福島県被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業補助金を活用して、同じく補助率は3分の2となっております。

国では、令和3年度から令和7年度までの5年間で第2期復興・創生期間と位置づけ、引き続いて財政支援を打ち出しておりますので、令和3年度はこれまで同様の財政支援を見込んでいます。

しかし、第2期復興・創生期間の5年間の全体では国の財源も減少し、令和4年度以降は、これまで以上に国・県の動向を注視する必要があると思っております。

いずれにいたしましても、屋内遊び場は、親子が安心して遊べる施設として定着しておりますので、利用者も多く、引き続き財源の確保に努めることといたします。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今の課長の答弁によりますと、令和3年度、来年度におきましては、予算がもらえるということですが、令和4年度以降は厳しいものがあるということですから、開設したももたん広場の事業継続に今後は影響がないのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） お答えいたします。

ももたん広場は、先ほどの答弁のとおり、補助事業を活用し、やっているところですが、町単独で進めるには難しい事業でございますので、引き続き財源確保に努めることといたします。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 来年度の予算と思っておりますけれども、重点事業といたしまして、室内遊び場運営事業ということで、一部補助により事業をする予算になってはおりますけれども、いずれ単独事業として進めていかなければならないのではないかと考えて

おりますが、その点についてはどのように考えておりますか。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） お答えいたします。

先ほどと重複してしまいますが、町単独では難しいと考えられますので、財源確保に努めたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 町単独では難しくなるだろうという話でありますけれども、令和3年度の予算案も1234万円の事業で進めていくということで動いておりますけれども、今後は、施設管理費だけではなく、遊具の修理、整備が必ずついてまいります。建物を造るだけでそのまま続くのではいいのですけれども、当然修理というものは何年後に来るかというのは全然見当はできません。となれば、それをするための予備費を残しておくというようなものが必要となると思います。

復興予算では国見町独自に安心・安全な子どもたちの遊び場を開設したということで動いておりますが、子育て世代の人から大変人気がある施設であるということは、大変分かっております。この施設を存続するのは不可欠であると私も考えておりますけれども、町としてはどのように考えているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） お答えいたします。

くにみもたん広場は、平成25年に開設し、7年が経過しております。遊具につきましては、定期的に点検し、必要に応じて修理や遊具の更新を行い、安心・安全な遊び場を提供しております。

令和3年2月末の利用者は、延べ21万4566人となり、親子、保護者同士のコミュニケーションの場として必要な施設と受け止めております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 課長から、大変必要な施設だということは十分分かりました。

やはり、未来ある子どもたちの遊び場を継続できるようにしていただきたいと思っております。

そこで提案なのですが、復興予算が当たり前という考えを改めて、子どもたちの安心・安全対策を十分に講じた施設を存続させるためには、利用者からのご負担をお願いすることも必要であると考えますけれども、その点についていかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） お答えいたします。

近隣市町の類似施設を見ますと、お隣、宮城県白石市は有料となっております。そのほかの施設は無料となっております。設置の目的や子育て支援の観点から、町は利用者負担については考えておりません。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今、課長が全く考えていないということなのですが、確かに今まで無料だったということが、遠方から来る方も多かった理由かなと思っております。

先ほども申しましたけれども、今後に係る遊具の修理、整備は絶対私は必要だと思っております。子どもたちの安全・安心のために理解を求めるべきではないかなと思っておりますけれども、その点について、再度お尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） お答えいたします。

先ほどの答弁のとおり、現段階で利用者負担については考えておりません。しかし、大規模な施設改修や遊具の更新など必要になった場合は、有料化も含め施設の運営について検討が必要となると考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 答弁は考えていないと思うのですが、施設を有料化ということを考えていく場合に、利用者にアンケート調査を行い、利用する方が納得できるような金額というか、それも必要ではないかと思っておりますけれども、その点について、アンケートとかを取って、利用者の意見を聞くという考えはあるのかお尋ねしたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） お答えいたします。

利用者負担の考え方については、先ほど答弁したとおりでございます。

施設の運営改善のためのアンケートについては必要と考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 利用者の皆さんに理解をいただくことが大切だと思っております。一方的に行政が決めた金額では駄目だと私は思っております。無理なくご負担できる金額を提案することが施設の存続に継がるのではないかと思いますけれども、もう一度その点についてお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） お答えいたします。

先ほどの答弁のとおり、現段階で利用者負担については考えておりません。ただ、今後、大規模改修など、施設の運営について検討しなければならないときには、議員ご指摘のとおり、アンケートの実施などを踏まえて利用者の納得が得られるように進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 同じような質問ばかりで申し訳ございませんでした。

私としては、施設をどうにか持続していただいてもらいたいという気持ちの一念であります。

最後の質問に移ります。

この施設は、国見町にしかない必要な遊び場、ももたん広場を、今後どのように、町内外からこちらの施設に来ていただくようにするための、新たな方策があるのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） お答えいたします。

ももたん広場は、国見町には1つでございますが、屋内遊び場、類似施設は県北地区に約20施設ございます。その中の一つであるももたん広場の今年度の市町村別の利用状況ですが、国見町が31%、伊達市が27%、福島市が16%でございます。今年度は宮城県からの利用者は少なくなっておりますが、これは新型感染症が関係しているものと考えられます。昨年度までは約20%前後の利用がございました。このことから、この施設は町外にも広く周知されると考えております。

ももたん広場は、まず国見の子どもたちが安心して伸び伸びと体を動かしていける遊び場であることが第一と考えております。

施設のイベント情報や利用方法については、今年度はコロナ禍ということもあり大きく周知はしませんでした。チラシや町のホームページなどで周知しているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 課長に情報をいただきましてありがとうございます。それによって、このももたん広場をご利用している方々、大変いらっしゃるということが確認できました。

子どもたちの安全確保を、安心・安全を十分に行っているという素晴らしい施設であります。ぜひとも、あらゆる手段を講じていくことをお願い申し上げて、私からの質問を終わらせていただきます。

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 2時10分まで休議いたします。

(午後1時58分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

(午後2時10分)

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

次に、3番 宍戸武志君。

宍戸武志君。

(3番宍戸武志君 登壇)

3番(宍戸武志君) 今回の地震で被害を受けられた町民の皆様にお見舞い申し上げます。早く元どおりの生活に戻られるよう心よりお祈り申し上げます。

町長にあらましましては、就任早々コロナ対策、新年度への予算、計画に向け、何かとお忙しいとは存じます。その上、地震対策が加わってきまして、本当にお忙しいと思います。

幸い、町長は、役場において数々の要職をこなしてきたとお伺いしております。行政のプロの対応、今回、迅速な対応、的確な対応で、町民の皆様、安心できたと思います。

それでは、私の質問をいたしてまいりたいと思います。

まず、歴史、文化を生かしたまちづくりの推進策ということで、歴史、文化を知ると、町に関心を持ってもらえます。郷土愛が生まれます。町の活性化になります。このように、再度、町民の皆様に対して、歴史、文化を知っていただく努力が必要だろうと思います。その節には、ほかから一目置かれる存在感のある町ができると思います。魅力的な町ができると思います。

魅力ある町にはおのずと人が集まります。人が戻ってきます。お金もついてきます。集まります。魅力のない町では、当然、人も育ちません。人づくりもできません。魅力のある町については、人も育ち、人づくりにも寄与します。ぜひ、このようなすばらしい町、歴史、文化のある町において、行政の考え方、政策に歴史、文化教育をどう反映させるべきかお考え、お伺いしたいと思います。

議長(東海林一樹君) 教育次長。

教育次長(羽根洋一君) 3番宍戸議員のご質問にお答えいたします。

まず、教育の方針というようなことですので、当方からの回答させていただきます。

町の教育方針につきましては、平成26年度に制定した教育ビジョンがございます。このビジョンには4つの大きな柱がありまして、その一つに「郷土愛をはぐくむ」というものを教育の目標の一つとして掲げております。さらに、これを具現化するためには、「ふるさと国見を学ぼう」というものを指標に掲げ、歴史や文化を学ぶ国見学というものに取り組んでいるというのが現在のところでございます。

今年度は、先ほど議員ご指摘の国見町の歴史的風致維持向上計画に基づいて作成しました国見の歴史本、こちらについては、昨年刊行したもので、小学校6年生と全中学生に配布するとともに、国見の歴史や文化について講演を行ったということでございます。さらに具体的に申し上げますと、小学3年生におきましては、観月台の旧佐藤家住宅で江戸中期の農家の様子を見たり、昔の用具や農具に触れたりして、当時の暮らしぶりを学んでいます。さらに、小学6年生においては、総合的な学習の場において、町内の史跡を巡ることをしながら国見の歴史について調べ、その成果については文化祭等での発表をしたところでございます。さらに、中学生では、昨年は平泉のほうに2年生が行ってきましてけれども、平泉と阿津賀志山防塁との関係を学んだり

しております。また、地域学校協働本部事業で行いますが、全児童生徒の学齢に合わせて、町の特産のモモや米、そういったものの栽培、そして、あんぽ柿やしめ縄作り、そのような体験学習を展開しているところでございます。

教育委員会におきましては、保育所、幼稚園、小学校、中学校、これが連携して、児童生徒の発達の段階に合わせて、町の歴史や文化、こちらについて、教育の中に、学習として取り入れているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 小中学生は大事な時期なんです。これは、人生を左右されるような大切な時期でございます。こんな時期に、本町の歴史、文化を中途半端、上っ面だけでなく、きっちり教え込むということは、町民、私どもの義務でもあり、使命感だと思えます。一旦、町外に出てしまいますと、学ぶ機会がございません。大人になると、余計、学ぶという言葉は疎くなっております。ぜひ、将来性ある小中学生にきっちり、授業等、年間計画等入れまして、教えていただきたいと思えます。必ず、この方たちは、国見町の応援団となり得ます。

また、歴史、文化、これはぜひ町民一丸となってPRしてもいいのではないのでしょうか。名刺に刷り込むとか、事あるたびにパンフレット等を書いて持ち歩くとか、そういう形で本町の良さを示していただきたいと思えます。

この辺のスタンスを、町長、どう考えているのか、お聞かせ願いたいと思えます。

議長（東海林一樹君） 宍戸議員、今の質問は通告外です。

3番（宍戸武志君） いや、私は、人づくりの一環として、町の歴史、文化教育が重要であると、政策にどう反映していくのかということと述べていただいてもおります。

議長（東海林一樹君） 分かりました。

教育次長。

教育次長（羽根洋一君） 先ほど、小学校、中学校においても、折に触れ、歴史、文化について学ぶ機会があるということでご説明させていただきましたが、教育のサイドにおきましては、ぜひ、今まで以上に小中学生において歴史教育の大切さというものについて、盛り込みながら進めていきたいと。さらに、今、教育ビジョンの見直しを進めておりますので、その中においても、歴史、文化、国見を知ろうというジャンルについては、重要性があるということで盛り込んでおりますので、さらなる教育での活用を考えてきたいと。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 2番目としましては、町の歴史、文化を全国に発信するために、また、町の活性化につなげるために、歴史的景観都市協議会、これ、各都市回りでやっている。ただ、コロナのせいで近年やっていないとお聞きしていたんですけれども、阿津賀志山防塁史跡整備完了記念も含めまして、歴史的景観都市協議会総会を誘致してはどうでしょうか。これは、すばらしい全国に対するPRになります。また、町民

の皆さんも、国見町はこういう町だったんだということで、再認識されます。

ぜひ、国見町に協議会総会を誘致していただきたい。単独で無理なら、隣の桑折町と一緒にいいです。全国に対するPR、これは、東北のせいか足りないんですよ。ですから、この辺も含めて、誘致、どうかということでお聞きしたいなと思います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

歴史的景観都市協議会は、ご承知のとおり、歴史的、伝統的な市街地景観の保全を図っている都市相互の交流を深めまして、共通の課題について調査研究し各都市の施策を推進することを目的に、昭和48年に組織されてございます。国見町としましては平成30年度に加盟をしております。

それで、この歴史的景観都市協議会は、現在、全国の51都市が加盟をしまして、全国を5ブロックに分けまして、持ち回りで総会を開催しております。それで、令和3年度につきましては徳島県の三好市、令和4年度につきましては沖縄県的那覇市、そして、令和5年度は設立の第50回の記念大会ということで、規模の大きな都市での開催が既に決まっているということがございます。それで、総会につきましては、加盟51市町村の景観行政を担う専門的な担当者100人ほどの会議という形でございます。それで、2日間にわたって開催され、記念講演や事例発表、情報交換会、現地視察などが行われるという内容になってございます。

確かに、総会の誘致につきましては、国見町の歴史まちづくりの情報発信ということで、大いに効果があるものとは考えてございますが、総会誘致の準備のボリューム、それと感染症後の会合の持ち方、そして、一過性のイベントではやはり効果がないのかなという部分もございます。それを一過性のイベントで終わらせない工夫やその後の関係構築など、総合的な判断が必要ということになってきますので、議員からご提案がございました桑折町とかほかの町との共同開催も含めて、現段階ではご意見として伺っておきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） ぜひ、国見町は歴史的景観都市ということを最大限生かしまして、ほかにやっぱりPRをしていただきたいと思います。ですから、この辺も含めて、町のPR不足もあるのではないかなと思います。皆さん、歴史的景観都市、大いに自信を持てる町だと思います。ぜひ、行政、推進していただきたいなと思います。

次に、本町の健康づくり推進についてでございます。

日夜、保健福祉課の皆様を中心とされまして、町民の皆様の健康を守っていただいております。大変感謝しております。また、コロナ対応も加わっております。ぜひ、この難局を乗り切っていただきたいと思います。

さて、何をやるにも健康、これは当たり前ですね。しかし、あまりスポットライトが当たっていないのではないかなと思います。私は、ボランティアとして体操教室のサポーターもやっております。この中で、皆さんの意見を聞きますと、生活習慣病を

治すためには、運動が手っ取り早いということで、私も週一運動のサポーターをさせていただきます。

また、国見町においても、農村地帯でありますので、車社会だという特有の運動不足、これが原因で生活習慣病が問題になっていると。それと、食べ物、これは、聞きますと、夏場終わりますと、糖尿病の方が多くなってくると。これはなぜかという、モモの食べ過ぎだというんですね。三、四個普通に食べているということで、この辺もあるのではないかなという。

ですから、ぜひ、今、いろんな運動をやっています。これの成功のポイントは、全員、町民総ぐるみで参加をしていかないと、成功しないのではないかと。または、運動習慣が定着しないのではないかとということで、町長以下全員参加の運動の取組が必要だと思いますけれども、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

人生百年時代と言われまして、健康と長寿は誰もが願うことでございます。その健康と長寿のために何をしたらいいのか、明確に答えられる人は多くはないと思います。運動やスポーツによる運動機能や筋力の維持向上は若いときだけではなく高齢になっても可能との研究結果が出ております。また、習慣化することの効果についても期待されています。

例えば、20代から30代の若年層では、痩せや骨格筋量の低下、これの予防が期待され、40代から50代の中老年層では、肥満やメタボリックシンドロームの予防、さらには、生活習慣病の発症リスクを抑える効果も期待されています。60代以降の高齢層では、歩行や移動能力、骨密度をアップすることで、転倒や骨折の予防、認知症リスクやフレイルの予防効果も期待されています。これは、若いときから運動やスポーツに親しみ、実践し、習慣化すれば、将来の生活習慣病の予防や介護予防につながり、健康寿命の延伸や医療費の抑制にもつながる可能性が高くなるということを表しています。

国見町の健康づくり事業は、保健福祉課だけではなく、生涯学習課のスポーツの振興や運動機会の創出、提供、体力づくりなどの取組も含め、多世代を対象に展開しています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 健康の質、それをいかに保つか。私は年を取っても元気で足でもって立っていられると。自分のことは自分でできるということでない、生きているだけだということで、生きがいもあるんですけども、その辺のことを考えまして、健康、主に運動の取組、町全体でお願いしたいなと思います。

次に、生活習慣病、健康診断データ指摘事項、その他のデータがあればお聞かせお聞かせしたいということと、県との比較、問題点、感想、打開策等がありましたら、お伺いしたいなと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えいたします。

今、宍戸議員から、健康を維持するための、もしくはそのデータの部分についてご質問があったんですが、運動習慣の取組と併せてのご質問ということで捉えてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

まずは、町で今、運動と減塩、この2つのテーマについては、大変大きな課題だという認識をして、ここ3年ほど取り組んできてございます。なぜそのような取組をいたしているかというところについてご説明をさせていただきます。

まずは、特定健診、健康診断、総合健診です。この特定健診での有所見率、課題があったという方の割合を見てみますと、まずは、腹囲が標準よりも高いというところ、いわゆる内臓脂肪の予備軍というか、該当者といいますか、そういうものが高いという状況になっております。平成28年、平成29年と、県の平均よりも国見町のほうが腹囲で課題になっている方が多くなっているという状況にございます。ご承知のとおり、福島県の値が全国の中でもどちらかという悪いほうということになってございますので、そのことを考えれば、国見町の状況については、そんなによろしいものではないと考えてございます。

腹囲、さらにはBMIのところでも同様でございました。さらに、血管を傷つけるその原因になりますところで見ても、血糖値の値、それから、ヘモグロビンA1Cの値、さらには、収縮機能、血圧の部分で県の平均を上回っているという状況が続いてございます。

このために、町としては、運動と減塩というところにポイントを置いて健康指導、あるいは健康教室等を開催しているところでございます。特に、塩分の部分につきましては、令和元年度から国保の被保険者の方で健診を受けられる方については、尿中の塩分測定を入れてございます。こういうことを検査することで、実際にどのぐらい塩分を摂取しているかというところが分かると。それが分からないと指導もできないということで実施をしているところでございますが、令和元年度については、男性が9.5グラム、女性が9.4グラムということでありました。厚労省の目標から言えば、それぞれ2グラムから3グラム上回っているというところが分かってございます。

さらに、この減塩の部分で、令和2年度の健診において分かっているところがございます。令和2年度の健診においては、これはちょっと速報値ということでお願いをしたいんですが、実は、令和2年度について、厚生労働省で食塩の摂取量の目安については、それぞれ、男性、女性で0.5グラムずつ減少させています。なので、今は男性が7.5グラム、女性が6.5グラムということになってございますが、令和2年度の健診での尿中塩分測定の結果、まず男性ですが、7.5グラム以内に抑えられた方については14%、それ以外の方は超えていたというところになります。また、女性については、6.4グラム、6.5グラムが目安なので、それ以下に抑えられていた

方は8%ということで、それ以外の方は超えていられるというところでもございました。

これ、令和2年度で新たに分かったことは、超えている方については、令和元年度とそんなに大きな差はなかったんですが、どうも、地域別に見てみますと、小坂地区と森江野地区については、結構大幅に超えている方が多くいて、平均値を上げているということが見えてきているというところでもございました。

また、これは、健診のときの問診で分かっているところでもあるんですが、どうやら男性は晩酌のおつまみに塩気の強いものを口にしがちだということ。中には、おかずを作っていただいて、追いしょうゆをしてしまうというようなことをお話しになっていた方もいらっしゃいますので、その習慣を直していかないとということがあるかと思えます。また、女性だと、どうしても簡単に済ませるというところが、家族がいて、家族のためにお料理をするときは別なんでしょうけれども、例えば、自分1人で行くときとかは簡単に済ませるという方が多いようで、お茶漬けにするのに梅干し、あるいは漬物ということで、ちょっと塩気が多いものを好まれるというような、問診の際のお答えもあったということでございますので、その辺をこれから減塩に向けて取組を進めていくというところがポイントになるかなというところは出てございます。

さらに、これは、藤田病院の近藤院長先生からアドバイスをいただいたところもございまして、県内では急性心筋梗塞の死亡が非常に多いということで指摘をされてございます。実はこれ、国見町も同じでございまして、亡くなられる方の部分については、その死亡の原因については、急性の心疾患と悪性の新生物、この2つがちょっと平均を超えているということがございますので、この辺の部分についても見直しをしていく必要があるだろうと考えてございまして、実はこの部分も、心筋梗塞は心疾患の中でも生活習慣病が原因の大きなものとされてございますので、生活習慣をいかに改善をしていくかというところが大事だなと考えてございまして、実は、ここにも減塩の部分と運動の部分と両方で抑えていくというところの趣旨がございまして。

また、運動の部分で言いますと、これはスポーツ庁の資料でございまして、平成10年と平成27年の65歳以上の方の体力を比べたときに、平成27年のほうが10歳ほど若返っているというようなデータもございまして、まずは、運動を習慣化していただいて、そのことでご自分の健康に留意をしていただくというところが大事だろうと考えてございます。

そのためにやっておりますのが、通いの場、あるいはいきいきサロン、あるいは運動教室等に取り組んでいるというところでもございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 県と比べても数値が悪いということで、県もワーストなんです、見ますと。ですから、アンダーをいっている。これはやっぱり問題ではないかなと思うんです。その辺の健康ではないと、町民の皆さん生き生きと暮らせません。それで、早急にこの対策、必要ではないかなと思いました。

次に移ります。

今、いろんな体操をやっています。例えば、聞いているところでは百歳体操、通いの場、いきいきサロン、メラメラ運動、これは脂肪を取るんですね、やっていますけれども、その対象者とか、運動内容とか、効果とか、町の支援とか、受講者の反応とか、いろいろあるんですけれども、その辺、コース、メニューの整理、年間スケジュール等、運動計画の提示、必要ではないかなと思うんです。ただやってくれ、では、どのコースでどうやったらいいかということが分からないので、この辺も大変ですけれども、計画を提示して、メニューを提示していただきたいなと思います。この辺はどのように考えているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

宍戸議員のお尋ねの部分については、実はそれぞれ目的があってやっているというところがございます、それぞれの目的が少し違っているというところがございます。

まず、通いの場につきましては、活動内容については軽運動、さらに百歳体操についても、通いの場ということでやってございますが、週1回の活動ということで行ってございます。また、評価のための体力チェック、さらには、代表者の方やスタッフの方とのコミュニケーションを図る、あるいは、スキルを上げるということでのフォローアップ教室も開催をしているところでございます。これも計画を立てて行ってございます。

また、いきいきサロンにつきましては、これは、運動だけのサロンではございませんので、ただ、中では体操、あるいは運動を取り入れて行っているということで、こちらも協力をしていただいている民生児童委員の方、あるいは、健康推進員の意見を踏まえ、年間計画を策定して取り組んでいるところでございます。

最後に、メラメラ運動教室につきましては、特定保健指導の対象者をメインにしてございますので、総合健診の結果が出てから対象者を絞り込むということで、毎年同じような時期にご案内をするということになってございます。

それぞれ対象者と目的によって年間計画の中で実施をしておりますことをご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） この辺、分かりやすく表にされたほうが受ける側としてもいいと思いますので、これをお願いしたいと思います。

次に、今、運動を、私もサポーターとしてやっているんですけれども、DVDでもってやるということで、町から言われているということなんですけれども、前に、フォローアップ研修結構やったんですね。やはり私も現場でボランティアをやっていると、具体的なフォローアップがないと続きません。DVDで勝手にやってくれと言っても、続きませんので、ぜひ、私、継続したいので、若干金はおかかると思うんですけれども、1か所でやる所をこのときだけは3か所にまとめるとか、工夫して、ぜひ、フォローアップ研修の再開をお願いしたいと思います。どうでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

介護予防の通いの場の件だということでお答えをさせていただきますが、今現在、通いの場につきましては、軽運動が6か所、百歳体操を採用しているのが13か所ということで活動をいただいているところでございます。それぞれ週1回の活動ということで、宍戸議員にもその部分で指導されているということを知ってございますので、大変ありがたいことだなと考えてございます。

それで、実際にこのフォローアップの教室の件でございますが、軽運動の場合については、トレーナーの方に講習をお願いして取り組んだのが軽運動の最初でございます。その際に、フォローアップをして正確な運動を進めていくということでやらせていただいております。参加者の皆さんからは、運動前のアイスブレイクなど、結構楽しく人気があったということは承知をしているところでございます。

ただ、課題もあったということで認識をしております。まず1つは、運動指導の期間が終わると自己流の体操になって効果が薄れるということ、2つ目には、幅広い年齢層の方が集うという通いの場になりますので、高齢の方には、若い方に合わせると負荷がかかり過ぎること、逆にすると、今度、若い方が物足りないというところがありました。

さらに、自主化後のリーダーとなる介護予防サポーター、実は、これもサポーターの養成ということで、養成講座をずっと行ってきたんですが、今、手を挙げてなるという方がいないという状況になってございます。また、受託者に高齢者に合った運動指導、これをしてくださいということで求めていたんですが、これも改善をされなかったということもあって、令和元年度からは新たに通いの場を始めるところについては、いきいき百歳体操、DVDを採用してやっていただいております。先ほど申しましたように、現在、百歳体操については13か所でやっていただいております。

フォローアップの復活ということでございますが、現在、年2回ほど、代表者の方、あるいは協力者との情報交換会、あるいは、アイスブレイクなどの講習を実施しているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） やはり、運動等につきましては、喫緊の課題だと思いますので、これ、しっかり行政としてやっていただきたいなど。

突き詰めて言えば、これは自己責任だと言う方いらっしゃるかもしれませんが、これは自己責任ではないんです。これも行政の方のリーダーシップの下、お願いしたいなと思います。

次に、3番目、介護保険の給付金の支給方法についてお聞きします。

1番目、介護に必要な住宅改修や福祉用具購入について、本町の今年度の支給件数と金額はどうなっているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをします。

2月末までの集計ということになります。要介護分の住宅改修については30件260万2120円、要支援分の住宅改修は7件38万3939円、計37件298万6059円となっています。また、要介護分の福祉用具につきましては46件119万5644円、要支援分の福祉用具につきましては10件23万3064円、計56件142万8708円となっています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 次に、住宅改修や福祉用具購入、お金がかかるわけなんですよ。

今現在、分かりやすく例を立てますと、手すりを直しましたと、トイレを改修しましたと、20万円かかったとしますと、国見町では、自己負担分、1割とします。そうしますと、まず最初に自分たちで20万円支払わなきゃならないということなんです。ただ、これは基本らしいんですけども、伊達市や福島市の場合には、20万円かかったとしますと、1割負担だということで、その利用者は2万円を支払って、あとは、9割は保険者、つまり、行政当局から振り込まれるということで、この辺、使い勝手いいほうは、少ない金額をお支払いしたほうが大分楽ではないかなと思うんです。その辺を考慮していただきたいなと思います。

償還払いを、受領委任払いに変更していただきたいなと思います。いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

福祉用具の購入費及び住宅改修費、これにつきましては、介護保険制度では、基本的に償還払いとされてございます。これには理由がございまして、急に福祉用具などを利用する必要が生じたときに、介護ではケアプランが必要になってきますが、このケアプランが間に合わないということで、まずは、用具の準備を先行させるということが可能にするということ、さらには、住宅改修では、要介護の認定前に住居の改修が必要な場合、事前に許可は必要なんです。工事を先行させることが可能になるということが主な理由だと考えられます。

次に、受領委任払いのメリットについてですが、利用者がまとまった金額を準備せずに済むということが大きなメリットかなと考えてございます。一方、デメリットもございまして。この受領委任払い、取扱いの事業者については、あらかじめ登録をさせていただくということになりますので、登録をした事業者に限られるということがございます。この点で、償還払いについては、利用者の視点では事業者を自由に選択できるということ、事業者の視点では規模の小さい工務店などでも受注できるというメリットがございまして。

利用者の立場からは、償還払いも受領委任払いも、それぞれメリット、デメリットがありますが、選択肢を増やすということが利便性にもプラスになるということは考えてございますので、受領委任払いも選択をできるように、つまり、両方、利用者が

選択できるような形で制度を設計するというところで、今後検討していきたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） この点につきましては、高齢化が進んで、介護保険を利用する方が年々多くなってくると思います。ですから、利用者の利便性を考えまして、受領委任払いも導入をお願いしたいなと思います。

以上、長々となりましたけれども、私の質問とさせていただきます。

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 3時10分まで休議いたします。

（午後2時59分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 会議を再開いたします。

（午後3時10分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 次に、1番蒲倉 孝君。

（1番蒲倉 孝君 登壇）

1番（蒲倉 孝君） では、さきに通告いたしました内容について質問をさせていただきます。

本日の質問、2件ございます。1つ目が、道の駅国見あつかしの郷について。2つ目、国道4号線交差点の交通事故多発についてでございます。

まず、1つ目、道の駅国見あつかしの郷は、多くの来場者でにぎわいを見せております。来ていただいたお客様に心を和ませ、道の駅のPRにもなるよう、国道4号線沿いの花壇を花畑にできないか伺います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） 1番蒲倉 孝議員のご質問にお答えをいたします。

道の駅国見あつかしの郷の国道4号に面します芝生スペースを花畑にできないかというお質しと理解しまして、答弁をさせていただきたいと思いますが、道の駅国見を建設する際に外構整備を行いました。それを検討する際に、オープンスペースに中低木の植栽や花壇を設置する案も検討しました。しかし、その面積の広さと後年度の維持管理のコストから、非常に厳しいと判断をしまして、現状の芝生での整備となったという経緯がございます。

議員が提案します花畑などにつきましては、道の駅国見の印象をイメージアップする上で、非常に大きな効果があるとは考えてございますが、多年草や宿根草であっても、きれいに維持していくための水やりや施肥、雑草処理、そして、花がらの摘み取りなどのコストを考えたときに、町独自で、そして、国見町まちづくり会社とか、いずれも直ちに実施するような状況にはないものと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） 分かりました。花、生き物ですので、維持管理にはコストがかかると思います。まして、業者、例えば、シルバー人材センターとか、増やせば間違いなくコストはかかってくるとは思われますが、逆に、去年はコロナ禍で、花いっぱい運動は中止されましたけれども、そういった各種団体の方にご依頼して、花壇を貸し出すみたいなことでPRできないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをします。

そのようなご提案でございますので、そのような団体があれば、前向きにというように検討もできるのかなと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） ご検討をお願いいたします。

次の質問をいたします。

同じ道の駅国見あつかしの郷ですが、自動車業界は、2030年ガソリン車を生産しない方針を示しております。集客するために電気自動車の充電施設、今1施設ですが、増設や水素ステーション、積極的に設置する意向を県へ働きかけるお考えがあるかどうか伺いたしたいと思います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

地球温暖化防止のための脱炭素社会を目指すため、世界各国でガソリン自動車の生産終了の話題がマスコミなどで報道されてございます。その趣旨につきましては、町も大いに賛同する次第でございます。

さて、道の駅国見あつかしの郷には、現在、電気自動車用の急速充電器が1基設置されてございます。土日を中心に利用客が多く、混雑時には順番待ちもあるという状況にはなってございます。しかし、急速充電施設や水素ステーションの設置には、国などの補助制度もございしますが、現時点で数百万円から数千万円、数億円というようなものもございしますので、そのぐらいの整備費用を要し、設置するにも場所の制限もございします。そして、道の駅国見では、現状ご存じのとおり、4月から11月までの土日、祝祭日を中心に普通車用の駐車場が混雑しまして、なかなか駐車できないような状況もございします。

このようなことから、直ちに今、充電施設の増設や水素ステーションの新設は難しいと考えてございますが、共同設置者でございます国土交通省と情報交換や今後の普及状況、社会情勢を見ながら判断していくことにさせていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） 10年の計画も作成しておりますので、前向きにご検討をよろしく
お願いいたします。

次の質問ですが、伊達市堂ノ内地区にイオンモール北福島、仮称でございますが、
出店計画が報道されており、どこの企業も相乗効果を狙って施策を検討しております。

道の駅国見あつかしの郷もこれをチャンスと捉えて、さらなる誘客につながるよう、
魅力ある道の駅にするため施策検討すべきと考えますが、所見を伺います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

初めに、道の駅国見あつかしの郷の設置者は国見町でありますけれども、この施設
の経営方針と運営方針、そして、日々の営業内容、これを決定するのは国見まちづく
り株式会社です。一方、この施設を核に、町全体の活性化施策を構築し、実行するの
が我々国見町です。まず、これをご認識ください。

次に、イオンモール北福島の出店計画については、平成31年第1回町議会定例会
で浅野富男議員が質問をなさっています。その際の町側の答弁は、町としてのスタン
スは全くの白紙であるという答弁でございました。その後、報道されている以外の具
体的な内容も承知しておりません。このため、町の考え方というのは、その答弁の当
時と何ら変わりはありません。

この2つのことを前提にお話をします。

国見町として、あるいは、国見まちづくり株式会社の株主として、大型店が近隣に
出店した場合の一般論としてお答えをします。

まず、道の駅国見の設置目的、これは町の大事な産業である農業や商工業の振興、
そして、人と人との交流を活発にして、東日本大震災と福島原発事故からの復旧復興、
そして、それ以前よりももっと良い国見町をつくりたいという思いが込められた施設
だということをご理解ください。農産物や加工品はどこにでもございます。ただ、全
く同じものというのはいないんですね。農産物に国見町ならではの物語をつけて、そし
て、ブランド化や特産品を活用した6次化商品の開発、道の駅国見でなければできな
いことをその前面に打ち出して、他の商業施設との差別化を図る。こういった考え方
でいけば、道の駅国見と国見町の産業の存在価値というのは、ずっとずっと強まると
思っています。

併せて、リピーターの確保であったり、交流人口を関係人口に変えていくための仕
掛け、これも必要になってくると考えています。さらに、地域とともに歩む道の駅、
これをつくっていくことも必要だと思っています。地域に育てられるとともに、地域
へ貢献していく、これが道の駅の役割であって、指定管理を担う国見まちづくり株式
会社の使命だと思っています。まちづくり会社の社是、社訓、これご覧になってくだ
さい。それにまちづくり会社の思い、これが全部詰まっています。ご覧ください。

これらの取組は町だけではできないというふうに考えていますし、一朝一夕ででき
るものだとも思っておりません。指定管理者の国見まちづくり株式会社、道の駅出荷組
合、あとは関係団体、こういった方々と協議をしながら、ほかの施設に負けない、進

化し続ける道の駅をつくっていくことが、道の駅国見あつかしの郷の設置目的にかなうものだと思っています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） 前向きにご検討よろしくお願いたします。

次の質問に移ります。

国道 4 号線交差点の交通事故多発についてですが、平成 29 年からの交通事故発生状況を福島北警察署桑折分庁舎に確認したところ、平成 29 年は 5 件、うち日渡交差点 1 件、平成 30 年は 17 件、うち日渡交差点 1 件、令和元年 17 件、うち日渡交差点 5 件、令和 2 年は 22 件、日渡交差点 2 件であり、公立藤田総合病院入り口から国見町役場前交差点までは、国見町の交通事故多発地点となっております。これは、国道 4 号線の 4 車線化に伴う横断者、歩行者の危険度合いが高まっており、道の駅国見あつかしの郷へ向かう高齢者や通学で横断する小中学生が安全に行えるよう対策が必要と考えますが、町はこの状況をどのように考えているかお伺いします。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

国見町は、国道 4 号、それから、東北自動車道などを抱えながら、それでも交通死亡事故ゼロ、5,000 日を達成してきておりました。しかしながら、令和元年 12 月に日渡交差点で歩行者がはねられるというような交通死亡事故、大変残念でございますが、発生をしたところでございます。

また、議員お質しのとおり、道の駅国見あつかしの郷の開業に伴いまして、日渡交差点、それから、町道 116 号線との交差点などでは、歩行者の横断が増えてきているのも事実でございます。このことは、警察でもいち早く危機を感じておりまして、警察と連携しまして、既に 1 月 19 日の広報くにもお知らせ版に、交通事故に注意しましょう、特に交差点部の交通事故に注意しましょうということで、注意喚起の記事を掲載をさせていただいたところでございます。

特に、116 号線との交差点につきましては、現在、横断歩道も信号もない状態があります。現段階ではそういう状況であります、そこを横断する歩行者が、後を絶たないというような状況であると認識をしているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） ご認識いただいていると思いますが、ご存じだと思いますけれども、日渡交差点の信号機は、今、公立藤田総合病院入り口交差点と連動していると思います。ですので、下り線は、前よりはスピードを出してくる車は少なくなったと思われれますが、2 つ目の質問に入りますけれども、日渡交差点について、今、車両感应式になってございますが、多くなってきています車歩分離式、こちらの信号機に変更というのは、お伺いを立てることはできないのかお伺いします。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

議員ご質問の歩車分離式の信号でございます。こちらは、歩行者と車両の青信号のタイミングを分離をいたしまして、交差点での事故を防止しようという仕組みの信号であります。歩行者と車の交通事故防止の観点からは望ましいものではないのかなど、交通安全担当としては思っているところでございます。

しかしながら、その信号機の設置を含めました、交通規制の権限につきましては、福島県公安委員会が持っております。したがって、町だけの判断でその規制や信号機の設置を行うことはできないという部分については、まずご理解をいただきたいと思っております。

本来、信号機には、歩行者の安全確保と車両の円滑な通行確保という、2つの役割がございます。歩車分離式の信号につきましては、車両の青信号の時間を短縮するということとなりますことから、日渡交差点へ設置した場合、円滑な車両の交通が妨げられるのではないかとこの点につきまして、公安委員会では懸念をしていると聞いております。

また、116号との交差点において、信号機設置、横断歩道の設置がございます。これによりまして、役場前、それからこの116号交差点、あと日渡交差点、病院前交差点、非常に短い区間でのその信号機の設置となることは、当然容易に想像つくものでございます。そのために、その連動性、いわゆる交通を円滑に通過させるというような部分、非常に福島県警察本部でも、今後、設置の後、十分検証、検討をしていきたいという考えであると聞いております。

町としましては、交差点の信号の間隔でありますとか、そういったことも含めまして警察との連携を密にして、歩行者にとって、また、車両にとっても、より良い信号機の設置となりますように協議、要望をしていくこととしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1番（蒲倉 孝君） 町長は、まちづくりの6つの目標の2つ目に「命を守る。安全・安心な優しい国見町」を掲げております。この目標に併せて、迅速に対応していただくことをお願いいたしまして、質問を終わりたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 最後に、12番浅野富男君。

（12番浅野富男君 登壇）

12番（浅野富男君） 令和3年第2回定例会における一般質問になります。

新型コロナウイルス感染症への対応について、まず伺ってまいります。

新型コロナウイルスのクラスターが南会津町の高齢者施設で発生したことが報じられました。特別養護老人ホームで60人を超える人数ということでもあります。ワクチン接種の準備が進められている段階ではありますが、ウイルスへの恐怖はまだまだ収まる気配がないというのが現状ではないでしょうか。感染を広げないために3密を守ることは非常に重要なこととは思っておりますが、感染をしても無症状の人もいるということでもあります。クラスターの発生を防止するための施策が必要ではな

いかということから、質問を進めてまいります。

まず、1つ目であります。

クラスターを防止するためのPCR検査については、有効な手段と考えておりますけれども、町としての考え方はどのようなものでしょうか。伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 12番浅野富男議員のご質問にお答えをします。

クラスターを防止するためのPCR検査が有効な手段かどうかのご質問でございますが、一般的に感染症対策の基本は、感染者を見つけ出して隔離をすることだと言われてございます。その意味で、PCR検査は有効な手段であると考えてございます。

クラスターの発生を防止するために、特別養護老人ホーム等の介護福祉施設等の入居者、介護従事者、さらには、施設に出入りする関連業者などに対して、定期的に、例えばであります、2週間ごとにとか、PCR検査を繰り返し実施をするというようなことについては、感染防止のための有効な手段の一つだと考えてございます。ただ、有効ではあっても、定期的にかなりの数のPCR検査を実施するということにつきましては、検査キットなど物理的な制約があること、感染が拡大している際には、検体数が増加をし、より大きな制約がかかると思われますので、実現には疑問が残るものでございます。

現時点では、施設の関係者に感染者が出た場合、クラスターの発生を阻止し、感染拡大を防ぐ手段として取られております、関係者全員への迅速なPCR検査の実施の方法がより現実的であると考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） かなりの数の検査が必要だということの中身の答弁もありました。

したがって、このかなりの数を処理するといえますか、これ多分、検査は県が主体でやっているものと承知しておるところですけれども、現実的に1日あたりどのぐらいの検査ができる体制になっているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

1日あたりの検査数の部分について、大変申し訳ありません、今、手元に数字を持ってございませんが、現在、毎日のように、県からいわゆるPCR検査の検査数が送られてきます。その数字を見ますと、多いときで千二、三百、少ないときで800から900件ぐらいの数で出ているという認識をしております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） PCR検査をするにしても、県との協力といいますか、県の体制が整っていなければ、実際のところは、進めることは難しいというのは重々承知しておりますけれども、県にもやはりこのPCR検査、数多くできるような体制をつくっていただくような要望も必要かと思っておりますので、その点で努力していただきました

いと思います。

2つ目に入ります。

鼻の奥のぬぐい取り、いわゆる咽頭スワブのほかに、唾液による検査も承認されているものと承知しておりますけれども、このことについては、現実的なことでありますけれども、どのような認識になりますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

昨年の6月に厚生労働省より通知がなされておまして、唾液による検査も可能ということについては承知をしております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） そうしますと、それが大丈夫だということであると、唾液の検査というのは、簡単にもうできる条件が生まれたということになるかと思っておりますけれども、その点との関係で、このPCR検査を進めていくということについては、どのような体制になっておりますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

唾液による検査については、可能になっているということは今ほど申し述べたとおりでございますが、今の現状で申し上げますと、これは公立藤田総合病院での実際の部分であります。実は公立藤田総合病院でも、PCR検査の機械については導入を昨年しております。ただし、今でも検査キットが手に入らないという状況で、この部分については、PCR検査については、今でもほかの機関に委託をしているということがございますので、実際に唾液による検査でオーケーにはなっても、検査キットがなかなか手に入らないという状況がありますので、その意味では数を制限をするというところが出てきているのかなとは考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 国内の生産体制との関わりも出てくるのかなとは思っております。

そして、この2つの方法、このいわゆる咽頭スワブと、それから、唾液の検査、それぞれの費用については、現時点でどのぐらいとなっているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

検体の採取方法、これの違いによる費用の差はないものと認識をしております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 具体的なお値段といいますか、金額等分かっただらば教えていただきたいと思いますが。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

大変申し訳ありません。検査費用の具体的な金額について、町で把握しているところ、ちょっとないんですが、診療報酬については、1万6000円から2万円の間で設定をされていると認識をしております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） そうしますと、この診療報酬で1万6000円ということになりますが、感染しているかどうか不安ということは誰にでもあるんじゃないかと思っております。ですので、これらを自主的に受けるといった形には、現時点ではなっているのかどうかお答え願いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

感染症法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法、これにのっとり実施をされてございます帰国者・接触者外来など保健所の指示による行政検査、あるいは、医師が必要だと認めたことでやる医療行為でPCR検査を受けるということは可能であります。公の診断となるPCR検査を希望してというところでは、現在、難しいというところでございます。

ただ、民間の事業者が実施をするPCR検査については、費用の自己負担はございますが、受けることは可能だと認識をしております。なお、条件つきでございますが、町内の高齢者の希望者に対するPCR検査、これは国の補助を受けて実施をしているところでございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） PCR検査を自由に受けることはできるということでありませけれども、どこか症状が出た場合にしか、さっき言った発熱外来というふうな組織に伝えて、それで指示をもらうという順序で、今、PCR検査やっていると申すけれども、そうしますと、いわゆる症状が出ないうちは、そこに連絡をしても検査の対象にはならないということになるかと思っております。ですので、感染を防ぐという観点で、この無症状の人をどういうふうに見るか、扱うかというところが一番大事なかなと思っておりますので、そういった観点からのこの検査の状況、現時点では何ができるのかというところになるかと思っておりますけれども、お答えいただきたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

一般的に市中での感染予防というところでは、私どもで知見がございませんので、お答えすることはかなわないということでご理解をいただきたいんですが、ただし、クラスターを予防するというところでの取組で考えますと、今現在、福島県が陽性者については、1日ごとにそれぞれ発表していて、その内容についても記載をした、個人

情報は伏せてありますけれども、ホームページで見ることができます。それらを見てみますと、最近のそのクラスターの発生の部分でいうと、濃厚接触者と接触者ということで記述がされてございます。いわゆるクラスターの恐れがあるというところについては、行政検査で、今までは濃厚接触者だけをPCR検査行っていたんですが、もう今は投網をかけるように、例えば、施設で1人職員の方が陽性になったとか、入居されている方が陽性になったという場合については、その施設全体の方を対象にPCR検査をするということで、今現在、進んでいるようでございます。

実際、南会津等で起こったときにも、そのような対応が取られているということで聞いてございますので、今現在、濃厚接触者だけではなくて、さらに幅広い範囲でPCR検査を行政検査として行っているということは聞いてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 次の質問との関係といたしますか、次の質問の中で質していきたいと思っておりますけれども、施設内での感染、それから、特に老人介護施設では、最悪の事態ともなりかねないということが懸念されます。そうなる前の防止策を講じるべきではないかということでもありますけれども、今、答弁では、ある程度感染の姿が見えた時点での対処ということでありましたけれども、それ以前のことについて、大事なことはないかなと思っておりますので、そのあたりの取組についてはどのようにいたしますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

感染の防止対策につきましては、介護保険施設、あるいは老人保健施設、通所型のサービス施設等も含めて感染防止を徹底するよう、具体的な方策も含めて県から個別に通知をされてございます。これは、町が所管をする地域密着型の施設についても、同様に県から通知がなされているというところでありまして、町としては、それに沿って、さらに、施設に対してお願いをしているという状況でございます。

なお、県におきましては、この老人介護施設等でクラスターが発生しているという状況がございますので、県の保健師が一つ一つの施設に出向いて、チェックをして指導をするということで、現在、行っているということの報告を受けてございます。さらには、感染予防対策の確認ということで、チェックリストを各施設に配布をしたり、感染症発症時の初動体制の整備ということで、訓練のシナリオを出した動画であったりとか、ガイドラインというのを提示をして、感染の防止に努めているということでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 事前の策として、県がいろいろ指導しているということでもありますけれども、ここにもやはり今、答弁の中では、PCR検査まではやらないということかと思っております。県がこのPCR検査まで踏み込まない理由というのはどういうこと

なのか分かりますでしょうか。県のお話になりますから、別な角度からの質問ということにしたいというふうに思います。

また、県の話になりますけれども、先ほども言いましたけれども、田島ホームで発生しました、この要因について、どのような状況だったのかということについては、県からの情報なんかが、県は全ての自治体に情報とか提供しているのでしょうか。いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

福島県の新型コロナウイルス感染症対策本部、この対策本部会議の資料や議事録につきましては、毎回、市町村にも提供されてございまして、今はほぼ週1回開催をしているという状況で、その情報が提供されてございます。その範囲内で承知をしているというところでございますが、なお、個別に要因が何であったかというような通知はございません。ただ、考えられる感染経路について示され、各施設での一層の対応を求めるという内容での通知はございます。

南会津町の例でいいますと、これは、県の発表と報道の記事がほぼ同じことを言っていますので、内容的には多分重複をしているんだと思いますが、どうしても特別養護老人ホーム等につきましては、入所者と職員の接触が避けられないというところがございますし、利用者さんがマスクを外してしまったりということもございます。

検査で陰性と確認された濃厚接触者となる従事者、この方が経過観察中に、人手不足のために勤務をせざるを得なかったといったことも、実はクラスター発生の要因ではないかということも言われている、捉えられているようでございます。

介護の性質上、どうしても避けられない接触、さらに、マスクをするということ自体がなかなか理解をいただけない認知症の入所者の方等々の方がいる中で、業務の人員の新たに配置するとか、厳しい中で経過観察中に勤務をしなければならなかった苛烈な状況など、そのようなところの部分が要因としては挙げられているということで、再度確認が求められているということだと認識をしております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） まさにこの施設での介護にあたる方々、職員ですね、そうした方々は、毎日本当に注意しながら、この介護にあたる、あるいは、医療にあたる、そういうことになっている状況かと思っております。

そこで、先ほど、行政検査ということで出ていますけれども、この介護、医療施設を対象にした行政検査を行うという考え方については、どのような考え方になりますでしょうか。お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

行政検査については、福島県及び管轄の保健所にその権限があることから、県の対応になると認識をしております。ただ、全国町村会等で、国にPCR検査の拡大を

昨年、要望してございますので、基本的には、PCR検査の拡充を要望しているというところでご理解をいただければと思います。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 本町にも病院含めまして介護施設あります。こうしたことに対して、PCR検査を行政検査で行うということについては、町で判断できるのか、あるいは、県からの指示に従う形になるのか、どちらが主体となって進められることになるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

特別養護老人ホーム等の施設については、PCR検査を行政検査としてするかどうかということについては、県の判断ということになります。実際、今、現状としては、特別養護老人ホーム、あるいは、ロングステイをするところ、老健施設等も含めてなんですが、新しく契約で入居をされる方については、県が費用を負担をしてPCR検査をするということで、進んでいるというところは聞き及んでおります。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 近隣では、福島市がこのPCR検査、施設に対して行うというような形になったと思っておりますけれども、そのほかの市町村レベルでは、まだそこまで到達するといいますか、費用の面もあるということも考えられますけれども、そこまではまだいっていないという認識でいてよろしいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをします。

単独で予算を使って行うという判断は、それぞれの市町村の判断ということになるでしょうが、今お話にあった福島市の場合ですけれども、福島市は、中核市として保健所を持ってございますので、その保健所の判断ということが大きいかというふうに思っています。これは郡山市とかいわき市とか、中核市については自分のところで保健所を持って、自分の保健所の対応としてやっているというところがございます。小さい、国見町も含めての市町村については、県の保健所が管轄するという事になってございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） この新型コロナウイルス、一刻も早いこの収束を願うところでありましてけれども、なぜかこのPCR検査が遅れているといいますか、消極的になっているところが、今後の課題として残るのではないかと考えております。もちろん、先ほども言いましたけれども、ウイルスに対応するワクチンの接種、これも同時に進める必要はあると思っておりますけれども、それだけで防げるかどうかというのは、非常に疑問に思うということで、引き続きこのPCR検査できるような体制に、町としても必

要なところに働きかける、そういったことが必要ではないかと思っておりますので、町民の安全に関わることでありますので、ぜひそういった形で進めていただきたいと思いますと思っております。

それから、次の質問です。

第8期国見町介護保険事業計画についてということであります。介護保険制度が施行されてから20年を超えて、第8期の事業が間もなく4月からスタートすることになります。これまでの事業と比較いたしまして、第8期ではどのようなところが変わることになりますのか、まず伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

浅野議員ご指摘のとおり、介護保険制度については20年というところで、大体3年ごとに大きな改正が行われてきました。この3年というのは、それぞれの計画期間が3年ということがありますので、それに併せての計画、新しい事業の創設であったりとか、そのような変更がなされてきました。

令和3年の今回の第8期計画につきましては、大きな制度改正はございません。ただ、介護予防への注力が一層求められていること、さらに、この中で言えば、通いの場などの推進について地域全体でサポートをしていくということに着目がされてございます。また、介護人材の確保、データ活用によるICT基盤の整備なども課題とされているところでございます。

町の計画でも、介護予防に重点を置いた組立てとしているところでございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 介護予防、必要なことというふうには認識はしておりますけれども、この介護予防に重点を置くということの反面、介護の費用を抑えるために予防といたしますか、要介護の方々が要支援に入るといようなこの施策が、今後、展開されていくのではないかと懸念を私は持っているわけでありましてけれども、そういったことについては、どのような施策で対応していくことになってまいりますでしょうか。伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

介護保険法において、実は一番大事にされているところが、自立した生活を続けていくというところに主眼が置かれています。これまでは、どちらかというと介護を受ける方が要望するという中で、言葉は合っているかどうかは分かりませんが、お手伝い型のとか、お世話型の介護の仕組みというところだったというふうには考えられています。これからは、自立に力を入れた自立支援というものを中心に据えてやっていかなければならないというところは、介護保険の中でもうたわれておりますし、ここが重点になってくるということで、今現在も取組をしているところでございます。

ただ、この自立支援の部分につきましては、別に介護の認定を厳しくして全体を下

げるとか、切り捨てるとか、そのような意味ではありません。あくまでも、例えば、要支援の方であれば、きちんとデイサービスに通っていただいて、そのデイサービスの中での取組も、きちんとリハビリに重点を置いた取組をすることによって、要支援から卒業できると、そのようなことを自立支援ということで目指していますので、そのような流れに沿っていくものと考えてございます。

町といたしましても、介護予防にまずは重点を置いて取組を進めますが、今現在、自立支援型のケア会議を開催してございますので、これはケアマネジャーさんの力量をアップさせるということで、お世話型から自立支援型のケアプランの作成に寄与するというところで取り組んでございますので、そのような方向でいきたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） 自立支援、そういうふうな形にこの介護から抜け出せれば一番良いとは思っておりますけれども、現実には、一旦介護を受けると、自立支援までいくというのは、現実的にはかなり高いハードルになるのではないかと考えております。制度の問題ということもありますけれども、介護保険を受けるには、まず認定をいただきまして、要支援か要介護をいただく、そして、その後に利用ということになりますけれども、補足給付という制度があると聞いておりますけれども、これについても、一定の条件がはめられて、なかなかそこに収まるのが難しいという制度の問題もあるかと考えております。自立支援になれば、それに越したことはないんですけれども、そうでない方向からの見方も必要ではないかと思っておりますので、ここで申し上げておきたいと思っております。

2 番目に入ります。

介護労働者の置かれている現状については、どのような認識かということですが、お答えをいただきたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをします。

一般的に、やりがいがある、ただ、身体的にも精神的にも大変厳しい職場だとの認識を持ってございます。人口減少の中にあって、年齢構成が大きく変動することから、人材育成は必須で、かつ最も緊迫度が高いと考えてございます。さらに、社会全体として、より少ない生産年齢人口が、より多い高齢人口を支える構図になりますことから、介護、福祉の人材確保は、今後一層重点が置かれるものと認識をしております。

ただ、規模の小さい町村で、具体的な人材確保のための施策展開は困難を極めると考えています。これこそ国家プロジェクトの一つとして、国のより一層の支援が必要だと考えているところです。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） 答弁にありましたとおり、国家的なことでの方針を固めることが

最も一番大事なことかというふうには認識はしております。

それで、この介護労働者ですけれども、統計によりますと、一般の企業等の賃金でありますけれども、格差が8万5000円から10万円ぐらいの間だということも報道にされております。そして、この間、始まってからずっと20年ぐらいたつわけですけれども、消費税加算、それから、処遇改善加算といった形で、この介護報酬若干の改善はされてきているわけですけれども、それでもこれらを除きますと、実質的には6.44%ということになると統計上はなっております。

そうした中でこの人材不足、本当に大変なことかと思えますけれども、本町での介護施設であるわけですけれども、そういったことからの情報なんかは、町に報告は来ておりますでしょうか。あったらば、お答えいただきたいと思えます。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

町内にあります介護施設等との状況の確認だったりとか、そのような部分については、全ての施設と定期的にと行うことは行ってございませんが、時節的に、例えば、国見の里であったり、それから、日和くにみであったりとか、意見の交換をするというところはございます。

その中で聞いておりますのは、今のところ、国見の里においては、介護人材の不足という事態にはなっていないということは聞いてございます。これは大変珍しいというか、努力をされている結果なんだなと思っております。といいますのは、福島市内だと特別養護老人ホームでも、既に定員を削減をしているというようなところもございますので、そのまま定員を維持して、今やっているといるところがございまして、大変ありがたいなと考えているところでございます。

その他、国見のデイサービス、さらには日和くにみも含めてなんですが、特に人がいなくて困っているというような状況では、聞き及んでいないというところでございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 町内は比較的良好な状態にあるということで、一応安心してもいいのかなというところに落ち着きますけれども、3番目になりますけれども、貧困と格差が広がる中で、処遇が困難な高齢者を救済するのは自治体になるという方針のようであります。措置制度の強化が必要なのではないかと思っておりますけれども、このあたりではどのような対応をされておりますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

ご質問の高齢者の措置に関しましては、自治事務として老人福祉法第5条の4において、「65歳以上の者に対する福祉の措置は、その居住地の市町村が行うものとする」とされております。

町は、公正、公平な観点から、老人福祉法の基本的理念である、老人の自立と社会

参加、福祉の増進と敬愛を実現するために、この老人福祉法の適正な執行に努めていくと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） これから高齢者が増えていくという見方でよろしいかと思うんですけども、そうした場合に、この施設ですね、特別養護老人ホームの場合は、今でもこの待機者、申込者が多くいるということで、入所がなかなか難しいという状況にある中で、この措置制度による保護といいますか、入所、そういったことも大変になってくるのではないかと思います。この困難を抱える高齢者、今、措置制度で対処するということがありますけれども、施設の数、この状況のままに合うのか、どのような見方をしていらっしゃるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

施設の数というお話でございますが、この福祉の措置入所につきましては、養護老人ホームというところに措置をするというのが一般的であります。この養護老人ホームへの措置につきましては、法令に基づいて、老人福祉法に基づいて公平性を担保するというので、入所等判定委員会、この判定委員会においてきちんと判定をしないということになってございます。国見町においては、国見町、桑折町、伊達市、川俣町でこの入所等判定委員会を合同で設置をしております。ここで適正に判断をして、入所の判定につなげているという状況になってございます。

今の状況でございますが、入所ができないとか、ちょっと足りないというようなことは、この判定委員会の中では起こっていません。今は判定によって必要だとされている方については、入所できている状況ということでご理解をいただければと思っています。

それから、もう一点なんです、特別養護老人ホームのように、いわゆる施設に入居できないということで待機者が大勢いるということのお話でしたが、これは、実際に待機の方については、例えば、国見町の施設に入りたいので、今現在、ほかの施設に入っているんだけど申し込んでいるとか、実は、今、介護老人保健施設に入っているんだけど特別養護老人ホームに入りたいから申し込んでいるとか、様々な方がおられます。これ福島市で年に1度、4月に調査をしております。前に渡辺議員の質問にお答えをしているんですが、1年間の動向をしてみると、大体60人から70人ぐらいの方が希望するという形でカウントはされるんですが、1年の間に様々な施設に行ったり、あるいは入院をしたりということで、最終的にまだ入れないんだという方については、10名から20名ぐらいの数まで落ちるということがございますので、その部分を考えてときに、全体として足りないというところには、なかなか急に施設を増やすというところは難しいという答弁をしておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） いずれ年取って介護の世話になるという状況の中で、安心して老後を過ごせるということが一番大事なことはないかと思っております。先ほど課長といろいろやり取りいたしましたけれども、まだまだこの介護保険制度、いろんな点で矛盾が出てくるものと考えております。その都度、議論をさせていただくということにしまして、本日の質問は終わりたいと思います。

議長（東海林一樹君） これで一般質問を終わります。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

8日月曜日は、午前10時より議案調査会を行いますので、委員会室にご参集ください。

9日は、午前10時から本会議を開きます。なお、午後4時20分より広報常任委員会を委員会室で開催しますので、ご参集願います。

これで本日の会議を閉じます。

皆様、長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後4時10分）

第 3 日

令和3年第2回国見町議会定例会議事日程（第3号）

令和3年3月9日（火曜日）午前10時開議

- | | | | |
|-----|-----|-----|---|
| 第 1 | 報告第 | 1号 | その他の債権の放棄について |
| 第 2 | 報告第 | 2号 | 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について |
| 第 3 | 承認第 | 1号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 第 4 | 承認第 | 2号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 第 5 | 議案第 | 3号 | オンライン会議の開催を可能とするための関係条例の整備に関する条例 |
| 第 6 | 議案第 | 4号 | 国見町森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例 |
| 第 7 | 議案第 | 5号 | 国見町自転車等駐車場設置及び管理に関する条例 |
| 第 8 | 議案第 | 6号 | 国見町阿津賀志山防塁下二重堀地区歴史公園の設置及び管理に関する条例 |
| 第 9 | 議案第 | 7号 | 国見町課設置条例の一部を改正する条例 |
| 第10 | 議案第 | 8号 | 国見町総合計画策定条例の一部を改正する条例 |
| 第11 | 議案第 | 9号 | 国見町職員定数条例の一部を改正する条例 |
| 第12 | 議案第 | 10号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第13 | 議案第 | 11号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第14 | 議案第 | 12号 | 国見町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 第15 | 議案第 | 13号 | 国見町介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 第16 | 議案第 | 14号 | 国見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第17 | 議案第 | 15号 | 国見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第18 | 議案第 | 16号 | 国見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第19 | 議案第 | 17号 | 国見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第20 | 議案第 | 18号 | 国見町行財政改革推進委員会設置条例を廃止する条例 |
| 第21 | 議案第 | 19号 | 国見町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例 |
| 第22 | 議案第 | 20号 | 第6次国見町総合計画の策定について |
| 第23 | 議案第 | 21号 | 桑折町及び国見町介護認定審査会共同設置規約の変更について |
| 第24 | 議案第 | 22号 | 工事請負契約の一部変更について |

- 第25 議案第23号 令和2年度国見町一般会計補正予算（第12号）
- 第26 議案第24号 令和2年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第27 議案第25号 令和2年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第28 議案第26号 令和2年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第29 議案第27号 令和2年度国見町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第30 議案第28号 令和2年度国見町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 第31 議案第29号 令和2年度国見町湧水対策施設特別会計補正予算（第1号）
- 第32 議案第30号 令和2年度国見町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第33 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

（追加日程）

- 第34 同意第 2号 副町長の選任につき同意を求めることについて
- 第35 同意第 3号 教育長の任命につき同意を求めることについて

・出席議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 穴戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	引地 真君	教 育 長	岡崎忠昭君
総務課長	蓬田英右君	企画情報課長	阿部正一君
税務住民課長	吉田義勝君	環境防災課長	澁谷康弘君
保健福祉課長	菊地弘美君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	武田正裕君
まちづくり 交流課長	佐藤克成君	建設課長	村上幸平君
上下水道課長	穴戸浩寿君	会計管理者兼 会計課長	阿部善徳君
教育次長兼 学校教育課長	羽根洋一君	幼児教育課長	東海林八重子君
生涯学習課長	佐藤光男君	農業委員会会長	澁谷福重君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局 長	松浦昭一君	書 長	記	佐藤智昭君
書 記	佐藤温史君	書 記	記	中條伸喜君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇報告第1号 その他の債権の放棄について

議長（東海林一樹君） 日程第1、報告第1号「その他の債権の放棄について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。教育次長。

教育次長（羽根洋一君） 報告第1号、その他の債権の放棄についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号は終わります。

◇ ◇ ◇

◇報告第2号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について

議長（東海林一樹君） 日程第2、報告第2号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。教育次長。

教育次長（羽根洋一君） 報告第2号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） この報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、報告のみにとどめます。

◇ ◇ ◇

◇承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第3、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題といたします。

本案件について説明を求めます。総務課長。

総務課長（蓬田英右君） 承認第1号、専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、承認第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

議長(東海林一樹君) 日程第4、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題といたします。

本案件について説明を求めます。総務課長。

総務課長(蓬田英右君) 承認第2号、専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、承認第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇議案第3号 オンライン会議の開催を可能とするための関係条例の整備に関する条例

議長(東海林一樹君) 日程第5、議案第3号「オンライン会議の開催を可能とするための関係条例の整備に関する条例」の件を議題といたします。

本議案についての説明を求めます。総務課長。

総務課長(蓬田英右君) 議案第3号、オンライン会議の開催を可能とするための関係条例の整備に関する条例についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第3号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第4号 国見町森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例

議長(東海林一樹君) 日程第6、議案第4号「国見町森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長(武田正裕君) 議案第4号、国見町森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例についてご説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第4号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第5号 国見町自転車等駐車場設置及び管理に関する条例

議長(東海林一樹君) 日程第7、議案第5号「国見町自転車等駐車場設置及び管理に関する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。建設課長。

建設課長(村上幸平君) 議案第5号、国見町自転車等駐車場設置及び管理に関する条例についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

八巻喜治郎君。

2番(八巻喜治郎君) ただいまの議案第5号の6条と7条のところに記載されておりますが、やはり放置自転車というのは、他の利用者には非常にご迷惑がかかるわけです。

が、放置自転車または動かさない自転車、7条では、処分することができるということをやっています、所有者にどのような了解を得るのかお尋ねしたいと思います。あくまでも自転車の所有者は置いた人になりますから、刑法上、窃盗とかそういうのに触れないように、後で問題が生じないように配慮していただきたい。説明をお願いします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 2番八巻議員のご質問にお答えいたします。

自転車の所有権というものがございます。まず手続として、7日間以上の放置につきましては、放置自転車と規定して、警告書をつけさせていただき、2週間の経過措置しまして、その後、別な場所に保管という形になるんですけども、この保管に関しては、防犯登録という自転車に登録番号ございますのでそれに対して警察に照会いたしまして、その登録番号に基づき、本人に通知を差し上げるという段取りで進めたいと思います。それでも、なお、取りに来られない方もございます。そのときは最後の処分ということで、現在、考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第6号 国見町阿津賀志山防塁下二重堀地区歴史公園の設置及び管理に関する条例

議長（東海林一樹君） 日程第8、議案第6号「国見町阿津賀志山防塁下二重堀地区歴史公園の設置及び管理に関する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） それでは、議案第6号、国見町阿津賀志山防塁下二重堀地区歴史公園の設置及び管理に関する条例についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今の10条の指定管理者による管理ということなんですけれども、

必要があると認められるときは云々と、指定管理者を指定することができると思いますけれども、誰が指定するかというのは、もう決まっているんですか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

指定管理者の候補者選定の関係ということになります。基本的に指定管理を指定管理者として指定する場合、当然その候補者の選定委員会を開いたり、議会の議決も必要になるわけでございますけれども、現在、その想定をされている事業者はございません。これから法人化をして、行く行くは指定管理なども目指したいという組織があることは、承知はしてございますけれども、現段階ですぐにということとは考えてないということでございます。指定管理をする者を指定する場合、個人というわけにはいきませんので、きちんとした組織、会社形態なり、財団法人等の組織になろうかと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

八巻喜治郎君。

2番（八巻喜治郎君） ただいまの説明の3ページの第14条なんですが、住民は歴史公園の設置目的が効果的に達成されるよう、適切な維持管理と運営、確保に努めなければならないとなっております。やはりこれは町だけではなくて町民の大事な宝物です。造ったときはきれいです。年月が過ぎるたびに雑草とか含めて環境、景観のほうの保持、大切だと思うので、しっかりと遂行していただきたい。

議長（東海林一樹君） 八巻議員。質疑ですので、よろしくお願いします。

そのほかございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第7号 国見町課設置条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第9、議案第7号「国見町課設置条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（蓬田英右君） 議案第7号、国見町課設置条例の一部を改正する条例について

ご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

宍戸武志君。

3番(宍戸武志君) 私はこの条例は反対です。3つ理由がございます。

1つは、後でこの辺のところどう考えているのかお聞かせ願いたいと思うんですけども、まず最初に、組織の見直しを行った結果、増員につながったということは、効率化と人員減になるのが普通なのでないかと私思います。過去に、昭和49年から職員数と、人口、歳出、歳入の表で、どこで見直しを行って、例えば、定数削減されたとかという根拠が乏しいんですね。全てずっと増のトレンドで来ているということで、この辺の見直しを過去にやられたと思うんですけども、その効果は私出ていないと思います。

2番目、町の独自色を出すのが、まちづくり交流課だと思うんですね。今、人口減、大変問題になっています。魅力ある町にするためには、どんな独自のまちづくりをしているかという、この辺は対外的にアピールするということを守って、このまちづくり交流課を廃止するというのはいかがなものかと思えます。

3番目、企画情報課、この情報課を情報という文字をなくしたと、これは、今後の事務の効率化、IT化、デジタル化、一層私進めなきゃならないと思うんです。それで、事務の効率化を一層進めるということと、今度は町民のIT化、デジタル化の推進もやらなきゃならないということで、ここをノックするべきだと思いますが、どうお考えでしょうか。

議長(東海林一樹君) 総務課長。

総務課長(蓬田英右君) 宍戸議員のご質問にお答えいたします。

過去の例等を引用してお話しいただきましたが、昭和49年からの職員数、人口等のお話であります。その時代、時代によりまして、政策課題、世の中の状況等ありますので、それらによって職員数、人口は減少傾向でずっと来ておりますが、人口は減ったとしても、業務につきましては逆に増える場合もありますし、そういった状況に基づきまして、これまで来ております。

あと、町の独自色といたしまして、まちづくり交流課を廃止するのはいかがなものかというお話でございますが、まちづくり交流課で担当していた業務が全てなくなるということではなくて、ほかの課の係の名称等も変わりますが、そういった必要な業務については、当然、引き続き取り組んでいくということで考えております。

また、企画情報課、企画調整課という改正をお願いしておりますが、その情報の分野の業務をなくすということではなくて、当然、係の名称は変わりますが、そちらに統合し、担当するような形で、引き続き取り組んでいくということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁いたします。

議長(東海林一樹君) そのほか質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今回の課設置条例改正のことについて、まず、細かい部分からお聞きしたいと思います。

1条の、まず、まちづくり交流課と企画情報課に関しては、いいと思います。

「税務住民課」を「税務課」、あと、「環境防災課」を「住民防災課」に変えることなんでしょうけれども、まず、税務住民課は税務課に変えると業務が変わるんでしょうか。今までのとおりやっていて、環境防災課も住民防災課にするということですが、中身は変えずに、課だけの名称を変えるということなのか、その点についてまずお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

税務住民課を税務課にということの理由であります。現在、税務住民課につきましては、課税係、収納係、戸籍係の3係ということで構成しております。税務課に変えた場合、課税係、収納係の2係の体制となります。

また、環境防災課につきましては、現在、環境防災係と原発災害対策室となっております。原発災害対策室につきましては、一定程度業務が進んできたということであり、仮置場の返地とか、まだまだ残っておりますが、それらにつきましては、他の課に業務を回しまして、1係となりますことから、住民防災課につきましては、環境防災係のほか戸籍係、以前、住民生活課にありました戸籍係については戻したいということでもあります。

先ほどもご説明いたしました。課の業務量、職員数や管理職の負担等、平準化を図りたいとするものでありますので、ご理解をいただければと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今、課長の説明では、環境防災課から原発災害対策室がなくなるということで、税務住民課から戸籍係を持つてくるというけれども、環境防災課、つまり防災、あるいは、緊急時の対応で現場に行くような課ですよ。そうした場合に、今の説明でいきますと、ただ1つ減ったから戸籍係を入れましょうというのでは、職員が、外の現場に行く人間と、役場に残って業務をする人間と、同じ課で2つ分かれるわけですよ。単純に言えば。やはり現場に携わる人間として、現場を常に見ている者たちがその中にいるべき。結局、1つ足りなくなったからこっちに入れましょうと。

そして、町は平成31年からまだ2年しかたっていない。2年しかたっていない間に職員からの仕事の効率化が悪いという不平不満があったのか、あるいは、住民からこれは変えてほしいというような要望とかがあったのか、その辺について、なぜこうなったかをもう一度お聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） お答えいたします。

それぞれの係、それぞれの事務分掌に基づきまして、担当業務決まっております。

それで、戸籍係は、議員お質しですと窓口内勤で、環境防災係は常に現場だというようなお話ではありますが、災害や火事も含めてですか、発生した場合は当然、環境防災係、現場のほうに集中するというようなことにもなりますし、ただ、戸籍係であっても、職場内にいけば連絡調整係とか、いろいろ対応できるわけですね。あとは、土日であれば、当然、環境防災係のほうを、災害発生時については手伝うといえますか、協力して業務に当たるというような形を考えております。

また、町民の要望によってこのような形にするのかというお質しではありますが、それについては、特に町民の方からこうしてほしいとかという要望はありません。窓口業務につきましては、特に町民サービスが低下するというようなことは考えておりません。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今、課長からの説明で大体は分かりますけれども、最後に町長にお聞きします。

私は、保健福祉課をほけん課と福祉課に変えたということは、これ大変いいと思います。やはり高齢化社会において、高齢者は保健なのか、あるいは、これから使う介護という福祉なのかという部分で、2つに分けて課をつくったということは大変なことだと、私は大変これに関しては興味を持ち、大変良かったなと思っております。

ただ、プラスアルファこの町を防災の感覚、防災を今後強くしていくんだという形にすれば、環境防災課と住民課という単純な、先ほど申しましたけれども、併せるという形になると、住民にとってみれば、ちょっと環境は難しいと、難しいというよりもどうすればいいのかと、やはり単純に保健なら分かりやすいんですけども、ごみを捨てる、消防のほうどうする、これをするとというときに、税務課が絡むようにならないように、前と同じように、2年前にちゃんと分かれていたということで、町民からのクレームもなく、職員からもその方法がよかったというような動いているのであれば、この形を取るべきでなかったのかなと思いますけれども、その辺は町長の考えをお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えいたします。

戸籍係のその所属する課についてのお質しでございますけれども、戸籍担当が防災担当と一緒にしちゃいけないという、その理由が私には分かりません。かつて、消防担当という係は、私がこちらに入庁した頃には住民課で所掌をしておりました。そういったことを考えますと、戸籍係と防災係、それが一緒にしちゃいけないという理屈が私は分からない。

あとは、協力体制云々というお話でございますが、一旦その災害が発生したときに、全てその災害担当で賄えるような質も量も超えておりますので、全庁的なその対応が求められるということがまずあります。町の防災計画の中に、町の職員がしなければ

ならないことがいろいろ規定されておりますけれども、それはもう全職員を挙げて対応するという形になっていきますので、確かにその担当係がてんでこ舞いになるのは、それ当然しょうがないことなんですけれども、それをサポートするには、町の職員を挙げてサポートするという体制になっていきますから、その辺はご理解いただきたいと思っております。

確かに戸籍と税務が一緒に、では、どれだけのメリットがあったのかという検証はなかなかまだされていないところではありますけれども、ただ、その戸籍係が環境防災と一緒にすることが、今の状況よりも町民福祉を低下させるという、その根拠が私には分からないということがあります。

あと、今回のこの課の設置条例の改正については、一昨年から行政サービスを含めた検討委員会をこの庁舎内に設けております。会計年度任用職員制度を本格的に町で導入するといったときに、では、実際にその会計年度任用職員だけの協議で本当にいいのかという思いが根底にありまして、町の管理職で、国見町の行政サービスを今よりもっとよくするにはどうしたらいいんだろう、みんなで考えましょうという、それが根底にあって、行政サービス等組織検討委員会を発足させています。その中での協議も当然、今回のこの課の設置条例の改正については、協議をしてもらっている結果でもあります。確かにいろんな意見があり、この戸籍係の所属の課の異動についても当然、意見はありましたが、その検討会の中では了承をもらっているといったこともあります。

多分これから、今日この審議をいただいている課の設置条例の改正、これからもどんどん出てくると思っています。人口減というものもありますし、あとは、まちづくりをどうしていくんだ、そういったところからも今のこの固定的な、1つ条例で設置をすれば課は固定的だという考え方は、もうすぐわかないんだと思っております。

ちょっと長くなってしまいますけれども、まちづくり交流課を設置したときの目的は、道の駅が開業するとそのための準備をそれまでは産業振興課が担っていましたけれども、業務が膨大になったということ、あとは、その震災と原発事故からの復旧・復興のシンボルにしたいということ、そういった思いがありまして、商工観光、あるいは、そのまちづくりの一部をまちづくり交流課が担う、そして、産業振興課は原発で徹底的に痛めつけられた農業振興、商工業の振興、これに専念をするといった役割分担をしたんです。

ただ、まちづくり交流課ができたときに、産業振興課の名称を農林振興課に変えなかった理由は、行く行くはまちづくり交流課を廃止して、商工観光、道の駅の業務、関係業務、これは元に戻すという思いがあったので、産業振興課の名前をそのまま残したんです。

そういった経過もありますから、流動的、柔軟的にこの課の設置をいろいろ考えていきたい。課の設置条例でいろんな課の設置が決まれば、その中で担当する係、これも柔軟に対応していかないと、国見町は硬直的な組織になってしまうような気がします。そういったことを避けるためにも、まずは職員同士で検討をして、それを、あと

は決めなければならない立場の人たちが決めていくという、そういったボトムアップ型の行政組織の在り方というものを考えていきたいなと思っています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 町の交流人口を増やして活性化を図るということで、歴史まちづくり計画を出して、国から認定を受けて、そして、今、整備が進められているわけです。阿津賀志山防塁下二重堀の公園もその大きな柱だと思うんですけども、こういうふうにして歴史的なものを整備して多くの人に来てもらう、つまり、観光を盛んにするという意味があるわけなんですけど、なぜかこの課の中に、その観光がどこに位置するのかというのが見えてこないの、このまま大幅に変えるということとはできないと思いますけれども、町民にも、ほかの町外の人にも分かるように、観光はどこで扱うのかということをご明確にする必要があるんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） 松浦議員のご質問にお答えいたします。

現在ですと、まちづくり交流課で所掌しております観光関係の担当は、道の駅商工連携室であります。課の改廃に伴いまして、産業振興課内に商工観光係として設置しまして、引き続き観光関係業務に取り組むという予定としております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 先ほどの質疑を聞いて、これに反対というような意見もあったかと思うんですけども、私は賛成の立場から意見を申し上げます。

結局、今までの課から課名が変わったとしても、町全体としての仕事は当然変わらないわけですね。今回の課の設置変更については、組織の見直し、または事務量の平準化とか、いろいろお考えになってなされたものと思います。今後、組織として、少子高齢化、デジタル化等に対応するものとして、行政サービスの向上を図るものとして、私はこの課の条例改正には賛成の立場でご意見を申し上げます。

以上です。

議長（東海林一樹君） ほかに討論ありますか。

渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） まず初めに、今回の設置条例の部分に限っては、保健福祉課をほけん課と福祉課に変えたことに対しては、大変私も、先ほどから言いますけれども、大変良かったと、これは大賛成いたします。

しかしながら、先ほど町長から答弁もらいましたけれども、環境防災課と住民課の、あるいは税務課というような部分で、住民に寄り添った部分ということからすれば、住民にとってどれがいいのかということで、課を簡単に変えるのではなく、その検証をして、やはり1年や2年ではなく、3年間を見て、検証をしながら課というものを変えていかないとまずいのではないかと考えております。この条例に関しての採決は、賛成で通しますけれども、ここの部分に関しては反対をいたします。

以上であります。

議長（東海林一樹君） ほかに討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

議長（東海林一樹君） 起立多数です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時20分まで休議いたします。

（午前11時10分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時20分）

◇ ◇ ◇

◇議案第8号 国見町総合計画策定条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第10、議案第8号「国見町総合計画策定条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） 議案第8号、国見町総合計画策定条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第9号 国見町職員定数条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第11、議案第9号「国見町職員定数条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長(蓬田英右君) 議案第9号、国見町職員定数条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤定男君。

8番(佐藤定男君) 定数の変更ということですが、現行の定数と比べて合計10人の増加となります。その中で、教育委員会の部局の定数がプラス7人と突出して増えています。その理由は何でしょうか。

議長(東海林一樹君) 総務課長。

総務課長(蓬田英右君) 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

先ほどもご説明いたしました、保育所、幼稚園関係、認定こども園の移行、そういったものも進めていきたいと考えておりますし、現在、保育所、幼稚園等、正規職員以外に会計年度任用職員等に頼っている部分もあります。また、幼稚園では、特別な配慮を要する子どもたちも増えてきているということで、そういったところに正規職員として配置していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長(東海林一樹君) 佐藤定男君。

8番(佐藤定男君) 現在の職員数は218名で、うち会計年度任用職員が110人と約半分を占めております。今回の定数増によって、今後、この正職員といいますか、あと会計年度任用職員との比率は変わっていくものなののでしょうか。

議長(東海林一樹君) 総務課長。

総務課長(蓬田英右君) お答えいたします。

当然、正規職員の人数を増やせば、会計年度任用職員については減らしていきたいと、ただ、急激に大きい数字が減るということではなく、会計年度任用職員110名程度いますが、短時間でお願いしている会計年度任用職員もおりますので、そういった方について、いろいろローテーションとか工夫しながら、現在、やっていますので、急には減らないかもしれませんが、正規職員が当たれば、そちらの会計年度任用職員については減らしていくような方向性で進めていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

宍戸武志君。

3 番（宍戸武志君） 私この問題につきましては、町長が外部からの有識者を含めまして、内部でもってボトムアップという形で積み上げて、組織変更もされ、増員の見直しを行ったということなんですけれども、ボトムアップ型ですと、メリットはあると思うんですけれども、デメリット、これはどんどん下から上がってきますので、その要求を聞かなきゃならないということで、それはいろんな理由があると思うんですね、皆さん。でも、歯止めをつけてボトムアップをやらないと、歯止めつけられないと思います。今の一般的な社会のトレンド、仕事の見直しと合理化、やっぱり人員減なんですよね。

資料見ますと、平成26年から正規職員が110名台なんです。そこから全然変わっていない。では、大震災あったからということで、これは一過性の問題、コロナあったからといって、これも一過性の問題だろうと思いますので、この辺の正規職員の枠ですね、これはきちっと守っていただきたい。私は本当、減を求めるんですけれども、それは過酷かなと思うので、それと非正規、臨時、嘱託も、これ平成26年から3桁、100人台になっている。平成26年から正規と非正規合わせて220人台になって、これも減っていないということで、町としてこの職員問題どう考えているのか、お聞きしたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） 宍戸議員のご質問にお答えいたします。

正規職員、会計年度任用職員の割合とのお質しであります。ご指摘のとおり、大体同じくらいの数字になっているということでもあります。それにつきましては、町としての行政サービス、それを維持するために、正規職員だけではなくて会計年度任用職員も採用しながら、サービスの提供をしているというようなことでもあります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3 番（宍戸武志君） もう一つ人口減という形で、人口どんどん減っているんですね。これに対して職員が多くなっているという、どのような説明していただけるのか、お伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） お答えいたします。

先ほどもご説明はしておりますが、いろいろな法令の改正等によりまして、市町村の業務が増えてきているということがあります。地方分権についても、当然そういった考え方で国から仕事が回ってきております。

ちょっと外れるかもしれませんが、昔、介護などの業務というのは、なかなか町、行政では取り組んでおらず家庭内の問題ということでありましたが、現在は、社会で支えるという方向になってきていますので、そういったことなど、いろいろ社会が変わってきていますので、小さい町だから職員が少なくていいということではないと考

えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

浅野富男君。

12番（浅野富男君） 町の業務量が増えるというお話でずっと来ていますけれども、ここ直近の年間の超過勤務手当、どのくらい支払っておりますでしょうか。分かったらお答え願いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） 浅野議員のご質問にお答えいたします。

超過勤務手当ということではありますが、年度の決算額、予算額などでお話しさせてもらってよろしいでしょうか。

今年度でありますと、一般会計で申し上げます。一般会計の選挙関係を除いた部分でお話しいたしますが、今年度の予算で約6100万円、令和元年度の決算額でいきますと6665万8000円、平成30年度の決算額でいきますと6036万1000円、平成29年度の決算額で申し上げますと6425万1000円となっております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今いろんな方々からご説明がありましたけれども、結論的に改正案の中身を見ると、先ほど佐藤議員からもお話ありましたように、教育部門だけが7名極端に増えています。ですから、この部分をもう一回、何と何が具体的に増えたんだということをお話ししていただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） 山崎議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、改正前ですけれども、事務部局の職員7名、それから、その他の町立学校含めて22名というふうに2つに分かれておりました。これは22名の中に保育所の先生、それから、幼稚園の先生も含めた数字になっております。そうすると、保育所、幼稚園と学校、事務部局の行き来というのはいできない形になってしまうので、その部分の改正は図りたい。

現在ですけれども、保育士の数、幼稚園教諭の数でいうと、こんな状況です。保育士が、正規が8人で、会計年度任用職員が20人、幼稚園が、正規の人数が8人で、会計年度任用職員が12人、預かり、それから、子どもクラブの担当については全て会計年度任用職員ということになっております。

保育所ですけれども、ゼロ歳児で預ける方がどんどん増えてきていまして、ゼロ歳児は3人に1人を充てるというふうになっております。このままでいくと、待機なしでやってきていましたけれども、待機児童をつくるしかないというぎりぎりのところまで来ておりますし、全国的に保育士不足で、国見町でも、何度保育士を募集しても

なかなか集まらないという状況もありますし、質のいい保育、それから、幼稚園教育をやるためには、やっぱり正規の人数が必要だということがまず1点。

それから、教育もどんどん専門化してきていまして、今まで指導主事につきましても会計年度任用職員、今年度からでしたけれども、それもきちんと正規でカウントしてやっていきたいということがあります。

それから、幼稚園についても、ことばの教室を開設しました。そこについても正規の職員が必要だということがあります。

それから、4点目なんですけれども、これは職員の研修ですけれども、今現在、幼稚園の園長は会計年度任用職員です。行く行くはという言い方が適切かどうかは分かりませんが、やはり職員で園長職を務めるというふうに、きちんと町として責任を持つ状況をつくらなければならないということになると、幼稚園教諭、それから、保育士の中からやっぱり立案等の勉強をしたり、行政事務を経験したりということで、町の事務部局と現場を往復できるような人数のゆとりがないとできないので、増えた分をそのまま全部増やすということではないんですけれども、そのゆとり分も含めて、7名程度の増加について、教育委員会としてはお願いをしたところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） ちょっと私も素人でよく分からないんですけれども、保育士の免許と幼稚園の免許というのは、当然違うかと思うんですけれども、それで、今回、具体的に保育士に何人増で、幼稚園に何人増か、分かれば教えていただきたい。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） まず、免許についてですけれども、保育士は保育士免許です。幼稚園教諭については、幼稚園教諭の免許で別々です。ただしですが、国見町では、保育士の免許と幼稚園教諭の免許、両方を持っている者を正職員として採用して、保育所にも幼稚園にも行けるようにしているということでもあります。

幾ら増やすのかということなんですけれども、人数との関わりもあるんですけれども、保育士、幼稚園一体化して交流させているものですから、今の段階でどっちが何人ということではありませんけれども、実質1名については、保育士免許、幼稚園免許持っている者を増やしたいと考えているところであります。

それから、この人数の中に、指導主事等について今まで数に入っていなかったんですけれども、それもきちんと入れるということで進めていきたいと考えております。

それから、3点目ですけれども、これは総務課長の答弁でしたけれども、認定こども園か、それから、人口が減少していることによって小中の連携等についても、学校教育課の事務も増えておりますので、幼児教育課、それから、学校教育課に1名の増をお願いをしたというところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 今、教育長からの答弁あったんですけれども、今、減少社会ですよ

ね。児童生徒も減少しているということで、一旦、私、正規の方入れますと、面倒見るというとおかしな話なんですけれども、1人当たりそれぐらいの賃金ですと、2億円から3億円です。一旦入れると、もうそうなっちゃうんですよ。いや、人口がどんどん増えていくと、幼児、児童、生徒がどんどん増えていくというトレンドだったら私いいとは思いますが、今すぐ改善ということはできないと思うし、まして、こういう地域なので、私は増えたほうがベターだとは思いますが、財政との問題もありますよね、現実的にです。

だから、その辺も考えまして、もし、どうしてもだったら非正規職員の方に、優秀な方に来ていただくと、もし、正規ではないとそれはできないということであれば、もう一度考えていただいて、まずは非正規職員でもって考えていただきたいと私は思うんですけれども、どういうお考えでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

先ほど来の議論を聞いておりますと、町民がどこかに行ってしまうよう気がして仕方ありません。今回、この職員の定数条例を改正したいと思った一番の根っこにあるのは、人口減少は確かにそれは進んでいるかもしれませんが、国見町に住んでいる人はいるんです。その方々の教育の充実であったり、福祉の充実であったり、それを図るには、職員、マンパワーが必要なんです。総務課長が説明をしましたとおり、地方分権が進んで以来、このちっちゃな国見町にとてつもない業務量が降りかかっているということ、震災、あるいは新型コロナウイルスは一過性だとおっしゃった議員がいますが、震災と原発事故から10年です。10年が一過性なのでしょうか。そうではないと思います。

それと、人口減少が進んでいく、これはもうどこの市町村もそうですし、日本全体で見たところでも同じだと思います。では、人口が減っていくから福祉を切り捨てていいのか、教育の充実を切り捨てていいのかという議論には、私はならないと思います。それを充実させて、国見町っていいところだよと、あそこで子育てをしたいよねと思ってもらえるような行政を議会と一緒にやっていくべきなんだと思います。それにはマンパワーが必要です。ましてや、教育行政を進める中で、会計年度任用職員を幾ら募集しても集まりません。それはなぜか。雇用が不安定だからです。正規職員として採用すれば2億円だという数字を先ほどおっしゃいましたが、その2億円が惜しくて、町の福祉を切り捨てていいんでしょうか。教育を切り捨てていいんでしょうか。私はそう思いません。

ましてや、会計年度任用職員でも1人の人間で労働者です。その人たちを雇用の調整弁のように扱っていいんでしょうか。その人たちにも一人一人の生活があります。それをもう少し尊重する、それは必要だと思います。

それと、確かに1度採用すればというお話がありますが、ただ、教育部局に関して言えば、いろんな知見を持っている人たちが、幼稚園や保育所の現場だけではなくて、教育行政にきちんとしたその自分たちの考えを反映させる、そういった資質も持ち合

わせています。現場だけではない、教育行政、教育委員会の事務局、部局で働けるような若い保育士、あるいは、幼稚園の教諭というのもあります。そういった人たちの現場と行政との行き来、これも柔軟な人事管理の中でやるべきことだと思っています。

これは福祉の問題でも同じです。子どものことをよく分かっている幼稚園の教諭、あるいは、保育士が児童福祉の問題に対しての意見を述べて、それを福祉行政に反映させる、これだってできることだと私は思っています。

ですから、今回の職員の定数条例の改正ですが、10人の増をお願いしてはいますが、でも、では、来年度、再来年から10人増やしてどうこうといったことではありません。今、121人の定数の中で、ぎりぎり職員は働いています。ボトムアップも否定されたような意見がございましたけれども、実際に働いているのは職員です。私だけではない。議員だけでもない。その職員が、根底にある住民福祉を充実させるためには、これだけは必要なんだということを言ってくれば、それは、我々は考えなくちゃいけないと思います。一番の根っこにあるのは住民福祉の向上だし、維持だと、あとは、教育の充実、ここのところはよくお考えいただきたいと思います。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 私これは理想論という形で、よく反対論者というんですかね、こういう形で町民のサービス、質が落ちる、それは人数が多ければ、私はいいと思うんですけれども、その裏づけが、税金なんです。むやみやたらに、これも必要、あれも必要、それは理想論だろうと私は思うんです。だから、甘いんではないかなと、普通に考えれば、全てこの問題については、お金はかかってきます。だんだん予算等も尻つぼみになってくる、こういうトレンドの時代に、そういう論法で定員増という形では私は理解に苦しみます。

以上です。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

浅野富男君。

12番（浅野富男君） 議案第9号について討論を行います。

議案第9号は国見町職員の定数の改定しようとする条例であります。今日、長時間労働が社会問題ともなっております。そのような中で、働き方改革と言われるように、長時間労働を改めようとする取り組みが進められており、過剰な労働を抑える仕組みが必要と考えております。住民サービスも向上させる必要があります。本町の超過勤務手当が年間6000万円を超える額となっていることを考えれば、定数増を図り、雇用を増やすことは理にかなっているものと考えます。よって、議案第9号には賛成をするものです。

以上です。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 教育委員会部局で大幅にこの人員増ということですが、先ほど教育長の説明にもありましたように、保育所、幼稚園については、正規職員の2倍以上の会計年度任用職員が配置されているわけです。これ長年、何とかならないかということで苦しんできた問題なんです。会計年度任用職員ではなかなか人が集まらない、そして、もう5年たてば、また勤めを辞めさせなくちゃならないということで、その幼児教育の重要性を叫んでいても、それを達成することが極めて厳しい状態に置かれていたわけです。私は今回のこの人数を、正規職員を増やすことは、極めて保護者や子どもたちにとって幸せなことではないかと思うんです。ですから、そういう意味で賛成です。

以上です。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） この問題につきましては、人を増やしたから解決するかというと、絶対これ解決されません。二、三年たったらまた元に戻ります。

それと、この組織の効率化、合理化、人員減について、役場内の凸凹の調整が出てくるんですね。その中で、私はやるんだったらやっていただきたいと。幾ら理想論を言っても。普通の町民の皆様には理解されないと思います。ですから、私はこの件については反対をいたします。

以上です。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 私も賛成の立場から。今、国も、町も少子高齢化の中で、その保育士とかそういう人たちが、先ほど教育長からお話があったように、正規職員以外の人から手を借りてやっていることは、なかなか不安定だと、そういうことから、やはり正規職員として位置づけて、きちっと将来を見守ってやるということがいいかどうかは分かりませんが、そうしていただけることから賛成といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに。

八巻喜治郎君。

2番（八巻喜治郎君） 議員でも十人十色と、考え方は変わりますが、私の場合は、この議案に賛成の立場です。10年前、役場が壊れていたときに、誰が休日返上して壇上で仕事していたのかと、もう精いっぱい仕事をなされていたのを見ています。足りないくらいでした。現在でも、幼稚園とか、私もお伺いしているわけですが、人数が足りません。住民の要望に応える部分の人数は、実際は足りないんです。したがって、今回の人数を増やすということについては、議員としては賛成いたします。

議長（東海林一樹君） これで討論を終結いたします。

これから議案第9号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

議長（東海林一樹君） 起立多数です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後1時まで休議いたします。

（午前11時57分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇議案第10号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第12、議案第10号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（蓬田英右君） 議案第10号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第13、議案第11号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（蓬田英右君） 議案第11号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第11号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第12号 国見町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第14、議案第12号「国見町国民健康保険条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(菊地弘美君) 議案第12号、国見町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山崎健吉君。

5番(山崎健吉君) 今の改正案の中で、今、課長が読み上げた文言があるんですけども、その中で中華人民共和国云々と書かれていますけれども、中華人民共和国ではなくて、今は変異ウイルスその他も入っているので、何でこの中国だけをここに原因として挙げたのか、ちょっと伺いたいと思います。

議長(東海林一樹君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(菊地弘美君) 山崎議員のご質問にお答えをいたします。

この新型コロナウイルス感染症の定義がなぜこのように決められたのだというところのお質してございますけれども、大変申し訳ありません。そこまでの部分については調べてございませんでした。

ただ、このコロナウイルスについては、今、6種類ぐらいが世界で発見をされていると聞いてございます。いわゆる風邪症状を呈するコロナウイルス、これはほかにも6種類あるというところなんですけど、今、流行している、感染が拡大しているものについては、あくまでも令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して報告をされたもの、これに限るということで限定をしたものではないかと推測をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(東海林一樹君) ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第13号 国見町介護保険条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第15、議案第13号「国見町介護保険条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 議案第13号、国見町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浅野富男君。

12番（浅野富男君） 保健福祉課長にお尋ねしたいと思います。

介護保険料基準になる第5段階で5,000円ほどの負担が増えるという数字が出てきております。この負担が増えるような要因とは、どのようなものからはじき出された数字なんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 12番浅野議員のご質問にお答えをします。

介護保険料につきましては、そのサービスの給付費の動向といわゆる被保険者の数、さらには介護認定者の数ということで決まっております。

そのようなことを見たときに、まずは介護保険のサービス給付費の状況でございますが、平成30年度、令和元年度、令和2年度、これは今年度であります。それぞれ第7期の計画期間内の数値を見ていきますと、まず平成30年度につきましては、その前の年度、平成29年度と比較をしまして、7%ぐらい上昇をしております。さらに、令和元年度につきましては、平成30年度と比較をしまして、これも6.7%ぐらい上昇しているという状況でございます。そして、令和2年度につきましては、令和元年度と比較をしますと、12月のサービス月までの集計になりますが、実は12%ほど上昇をしております。このように、7%から、令和2年度については12%の上昇ということで、介護サービス給付費が急激に伸びているというところは、まず押さえないといけないと思っております。

さらに、人口の減少ということが言われてございますが、高齢者の人口についてはこれからも若干は増えるだろうということは見込まれておりますが、2025年、令和7年については、高齢人口についても減少傾向に移行するということが見込まれております。そのようなことで考えますと、75歳以上の方についてはこの8期の計画

期間内においても増えるということは想定されるんですが、65歳から74歳までの方については逆に減少の傾向になってくるということで、トータルとしては、来年までは増えるというところですが、その後は横ばい等で減少、動向するかなと、そんなふうに考えてございます。

今回の保険料の改定につきましては、以上のようなことを踏まえて、保険料について規定をさせていただくということで考えてございました。

ただ、そうはいいまして、保険料の金額があまりにも上がるというところについては、厳しいというところは当然考えてございまして、介護保険の基金から、準備基金の中から9000万円ほど取崩しをして保険料の軽減に引き当てるということで、今回お示しの基準額というふうにさせていただきたいということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 基金から9000万円を充てたということで、そのあたりについては評価をしたいと考えておりますけれども、負担が増えるということについては、制度上の問題で、国が50%で、そして被保険者が1号、2号含めて50%の負担ということになっています。実に被保険者が負担する分が半分という大きな負担を強いられるというのが今回のこの介護保険の中身かなと考えております。そういう中で、まず制度上の問題ということは一つあるんですけれども、本当に負担が増えるということについては、年齢が重なると負担が余計大変になるという状況が生まれております。こういったことに対して、町としてなすべきことというものはないのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

介護保険制度そのものについては、浅野議員お話しのとおり、負担割合で考えますと、被保険者につきましても相等の負担をいただくということ、これは保険制度ですので、ご理解をいただくしかないかなと思ってございます。

ただ、これがいい状態なのかというところで申しますと、高齢になってから負担するものが増えるということについては、生活をしていく上で厳しいものがあるだろうと感じてございます。

では、町としてはどういうことをするのかということでございますが、今回の第8期計画においても、重点といたしましたのは、介護予防に力を入れていこうというところでございます。実は、要介護の認定率につきましては、福島県内ですと大体19%ぐらいの率になっているんですが、介護保険の要介護の認定者は、全体を見ますと75歳以上の方が大体9割を超すという方が、認定者の中では75歳を超している方がほとんどということになってございますので、まずはこの介護認定率を下げするための取組が、介護給付費を下げることにもつながってきますので、当然、保険料の部分にも直結をしていくということになります。まずは、要介護認定率を下げたための介護予防の取組をしっかりと行うということが、将来に向けた介護保険料の適正化にもつながるものと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

浅野富男君。

12番（浅野富男君） ただいまの答弁なんですけれども、このあたりについては評価をしたいと考えておりますけれども、この議案第13号についての討論を行いたいと思います。

介護保険は、社会保険でありながら国の負担分が少なく、サービス料の増は被保険者にかぶさってくるという制度上の問題があります。負担が増えることには賛成はできません。まして、第1号被保険者は65歳以上という高齢者に負担増を求めることになります。

このようなことから、制度上の欠陥を指摘する意味においても、また負担が増えるということについても、議案第13号については反対であります。

以上です。

議長（東海林一樹君） ほかに討論ありませんか。

渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） ただいまの議案に対しては、私は賛成の立場から言わせていただきます。

介護保険ということで、第1段階の方は5,000円という負担増となるということなんですけれども、併せて見れば、第10段階の方は約9,000円という逆に倍以上の負担を強いられることになっております。

やはり、介護をこれから利用する方も、私も含めてなんですけれども、介護している方をみんなで助けるという意味合いで、負担は確かに増えるのは大変ですけれども、介護業界、介護事業を潰すわけにはいきません。みんなでそれを助ける意味合いで、やはり今回の負担はしょうがない、当たり前というわけではないですけれども、認めざるを得ないという意味合いで、私は賛成の意志をとおします。

以上であります。

議長（東海林一樹君） 討論を終結し、これから議案第13号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

議長（東海林一樹君） 起立多数です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第14号 国見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第16、議案第14号「国見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 議案第14号、国見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第15号 国見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第17、議案第15号「国見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 議案第15号、国見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

村上 一君。

7番（村上 一君） お聞きしたいんですけども、同じく前もあったんですけども、この中で29ページに、諸記録の保存・交付について、電磁的記録による対応という

ことで、また、説明・同意についても電磁的方法のことなんですけれども、その内容を伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 7番村上議員のご質問にお答えをいたします。

雑則で電磁的記録について記載がございますが、これの言わんとしているところにつきましては、諸記録の保存・交付につきましては、今まで紙によるものとされてきたところがございますが、現在はシステムによって電子的な、電磁的な記録で実際に行っているというのが実態でございます。そのため、紙による記録だけではなくて、それに代えて、電磁的な記録だけでも構わないとするものでございます。

さらに、利用者への説明・同意についても、実は、書面で説明をしてというのが今まで行われてきましたが、この方法についても電磁的な方法による対応を可能とするということで、具体的には、今行われておりますのは、タブレットを用いて説明を行うということは今でも紙と併用して行われていると認識をしておりますが、これからは、紙がなくても、電磁的な、タブレットを利用したような説明でも可能とするという意味でございます。

以上、説明とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

小林聖治君。

6番（小林聖治君） 今ほどの7番議員の質問の関連なんですけれども、この電磁的記録というのが電磁システムに利用するというので、それで、マイナンバーカードへの記録等々はどうなりますか。それは関連してこないですか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 6番小林議員のご質問にお答えをいたします。

こちらでうたっておりますのは、あくまでも施設事業者での記録あるいは説明の際に使うものということでございますので、マイナンバーを提示してというようなことをうたっているところではございません。あくまでも、施設が自分たちの記録を残すために電磁的な方法は可能とするということでございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第16号 国見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第18、議案第16号「国見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 議案第16号、国見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第17号 国見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第19、議案第17号「国見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 議案第17号、国見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第17号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第18号 国見町行財政改革推進委員会設置条例を廃止する条例

議長(東海林一樹君) 日程第20、議案第18号「国見町行財政改革推進委員会設置条例を廃止する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。企画情報課長。

企画情報課長(阿部正一君) 議案第18号、国見町行財政改革推進委員会設置条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山崎健吉君。

5番(山崎健吉君) 今の説明、ちょっと聞きづらかったんですけども、この条例の中身は12名で町長が諮問するということになっているようなんですけども、現在、12名については任命されていない、だからこれは必要ないということの説明でいいんですか。

議長(東海林一樹君) 企画情報課長。

企画情報課長(阿部正一君) 任命はされておられません。といいますと、10年以上開かれていないということです。震災前に、何回か開催されましたけれども、それ以降は開催はされていないということ。法定の委員会ではなく、任意設置ですので、それは総合計画条例で十分に機能が果たせると判断したものですから、整理をさせていただいたということで、ご理解賜りたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長(東海林一樹君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第18号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第19号 国見町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例

議長（東海林一樹君） 日程第21、議案第19号「国見町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 議案第19号、国見町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例について説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第20号 第6次国見町総合計画の策定について

議長（東海林一樹君） 日程第22、議案第20号「第6次国見町総合計画の策定について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） 議案第20号、第6次国見町総合計画の策定についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今、企画情報課長からの説明いただきました総合計画ということなんですけれども、これは、町民の方々各戸に配るという話を前に聞いていたんですけれども、この大きさで配るといいますか。それとも、1つの冊子として配るのか。それとも、これをまたもっと簡素化して町民一人一人に配る予定しているのか、その点、内容についてお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） 渡辺議員のご質問にお答えをいたします。

配付形式ですが、冊子になります。全戸配布ということで考えておりますので、多分、前回ですと概要版だけだったと思うので、概要版は作らないで、きちんとした冊子のものを全戸に配布するというように考えています。

そのほかに、まだ時間かかるかどうか分かりませんが、子ども向けのキッズ版は考えていきたい。これからの国見町を担う子どもたちに向けてのキッズ版については、ぜひ作って、総合学習みたいところで活用していければいいのかなということで、子どもからお年寄りまで、全員でまちづくりについて考えていけるような、そういった総合計画にしていきたいと考えていますので、よろしくお願ひします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ございますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願ひます。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第21号 桑折町及び国見町介護認定審査会共同設置規約の変更について

議長（東海林一樹君） 日程第23、議案第21号「桑折町及び国見町介護認定審査会共同設置規約の変更について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 議案第21号、桑折町及び国見町介護認定審査会共同設置規約の変更についての説明をいたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願ひます。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第22号 工事請負契約の一部変更について

議長（東海林一樹君） 日程第24、議案第22号「工事請負契約の一部変更について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） 議案第22号、工事請負契約の一部変更についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 2時10分まで休議いたします。

（午後1時59分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後2時10分）

◇ ◇ ◇

◇議案第23号 令和2年度国見町一般会計補正予算（第12号）

議長（東海林一樹君） 日程第25、議案第23号「令和2年度国見町一般会計補正予算（第12号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（蓬田英右君） 議案第23号、令和2年度国見町一般会計補正予算（第12号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） 企画情報課長にお尋ねいたします。

26 ページ、2 款 1 項 5 目 1 6 節公有財産購入費、土地購入費となっておりますが、3040 万 2000 円、前回お聞きしましたら、国見ニュータウンの未分譲、41 番と 134 番の 2 区画の分譲土地代とお聞きしておりますが、町で購入した後、どのように活用するのか伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） 蒲倉議員のご質問にお答えいたします。

売る側の立場という形で議案第 28 号でもあるんですけども、ニュータウンにつきましては残り 2 区画ということで、土地開発公社は精算をして、町に使える権限を渡すという意味での予算の設定ということになっております。

今後どうするかということですが、ニュータウンにつきましては、蒲倉議員もご承知のとおり、建築協定がございまして、用途制限がございまして、基本的には住宅かなと思っています。今、はやりではないですけども、移住、定住、二地域居住とかそういったもので何とか事業化できないかなということで、新年度に向けて考えていきたいと思っていますけれども、できればそういった形で、町もお金出さないうで、PFI とか民間主導型でサブリースするような方向で、それに付加価値をつけて、住む方の制限をかける、子育て世代とか移住者に限るとか、そういったものについて、あと建設課と連携しながら、条例の中でうたうといった形での引込みを図るような土地として使えたらいいのかなと。なかなか売るとなると、公社側ですと値段が決まっているのであれですけども、今度、町であれば売らなくてもそのまま使えるということもありますし、そういった形でちょっと多角的に、まして多様化に使える土地になるのかなと思います。そのほかにも、町内にも国見町が所有する土地もありますので、その辺を含めて、総合的に検討していければいいのかなと考えていますので、ぜひ町内会としての立場もございまして、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

10 番（渡辺勝弘君） 環境防災課長にお尋ねいたします。

ページ数は 47 ページ、9 款消防費、消防費の 5 目災害対策費における 14 節工事請負費ということで、工事請負費、防災情報通信設備整備事業ということで 2400 万円の減となっておりますけれども、この中身について、もう一度お伺ひしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（澁谷康弘君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

災害対策費の中の工事請負費 2400 万円の減でございまして、この事業の内容につきましては、移動系の防災行政無線でございまして、その整備工事の部分の減額でござ

ございます。

今回、令和2年度におきまして、今までアナログ方式だったものをデジタル方式に変更するという事で、当初予算でお認めいただきまして、事業を今行っているところでございますが、デジタル方式、実はその中にもいろいろ方式がございます。ちょっと難しい話になりますけれども、周波数を2つ、別な周波数を使って、例えば内線電話のように使えるような、そんな仕組みもございました。高機能型のデジタル行政無線のシステムがいろいろございますけれども、国見町で選びましたのは、いわゆる職員間で防災や通常の業務のときに連絡として使えるもの、もちろん、これは消防団も含めてのことになりますけれども、あまり複雑な機能ではなくて、単機能型のシステムにしたことによりまして事業費が軽減されたというようなことでご理解を賜ればと思っております。

以上でございます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 消防関係というか、消防へ携わっているものですから、改めて、お尋ねいたします。

今回のデジタル無線ということで改修したということが分かりましたけれども、そうした場合に、今、デジタル無線というか消防無線を扱っているのは、私もやっていますけれども、分団長、副分団長の階級にある者はある程度無線機自体を携帯しているんですけれども、団長、副団長に限ってはその携帯をしていないんじゃないかと。そうすると、万が一の命令系統がちょっとできなくなっているという状態なんですけれども、その辺の対策案としては何かあるのか、聞きたいと思います。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（澁谷康弘君） お答え申し上げます。

いざというときの消防団、団長、副団長の連絡の手段はどうかというお質しかと思います。

今までも、今回の更新の前のいわゆるアナログ方式の移動系の防災行政無線の配備につきましては、議員お質しのとおり、各幹部の皆様、団長、副団長を除く幹部の皆様に配備をさせていただいておりましたが、新しいシステムにおいても、団長、副団長に配備するというような予定はございません。

これはどうしてかといいますと、団長、副団長は、単独で現場で行動するわけではなくて、通常は現場指揮本部に常駐をして、団員の掌握と指示のために現場指揮本部に常駐していただくというようなことが一番の任務になりますので、今般、デジタル化の際に、今までなかったものとして、可搬局というのを導入することを決めました。この可搬局といいますのは、議員も火災現場でご覧になったことあるかもしれませんが、消防組合のほうでいわゆる現場指揮本部で使う無線機がいわゆる可搬局といいます、基地局に非常に近いものだとイメージしていただければよろしいかなと思っております。これを防災行政無線のほうでも導入をさせていただき、火災や災害で、役場の基地局以外のところに基地といいますか、本部を置かなければならないときに、

その可搬局を使用して情報の連絡に使用していつてはどうかというような考えとなったものでございます。これがございますので、いわゆる火災現場、災害現場などで現場に指揮本部を置かなければならなくなったときには、その可搬局を活用して、団長、副団長には統制を取っていただくと、そんなことで考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ございませんか。

浅野富男君。

12番（浅野富男君） 生涯学習課長でよろしいかというふうに思います。

53ページになります。

文化センター費の中で、節の区分で工事請負費になりますけれども、施設改修工事、改修工事ということで、歴史資料室を改修するというのはどういった工事の内容か伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君） 12番浅野議員のお質しにお答えいたします。

施設改修工事ということでありますけれども、新年度からの教育委員会部局の移動ということを見込みまして改修を予定しているものでして、観月台文化センター内の歴史資料室の改修工事として計上させていただいたものです。

以上、答弁とさせていただきます。

総務課長（蓬田英右君） 私からも若干ご説明させていただきたいと思います。

施設の改修工事ということで850万円計上しておりますが、新年度におきましては、教育委員会の事務部局につきましては、全て文化センターのほうに業務場所をまとめたいということで考えております。それに伴いまして、事務室の改修が必要になったということをご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 関連してなんですけど、新しく図書館になるということで今、工事しているのかなと思うんですけども、それとは別に教育委員会のスペースを設けるわけですか。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君） お答えいたします。

文化センター内における施設改修費というのは、現在工事中の図書館の工事とは別なものです。

以上といたします。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 産業振興課長にお尋ねいたします。

ページ数は57ページになります。

11款災害復旧費として1目農林水産業施設災害復旧費ということと14節の工事請負費における林道災害復旧工事ということで、5000万円の追加になっております。先ほどの説明ですと、林道貝田線のことだと思うんですけども、この5000万円の追加になった理由をお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（武田正裕君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

災害復旧費のうちの林道災害復旧工事の5000万円の補正増の内容についてでございます。

これにつきましては、議員お質しのとおり、台風19号によりまして土砂崩れの被害がございました林道貝田線の復旧工事を現在行っているところですが、工事費が1億8700万円で行っておりまして、これに追加の工事費をお願いしたいとするものでございます。

当初の林野庁の災害査定時におきまして崩落した土砂等によって見えなかった部分の被害状況がこれまでの復旧工事により明らかになりまして、林野庁との協議の結果、新たな対策工事、防護網の設置工事を実施することになったため、補助金の歳入と併せて工事請負費5000万円の増額をお願いしたいとするものでございます。

なお、この補正予算議決後に、国の変更承認を待って契約の変更を行います。変更契約の締結に当たりましては議会の議決が必要になりますので、その際はよろしくお願ひします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

小林聖治君。

6番（小林聖治君） 55ページの10款6目18節負担金補助及び交付金、それで負担金の71万1000円、これ、ファミリーシアター公演開催地負担金とあるんですが、これはコロナ禍で中止になったものですか。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君） 小林議員のお質しにお答えいたします。

こちらは、キッズシアターといたしまして、開催予定の今年度におきまして、コロナ禍であって、採択はいただいたものの実施できなかったものですから、減額として計上させていただくものです。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） それでファミリーシアター公演というのは、どんな内容のものだったでしょうか。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君） お答えいたします。

具体的には、小学生を対象に、文化センターにおいて公演を見せて教育に資するというものなんですけれども、今年度に限った事業ではなくて、毎年行っているもので

す。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） そうしますと、来年度以降は、コロナの状況にもよりますが、また改めて開催するということでよろしいですか。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君） はい。新年度予算においても計上させていただいているものでして、予定はさせていただいております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

八島博正君。

13番（八島博正君） 今のご質問、ページは56ページ、生涯学習課長にお尋ねします。

この委託料の3080万円のマイナスの内容を見ますと、オリンピックとパラリンピック300万円がマイナスになっております。25日、いよいよ聖火が福島県をスタートして始まるという時期において、この300万円の予算をかけて何をやろうとしたのがマイナスしたのか。オリンピックは7月ですから、その間にやれるならば、継続事業で取っておいてもまたよかったんではないかと思うんですけれども、この3月議会のこの時期にマイナスした理由を教えてくださいと思います。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君） 八島議員のお質しにお答えいたします。

お見込みのとおり、こちらの事業がコロナ禍でできなかったということで減額とさせていただくものではありません。内容に関しましては、オリンピック・パラリンピックに係る国見町としての機運醸成事業でありますけれども、オリンピック・パラリンピックがご存じのとおり開催できませんので、それに伴う減額というものであります。

それで、次年度以降でありますけれども、新年度予算の中で計上させていただいているものでして、手続といたしましては、継続費という形式は取らないで、令和2年度においては減額、3年度においては新しくというところで計上させていただくところです。

以上、お答えいたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第24号 令和2年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議長（東海林一樹君） 日程第26、議案第24号「令和2年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 議案第24号、令和2年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第25号 令和2年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議長（東海林一樹君） 日程第27、議案第25号「令和2年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 議案第25号、令和2年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第26号 令和2年度国見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議長(東海林一樹君) 日程第28、議案第26号「令和2年度国見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(菊地弘美君) 議案第26号、令和2年度国見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明を申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第26号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第27号 令和2年度国見町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議長(東海林一樹君) 日程第29、議案第27号「令和2年度国見町介護保険特別会計補正予算(第2号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(菊地弘美君) 議案第27号、令和2年度国見町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明を申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第27号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第28号 令和2年度国見町土地開発事業特別会計補正予算(第1号)

議長(東海林一樹君) 日程第30、議案第28号「令和2年度国見町土地開発事業特別会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。企画情報課長。

企画情報課長(阿部正一君) 議案第28号、令和2年度国見町土地開発事業特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第28号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第29号 令和2年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算(第1号)

議長(東海林一樹君) 日程第31、議案第29号「令和2年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長(宍戸浩寿君) 議案第29号、令和2年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第29号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第30号 令和2年度国見町水道事業会計補正予算(第2号)

議長(東海林一樹君) 日程第32、議案第30号「令和2年度国見町水道事業会計補正予算(第2号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長(穴戸浩寿君) 議案第30号、令和2年度国見町水道事業会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第30号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長(東海林一樹君) 日程第33、同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

(書記 同意第1号を朗読)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから同意第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、同意第1号は原案に同意することに決しました。

◇ ◇ ◇
◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 議案の追加がありますので、暫時休議いたします。
(午後 3 時 0 5 分)

◇ ◇ ◇
◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。
(午後 3 時 0 7 分)

◇ ◇ ◇
◇追加日程の議決

議長（東海林一樹君） ただいま配付いたしました追加日程表のとおり、2 件の追加がありますので、これを本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。
したがって、この 2 件は直ちに議題とすることに決しました。

◇ ◇ ◇
◇町長提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 書記に議案提出書を朗読させます。朗読。
(書記 議案提出書を朗読)

議長（東海林一樹君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（引地 真君） ただいま追加提案いたしました同意案件についてご説明いたします。
同意第 2 号「副町長の選任につき同意を求めることについて」は、前任者の辞職で現在空席となっておりますことから、その後任候補として佐藤克成君を適任と認め選任したいため、議会の同意を求めようとするものです。

同意第 3 号「教育長の任命につき同意を求めることについて」は、岡崎忠昭教育長が令和 3 年 3 月 3 1 日をもって辞職するため、その後任候補として菊地弘美君を適任と認め任命したいため、議会の同意を求めようとするものです。

慎重審議の上、速やかなる同意を賜りますようお願いし、提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願いたします。

◇ ◇ ◇
◇同意第 2 号 副町長の選任につき同意を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第 3 4、同意第 2 号「副町長の選任につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

佐藤克成君の退席を求めます。

(まちづくり交流課長佐藤克成君 退場)

議長（東海林一樹君） 書記に議案を朗読させます。朗読。
(書記 同意第 2 号を朗読)

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから同意第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、同意第2号は原案に同意することに決しました。

佐藤克成君の退席を解きます。

（まちづくり交流課長佐藤克成君 入場）

◇

◇

◇

◇同意第3号 教育長の任命につき同意を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第35、同意第3号「教育長の任命につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

菊地弘美君の退席を求めます。

（保健福祉課長菊地弘美君 退場）

議長（東海林一樹君） 書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 同意第3号を朗読）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから同意第3号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、同意第3号は原案に同意することに決しました。

菊地弘美君の退席を解きます。

（保健福祉課長菊地弘美君 入場）

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日10日は午前10時より議案調査会を委員会室で開催いたします。

これで本日の会議を閉じます。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後3時15分）

第 4 日

令和3年第2回国見町議会定例会議事日程（第4号）

令和3年3月19日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 議案第31号 令和3年度国見町一般会計予算
- 第 2 議案第32号 令和3年度国見町大木戸財産区特別会計予算
- 第 3 議案第33号 令和3年度国見町入山財産区特別会計予算
- 第 4 議案第34号 令和3年度国見町公共下水道事業特別会計予算
- 第 5 議案第35号 令和3年度国見町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 6 議案第36号 令和3年度国見町国民健康保険特別会計予算
- 第 7 議案第37号 令和3年度国見町介護保険特別会計予算
- 第 8 議案第38号 令和3年度国見町土地開発事業特別会計予算
- 第 9 議案第39号 令和3年度国見町湧水対策施設特別会計予算
- 第10 議案第40号 令和3年度国見町水道事業会計予算
- 第11 常任委員長報告
 - 陳情第11号 国に対し、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情書
 - 陳情第13号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について

（追加日程）

- 第12 議案第41号 工事請負契約の一部変更について
- 第13 発議第 1号 国見町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第14 発議第 2号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書
- 第15 発議第 3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
- 第16 議員の派遣について
- 第17 常任委員会の所管事務調査について

・出席議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 宍戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	引地 真君	教 育 長	岡崎忠昭君
総務課長	蓬田英右君	企画情報課長	阿部正一君
税務住民課長	吉田義勝君	環境防災課長	澁谷康弘君
保健福祉課長	菊地弘美君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	武田正裕君
まちづくり 交流課長	佐藤克成君	建設課長	村上幸平君
上下水道課長	宍戸浩寿君	会計管理者兼 会計課長	阿部善徳君
教育次長兼 学校教育課長	羽根洋一君	幼児教育課長	東海林八重子君
生涯学習課長	佐藤光男君	農業委員会会長	澁谷福重君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局 長	松浦昭一君	書 記	佐藤智昭君
書 記	佐藤温史君	書 記	中條伸喜君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇議案第31号 令和3年度国見町一般会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第1、議案第31号「令和3年度国見町一般会計予算」についての件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（蓬田英右君） 議案第31号、令和3年度国見町一般会計予算についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。

本議案に限り、歳入と歳出を区分し、歳入については全般に、歳出については款の順序に従って、最後に全体的な質疑をいたします。

なお、質疑にあたっては、議席番号及び質疑事項のページ、答弁者を告げて、1件ずつ質疑されるようお願いいたします。

それでは、はじめに、歳入について質疑を行います。質疑ありませんか。

蒲倉 孝君。

1番（蒲倉 孝君） 総務課長にお伺いいたします。

全体的なお話でございますが、議案調査会でも質問させていただきましたが、どうして決算が減ったのかお伺いしました。ただ、前年対比だけで、最終補正予算を考えている課は少なかったと思います。予算というのは官も民も当年実績、こちらでいう最終補正予算を基に次年度予算を作成すべきだと思います。補正予算で修正すれば良いとも取れる基準ではなくて、令和4年度の予算作成時には、当初予算比と最終補正予算比で作成できないかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） 蒲倉議員のご質問にお答えいたします。

予算を編成するのに、前年度の実績を反映させた予算がよろしいのではないかと、いうようなご質問だと思っておりますが、町の予算編成に当たりましては、国の予算の動向、県の予算の動向、その折々の状況に応じて、また町の財政状況を踏まえまして予算編成をしているところであります。前年度を踏襲するというような編成の方針ではありませんけれども、参考的にそういう資料が必要であれば、そういったものについては資料としては提供できると思っておりますが、その年度その年度の予算編成方針に基づきまし

て町としては予算を編成しているということでご理解いただければと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） 参考までに、後ほど、ある町では今、私がお話しました補正予算を組み入れた予算作成をしている町もございますので、参考資料として提出させていただきます。

また、福島県のホームページには、市町村の財政状況資料集というのがアップされております。その中には財政力、公債費負担の状況など分析数値とコメントがございまして、ほかにも経費分析や性質分析、歳出決算分析とか住民一人当たりのコスト、そういったものも分析数値とコメントが記されております。補正予算同様、やはり決算見込みを作成して現状の把握と対策が見えてくると思いますので、現状のしっかりした数値で把握した上で予算作成はできないか改めて伺います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） お答えいたします。

財政力指数等いろいろ指標はありますが、それにつきましては決算の中でお示ししているような状況となっております。その中では分析なり、あと監査委員の指摘事項などを決算資料として提出しております。それぞれ必要な資料につきましては議会に報告させていただいていますし、広報紙の中でも決算の状況等公表しておりますので、ご理解いただければと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） おっしゃることは今の現状だと思うのですが、やはり今、財政がどうなっているのか、そういったものを決算書を待たずに見込みで作成して、それを基に予算を作成できれば、町民の皆様にも今、町はこういうふうになっているのだというのが示されると思いますので、ご検討よろしくお願いします。

以上です。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、歳入関係の質疑を終わります。

続いて、歳出について質疑を行います。

はじめに、1 款議会費、2 款総務費について質疑ありませんか。3 5 ページから 5 7 ページです。

松浦常雄君。

1 1 番（松浦常雄君） 企画情報課長にお尋ねします。

予算書のほうでは 4 6 ページ、M a a S 事業とありますが、これは主要施策のほうでは 1 6 ページです。この M a a S 事業というのは、言葉はちょっと難しいので、どういう意味なのか、そしてどのような内容なのかお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） 松浦議員のご質問にお答えいたします。

M a a S 事業、昨年11月からM a a Sを使った通院サービス事業を実証実験的に始めております。M a a Sというのは、モビリティ・アズ・ア・サービスといいまして、車の運行のサービスを行う事業ということで、それと将来的には医療や福祉、あとは買物などをいずれ無人運転などでも使えるようなシステムづくりを進める一つのプロジェクトがM a a Sということになっております。

以前にも申し上げましたが、このコンソーシアムに参加する企業は500社を超えておまして、日本全体がこういったモビリティ、移動のサービスを総合的に立ち上げるようなプロジェクトに参加していくということで、国見町といたしましては、現在まちなかタクシーを運行しておりますが、それを将来的に近未来型の公共システムに移行していくための実証実験ということでご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） これを委託するというのは、そういう事業主体というのがあって、そこに委託するということになりますか。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） 委託というのは当然、交通事業者でなければならないので、交通事業者のほうに委託して運行していただくということになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 総務課長にお伺いします。

ページ数は45の8目の企画費なんですけれども、国見町応援団ふるさと納税事業というものであります。ふるさと納税事業費は今6894万4000円であります。これは返礼品とか送料も含むとありますけれども、既に今年の2月1日現在では1億3437万1000円、851人の方から寄附を申し出られていますが、当町はふるさと納税の基本的な使い道はどのように考えているかお尋ねしたい。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

ふるさと納税につきましては、納税者の意向を確認する部分もあります。ただ、大体は町長お任せというような部分で寄附をしていただいている人が多い傾向にあります。使い道については、ふるさと振興関係に使うということで、まちづくり関係の事業に充てているというような状況になっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 過去3年間くらいの実績を見ますと、平成29年でもう約1億円、平成30年度はちょっと減って4000万円くらいですか。平成31年、去年は1億2300万円くらいの応募があったと。それについて、国見町の特産品だと思いますけれども、主にどんなものを返礼品として送っているかお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） お答えいたします。

返礼品で人気がありますのは、やはり夏のモモということになっております。それを目当てに納税していただける人が多いというような傾向となっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 企画情報課長にお尋ねします。

先ほど松浦議員と関連するようになりますけれども、M a a S事業に関して。

ページ数は46ページになると思います。先ほどのM a a S事業ということは、病院バス等々を変更して、試験運行ということで、3月までの試験運行をするということで補正等とっていましたが、今回の予算化にあっては、それが国庫支出によって750万円ほど増えたということで、また続けて実証実験をやるのかなと思っておりますけれども、そうした場合に、これから計画するための試験運行を続けてやるということでもいいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

昨年度の臨時交付金事業で100%で始めた事業でございますけれども、新年度におきましては地方創生の交付金を使って事業を進められるということで、地域公共交通に係る計画を並行してつくるための実証実験がちょっとまだ不足しているかなということで、この事業を進めてまいりたいと考えております。その上で、最終的に、効率化と言っておかしいのですが、国見町としてよりベターな公共交通システムを構築するための一つの材料にしていきたいということで病院と連携して今進めておりますので、令和3年度中に一定の方向性をつくっていくための予算ということをご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） それで、今後のことになると思うのですが、今やっているまちなかタクシーを利用する町民の方は大体病院のほうが8割方多いと。M a a S事業は、病院から動くということなのではございますけれども、病院バスをこのM a a S事業で今後はどういうふうに展開していくのか。つまり、病院としては、組合ですから、近隣の桑折町とか、あるいは伊達市とか連携していくのか、それとも国見町のまちなかタクシーと組んだ形の中で単独でM a a S事業を含めた運行をしていくのか、今後の状況をお知らせください。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） 相手があることですので軽々に申し上げるわけにはいかないのですが、病院自体が当然、国見町と桑折町と伊達市で構成されているということでございますので、病院は病院としての動き方があるかと。また病院バス自体もご存じのとおりそんなに多くの方が乗っている状況にはないというか、モビリティの

普及によって皆さん自家用車で行かれる方が多いので、本当の交通弱者というのは少なくなっているのだけれども、そこをどうやって助けていくのかというのは、このM a a Sの事業になってきております。当然、議員おっしゃるとおり、桑折町とも、伊達市とも今後お話していくようになる。

ただ、プラットフォーム自体は境界はないと思っていますので、通院に使うのか買物に使うのかによってそのプラットフォームの色分けというのは別に必要はない。ただ、運営自体が、通院で使うのか、もしくは買物で使うのかとか、こういったものを色分けしながら公共交通の計画の中に入れていく必要があるだろうと考えております。

ご存じのバス路線、当然、福島市から国見町まで幾つかの市町村を通過しているので、その地域全体での形成計画が必要になります。そのときは当然、近隣市町との連携、さらに協議等が必要になってきますので、その辺も含めた中で、国見町として動ける部分、さらには構成市町で動ける部分、さらには、できるかどうか分かりませんけれども、イオンなどができた場合に、こういった会社ももしかするとそういったバスを運行するかもしれないということで、時系列的にはいろんな考え方が出てくるので、その辺も含めながら、あとは今、まごころサービスとか、あと一部の病院の中でも動いている公共交通みたいなものがあるので、その辺を複合的にやっていけるのが一番いいのかなと。

あとは貨物、買物したものを届けていける、タクシーなんかで一部始まっておりますけれども、そういったものを複合的にできるようなシステムづくりの基礎となる初年度ということになろうかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 企画情報課長にお尋ねします。

主要施策の13ページ、新産業創造プロジェクト事業とありまして、委託料が4000万円というふうにありますけれども、これについて説明をお願いします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） 松浦議員のご質問にお答えいたします。

新産業創造プロジェクト事業ということで、これも地方創生事業にお認めいただいた事業ということでございます。政策的には、新総合計画とつながるプロジェクトということで位置づけさせていただいております。前回も申し上げておりますように、官民一体となった防災を基軸としたコンソーシアムによります強靱化、さらにはそれに伴う新産業を創出していこうということで、新たな創生総合戦略の初年度としての取組を進めていきたいということでもあります。

一つは官民連携コンソーシアムということで、様々な民間の方々と連携した上で、農業、商業、工業、これと防災をひもづけるような、こういった形のプラットフォームとしての国見町の在り方を進めていこうということでございます。

あともう一つは、国土強靱化形成計画もございましてけれども、レジリエンス、強靱化、そういったものの産業を創出していく、防災にひもづいた官と民の連携をどうい

うふうにしていけるのか、そういった中での産業をどうつくっていくのかということで、この二つの視点で、地方創生のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中での初年度の事業として、企業版ふるさと納税を活用いたしまして、総額4000万円で事業を進めていきたいということでございます。

詳細については、今後、連携する民間の方々と内容を詰めながらご提示してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 同じく企画情報課長にお尋ねします。

東京国見会、以前は随分大規模な予算でやっておりましたが、新年度では88万円とあります。このような予算でどのような内容を考えているのかお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） 松浦議員のご質問にお答えいたします。

東京国見会、以前ですとイベント的な意味合いが強かったのかなということでございます。以前の議会でもご質問あったときにお答えしましたけれども、きちんとした組織づくりが大切だろうということで、本来であれば令和2年度にきちんとした組織化をする予定をしておったわけですが、コロナによる状況の中で、東京との往来ができないような状況がありました。それにつきましては令和3年度に先送りということになりましたけれども、コロナの状況を見ながらにはなりますけれども、何とか国見町出身の方々を母体としたきちんとした会を、規約、役職等も含めてつくっていきなというふうに考えておりますので、今までのようにのべつまくなしいろんな人を呼ぶというような状況ではなく、まずはきちんとした母体をつくると。その上で先の展開にしたいなというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 総務費についてほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に3款民生費、57ページから70ページです。質疑ありませんか。民生費について質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に進みます。

次に4款衛生費について、71ページから78ページです。質疑ありませんか。

小林聖治君。

6番（小林聖治君） 保健福祉課長にお尋ねいたします。

私からは新型コロナウイルスワクチンの接種関連についてお尋ねいたします。

現時点で、高齢者におけるワクチン接種が、我が町では4月26日から接種開始とされており、桑折町と共同でワクチン接種を開始するとのことですが、その場合、国見町の町民は、桑折町の接種会場1か所と公立藤田総合病院と国見町の接種会場1か所の合計3か所で受けることが可能であると考えてよろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 小林議員のご質問にお答えいたします。

まず、ご質問の中で4月26日から高齢者の接種が始まるというようなちょっとお話しがあったのですが、今言われているのは、4月26日の週にはワクチンが国見町にも届くということでの案内が国から来てございますので、その点だけちょっとご了承いただければと思います。

ご質問のありました接種の場所のお話でございますが、国見町と桑折町については集団接種で行うということで進めてございます。集団接種の会場につきましては、国見町で1か所、桑折町で1か所、それから公立藤田総合病院が1か所ということで当初は考えてございました。実は、公立藤田総合病院と協議の中で、今、クラスターがどうしても発生しているということで、クラスター対策がとても重要になってくると。そのように考えていくと、病院内に不特定多数の方を入れるということについては、クラスターの対策上、よろしくないというようなお話もございますので、実際の接種の会場については、国見町で1か所、桑折町で1か所となる可能性が高いかなと今の状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） そういうことであれば、国見町の接種会場なんですけれども、どこを現時点で考えておられるのか、そこをお聞かせください。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えいたします。

接種会場につきましては、まず接種をされる方、大勢いらっしゃいますので、感染防止の対策ができるということ、ある程度の広さが求められるということ、それからアナフィラキシーのような症状が出るということで、副反応が心配されますので、公立藤田総合病院と場所的に近いということは条件になろうかなというふうに考えてございます。そのような観点から、町といたしましては、観月台文化センター、あるいは小坂の農村総合管理センターの2か所について候補として検討しているということでございますが、地理的な位置ということで、真ん中にあるということを考えていくと、観月台文化センターのほうが町民の方の利便性が高いのかなということで今検討している段階でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に5款労働費について、78ページです。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に6款農林水産業費について、79ページから87ページです。質疑ありませんか。

村上 一君。

7番（村上 一君） 多面的機能支払交付金の話ですけれども、その中で広域化を図ると。広域化することによって430万円というのが増額されているというようなことで、委託先というのは伊達西部土地改良区に委託するというようなことになっているのですけれども、その中で委託するとなると金額もある程度計上されていないのですけれども、その点伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（武田正裕君） 村上議員のご質問にお答えいたします。

今回、現在各地域におきまして環境保全会9組織がございまして、来年度からそれを、組織の活動はそのまま継続しながら、組織の代表者による広域組織を設置することになってございます。これにより、議員お話しのとおり補助金が430万円ほど増額になるということで、その増額分を活用しまして事務委託、予定していますのは西根堰土地改良区のほうに事務の委託をお願いしまして、さらに事業費の重点配分を行いたいとするものでございます。

委託経費がないのではないかとというご質問でございしますが、多面的機能支払交付金の事業、1800万円ほどの補助金、これを一括、広域組織のほうに交付いたしまして、それを広域組織の中でさらに西根堰土地改良区に委託するということになってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

7番（村上 一君） 今までの環境保全会というようなことで、地区組織があつて、その中で運営してきたのです。その中で事務的なこともやってきたというようなことで、今度は西根堰土地改良区に全部委託されるというようなことで、各地区の環境保全会という形でやっているのですけれども、それも減額になるようなことはないのか、この点伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（武田正裕君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、各組織、環境保全会の活動についてはこれまでと変わるものはありません。また、補助金につきましても、これまでの補助金から減額されることはありません。あくまで広域化によって増額された分を活用して事務委託による各組織の事務負担の軽減等を図るということで行うものでございますので、ご理解いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） ただいまの質問に関連いたしますけれども、広域化しまして430万円の増額となるということで、それで事務委託をするということですのでけれども、これまでの事務処理はどのぐらいの経費がかかっていたというふうに計算しているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（武田正裕君） 浅野議員のご質問にお答えいたします。

これまでの事務経費ということでございますが、あくまで各組織においてその事務を行っておりました。かなりの書類の作成の事務があったと聞いてございます。ということで、それぞれの組織の中で事務経費を補助金の中から捻出されていたのだろうと考えてございます。今後は、全てがということではありませんが、書類作成業務のあらかたについては委託ということで、かなりの軽減が図られるのではないかと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） それぞれの組織で事務処理をしていたということなのですから、増額を目的に広域化すると受け取れないこともないのですけれども、それぞれの組織でこれまでどおりの事務ということでは、進むことはできないということなのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（武田正裕君） お答えいたします。

それぞれの組織の事情があるかと思いますので、どうしても高齢化になって事務がもう容易でないという組織もございまして、まだまだ自分たちでできるよという組織もあるかと思いますので、そういった各組織の事情に合わせて対応してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） そうしますと、確認になりますけれども、自前のところ、いわゆる9組織あると聞いているのですけれども、それぞれの組織の中で判断というふうなことに考えてよろしいのでしょうか。それとも、もう広域にしたから、430万円増額になった、その分だけは拠出してくださいというようなことのできるのでしょうか、どうなのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（武田正裕君） お答えいたします。

あくまで、今回増額になったという部分は、広域化によりまして、これまで資源向上に取り組んでいなかった組織の分も交付されるということで増額になる部分でございます。430万円ほどの増額になりますが、委託分としては200万円ほど考えてございます。残りの分については、重点配分ということで、必要な水路等の修繕分に充てるということで、かなりまとまった金額で重点的に優先順位をつけながら各組織に配分するということが可能ですので、逆にこれまで以上に水路等の修繕経費の確保にもつながるようになりますので、有効な活用ができるものと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） ただいまの浅野議員の質問に関連することですが、この多面的機能支払交付金制度の事業については、それぞれの団体で内部で処理していた部分もあるし、組織が大きいため外部に委託してやっているところもありました。ただし、もう来年度は引き受けられませんというようなこともあって苦しくなっているところに、土地改良区のほうでやってくれるということで、それはありがたいのですけれども、以前に委託していたところよりも随分高額になっているような感じがするのです。その辺は十分、どのくらいの経費でやってもらえるのか検討したのかどうか。以前のものから考えると委託料があまりにも高額ではないかなという感じがするのです。その点はどのように検討されたのか伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（武田正裕君） 松浦議員のご質問にお答えいたします。

委託料が高額ではないかということでございますが、先ほど申し上げたとおり、増額分のうち200万円ほどを事務委託料ということで算定しているところであります。これまで9組織それぞれで行ってきた事務、その一部を委託したいということで、当然、委託を受託するほうにとってはその分の人件費等が発生するというところで考えてございます。そこら辺の想定される時間数等を計算した上でこうした金額を積算したところでございますので、ご理解いただきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 同じく産業振興課長にお尋ねいたします。

主要な施策の68ページになりますけれども、有害鳥獣対策事業ということで、その中の備品購入ということで60万円ほど、鳥獣の被害ということで、備品を新規購入する予定なのですけれども、これは中身はどういうものですか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（武田正裕君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

鳥獣被害対策ということで、備品購入費60万円を鳥獣被害対策忌避装置の購入費として計上させていただいてございます。これにつきましては、鳥獣被害の対策として、野生動物の忌避装置ということで、今回、オオカミ型をした撃退装置を購入したいとするものです。これは、オオカミの形をして、イノシシ等が近づくとセンサーで反応して目を光らせて大きな音を出す、その音も50種類ほどで、人の声とかオオカミの声とかいろんな声を、大音量で発生しながら、さらに体についているイルミネーション、フラッシュの光でも威嚇してイノシシ等の鳥獣を追い払うという装置でございまして、北海道の業者が開発した通称モンスターウルフというものでございます。

テレビ・新聞等でご覧になったかもしれませんが、先日その説明会を開催しまして、有害鳥獣対策実施隊の皆さんほか関係の方においでいただいて、現物のデモンストレーションを行ってございます。その中で、実施隊の方もかなりの効果が期待できるのではないかというお話もありました。来年度購入を検討したいというものでございます。

説明会を行った業者からは数か月無償で設置していただいて、効果を確認していただいた上で購入を検討してほしいということでしたので、しばらく効果について検証しながら、購入について検討していきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 有害鳥獣、つまりイノシシ、熊とも両方に効果があるということだとは思いますが、今の話では無償で貸していただけると。その内容によっては購入を考えてもよろしいということなわけですけれども、そうしますと、どの地区が一番多く出るのかによって決めるようにはなると思いますが、具体的に、この無償で借りているものを試験的に置いて、どのぐらいの効果があるかというものを調べる、どの地区に先に置くことを考えているのか、お尋ねします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（武田正裕君） お答えいたします。

この装置の設置場所をどう考えているのかというご質問でございますが、まだ今、具体的なところはございませんので、実施隊の皆さんと相談しながら、また捕獲状況や、出没が多い場所など、十分検討しながら設置場所を検討したいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） ただ、ある場所に固定的にしてしまうと、動物というのは慣れてしまうのです。ああ、おもちゃとか何かというふうにやっぱり悟るのです。ですから、移動させながらやらなければ効果がないと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（武田正裕君） 松浦議員のご質問にお答えいたします。

その装置につきまして、イノシシ等が慣れないように、いろんな声を変えたり、光り方を変えたりして、慣れさせないような工夫がされている装置であります。さらに場所についても、当然、移動できるものでもございますので、その辺も状況を見ながら、場所の移動などについても検討ができるものと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八巻喜治郎君。

2番（八巻喜治郎君） 施策の75ページ多面的機能支払交付金、その前の中山間地域直接支払交付金事業ということで、産業振興課長にお尋ねします。

広域化を図るということは、やはり地域の事務分担や事業者、または作業の場合に会員の方に高齢化が進んでいると。同じ中身なんですけど、中山間地域等直接支払交付金、ここも9集落あるのです。平らな耕作地のほうは広域化で、最も高齢化率が高い地域について広域化は図ろうとしないのでしょうか。こちらのほうが大切だと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（武田正裕君） 八巻議員のご質問にお答えいたします。

今回、多面的機能支払交付金事業の広域化を進めた理由については、先ほど来、申し上げているとおり、国の制度によりまして、広域化すると資源向上に取り組んでいなかった団体、組織の分も対象になるということで、その分が増額になることから、広域化を進めて、補助金の活用を図ろうとするものでございます。

中山間地域直接支払交付金事業につきましては、今のところそういった動きがございません。ただ、多面的での広域化の状況を踏まえて、それが効果的に運用できる状況があるということになれば、中山間地域の広域化についてもいずれ検討される状況になろうと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八巻喜治郎君。

2番（八巻喜治郎君） 私のほうは国見町の耕作放棄地の発生防止の観点から産業振興課長にお話しするのですが、中山間地域直接支払交付金事業は、高齢化が進んでいるということで、今後そういった9団体のほうにしっかりと説明して、国見町のためにも広域化を推進していただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 答弁はいいのですか。

ほかにありませんか。

（発言する者なし）

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） なければ、11時10分まで休議いたします。

（午前11時02分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時10分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 質疑を続けます。

次に7款商工費、87ページから91ページです。質疑ありませんか。

山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） まちづくり交流課長にお尋ねします。

91ページの18節に指定管理料2500万円、これがあるのは会社がいろんな決め方、例年どおりの2500万円ということだと思いますけれども、その中には職員の派遣料が来年度からはなくなっておりますけれども、なくなったということは職員が派遣されないというふうに理解してよろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） 山崎議員のご質問にお答えします。

研修派遣ということで、今年度の当初につきましては2名の職員を派遣してござい

ましたが、コロナ対策の強化という部分で1月に1名を役場に戻しました。それでも一人の職員については年度当初から今年度限りでということ会社とも打合せし、それに対して会社ではその後任となる職員を独自で採用しているということでございます。よって今年3月31日をもってまちづくり株式会社への派遣については終了という形になろうかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今お話しがあったように3月末で終了ということは、国見まちづくり株式会社への出資は100%、これは変わりはないですけれども、これは出資会社としていろいろな面で面倒見ていくというか、いろんなことで指導していくと思えますけれども、独り立ちしたというふうに町は認識しているかどうかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えいたします。

独り立ちしたかというお質しでございますが、現実的に、開業当初、厳しい経営状況が続きました。それで、その後、2年目、3年目と黒字を確保することができたという部分と、それで今年についても当初見込みでは黒字化は何とかできるだろうということでしたが、ご承知のとおり新型コロナウイルスの影響、そして2月13日は福島県沖地震というような突発的な事故もございまして、残念ながら今年は黒字化は難しいのかなと考えてございますが、経営の基盤といいますか、会社の仕組み、集客するための仕組みであったり接客のサービスの仕組みという部分についてはある程度固まってきていますので、その状況をどんどん回転させていけば、何とか黒字は今後続けて確保できるのかなと考えています。そういう意味では、何とかまちづくり株式会社独自で運営ができていけるのではないかと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 一般質問でお伺いしましたが、11万6000円の指定管理者選定委員会の費用ということで上げているようなんですけれども、来年の3月末までに指定管理者を変更するしないの有無を検討するというところで捉えてよろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えいたします。

現在の国見まちづくり株式会社の指定管理期間は、令和4年3月31日までということになってございますので、当然、今年度中に令和4年4月1日からの指定管理者を選定いただく。指定管理者の選定につきましては議会の同意が必要でございますので、それに向けて選定委員会を組織して、現在までの5年間の検証、4年とちょっとですけれども、その検証と次期指定管理期間の経営計画とか、そういう部分を当然、対象となる事業者から提出していただいて、公募するかしないかも含めて委員会で協議いただいて、3月の議会ですとぎりぎりになってしまいますので、12月とかその

ぐらいには選定委員会を終了して議会の皆様の同意をいただければということで現段階では考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6 番（小林聖治君） 予算書の 89 ページの 12 節の委託料、その中のアドバイザー委託の中に盛り込まれているかと思うのですが、新規で農商工連携事業というのがございます。この事業なんですが、僅か 10 万円の新規事業ではあるのですが、私はこの事業にこそ国見町のそう遠くない未来に向けた夢が隠されていると感じております。そこで、この事業について、現在ひもづいている事業はあるのか、また新年度からの課の再編と併せて、どのような施策の展開を図っていく考えなのかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 一問一答ですので、一つずつお願いします。

6 番（小林聖治君） それでは、まずこの事業についてのひもづいている事業があるのかお答えいただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） 小林議員の質問にお答えいたします。

この農商工連携事業につきましては、具体的な記載ございませんけれども、商工費の需用費の中に消耗品費 14 万円と書いてございます。この中に 10 万円分入っているというような事業でございます。

それで、この農商工連携事業につきましては、まず事業の前提となります商工業の事業者の皆さん、そして商工会、町が同じ方向を向かないと商工業の振興にはなりませんので、まずそこから着手していきたいということで、その中でいろんな意見とか、こういう事業をやったほうがいだろうとか、そういう部分が出てくると思いますので、そういう段階で改めて予算化をとということで考えてございます。現段階では特にこの事業にひもづいてというような部分、先ほど言いましたアドバイザー委託については想定してございますけれども、そのような特定の事業のものはないということでよろしいかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6 番（小林聖治君） 私はこの事業が、町民皆さんと町、各団体・業界がフレキシブルに連携して、国見町の産業の持続的発展につながるものと考えております。

以上です。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に 8 款土木費、91 ページから 98 ページです。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に 9 款消防費について、98 ページから 104 ペー

ジです。質疑ありませんか。

浅野富男君。

12番（浅野富男君） 予算書98ページになります。環境防災課長でよろしいのでしょうか。

伊達地方消防組合に対しまして1億6885万7000円ということで負担金を出しております。それで、消防組合、非常に大事な部署というふうなことになりますけれども、全国的に消防署員が少ないという統計があるのですけれども、伊達消防組合についてはそういったことはないのでしょうか。まず一つ目お伺いたします。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（澁谷康弘君） 浅野議員のご質問にお答えさせていただきます。

申し訳ありません、具体的な数字は持ち合わせておりませんが、ここ数年の傾向をお話しさせていただきたいと思っております。新年度について、新採用の消防吏員、いわゆる消防職員については4名と聞いております。ただ、令和2年度につきましては採用に至らなかったような経過があったように情報として聞いております。なかなか人材の確保が難しいのかなと感想を受けたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 消防組合の構成団体といたしまして、消防職員が少ないということは非常に今、大きな災害とか何か言われております。そうしますと、そういったことに対応するのは何といたっても人ではないかと思われれます。先ほど言いましたけれども、福島県内に限りまして、100%必要な人数、人口割か何かで計算されるのだと思うのですけれども、そこが到達していないというのが現状ですので、そういった声はそれぞれの自治体で意見を言うとかそういったことが大事になるかと思っておりますけれども、そういったことはできないのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

いわゆる人材の確保という部分では、消防組合のほうから会議のたびにいろんな情報提供をいただいております。

消防署は、男性の職場で男性がやるものというイメージもかなり強いのだろうと思っております。そのような中で、ほかの消防組合や、消防局では女性の消防職員が増えてきております。伊達地方消防組合でも、仮に夜勤になった場合に、シャワー室など女性用の施設など、充実を図ってきております。全国的にそういう人材確保という意味で、総務省、消防庁でも女性の消防職員の拡大という部分で、力を入れてPRを進めているようで、町としても同様だと思っております。

消防職員ばかりではなくて、消防団員についても今、非常に人が少ないという状況もございまして、常に消防組合とも意見交換などさせていただき、災害とか有事に備えた人材の確保を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 3回目ということで最後になりますけれども、予算の面ということで言いますと、本町からも出している1億数千万円、一般会計から出ていると思うのですけれども、町で負担するお金になっていきますけれども、今なかなか大変だというふうなことの意味において、なり手が少ないということは分かりました。予算的な面から見るとは、人数を制限する、そういう考え方にはなっていないということの認識でよろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

人数を制限するというような説明は、予算の説明いろいろ何度か受けておりますけれども、そのような説明は受けておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に10款教育費ついて、104ページから133ページです。質疑ありませんか。

松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 予算書の129ページ、それから主要な施策の126ページに東京オリンピック・パラリンピック関連事業とありますけれども、委託料として300万円計上されていますが、どのような内容でどこに委託するのか説明をお願いします。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君） 松浦議員のお質しにお答えいたします。

東京オリンピック・パラリンピックの事業といたしまして、事業開始にあたっての機運醸成ということのための事業をやります。オリンピックの開催される直前、7月、そして8月、9月と3回の事業を予定しておりますのですけれども、考えておりますのは、パブリックビューイング等と、オリンピック・パラリンピックの公式スポンサーの認証がなされたようなグッズの販売ですとかも考えております。その際に出演者への委託料ですとか、音響、照明設備の委託という費用が発生してまいりますので、そうした業者に対して委託を考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 予算書のページは106ページになります。主要な施策の中では、その中で委託料として500万円ほどの中学生対象の公営塾ということになっておりますけれども、その中身についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

公営塾につきましては、自治体が将来を担う子どもたちのために開設する塾であり

まして、当町におきましては、中学生を対象として、これを地域学校協働本部事業の中で進めているというところでございます。

ただいま500万円の委託料の内訳についてのお質しでございますが、実際この塾の運営に当たりましては、地域おこし協力隊の方々のご協力をいただきながら開設するということですが、この開設にあたって、実際は民間の塾とかの実績のあるところ、さらには公営塾等で実績を上げた民間団体のノウハウをいろいろ導入しなければならないということでございますので、講師となる地域おこし協力隊の方々をトータル的にサポートする、そしてマネジメントする経費ということで、その経費で500万円というところでございます。

具体的には、スタッフの育成費ですとか、授業プログラムの開発費ですとか、塾の運営を巡ってのそれぞれの指導関係に係る経費だということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今のお話ですと、県のほうから地域学校協働本部事業ということで予算をもらったと。そして地域おこし協力隊の協力を得てそれをやっていくということは分かりましたけれども、説明書におかれまして、今までこういうものの感じは文化センターで中学生が今までやっていたのですけれども、それをあえて駅前のアカリのほうに移すということで、防犯的な部分とかいろんな部分があると思うのですけれども、中学生だけでなく、それをサポートする地域おこし協力隊の方の協力を得ながら、学校でやっている塾をプラスした塾をそのアカリの場所で大きくやっていきたいということの考えでよろしいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） お答えいたします。

塾の開設を巡っては、やはり場所というのが大きな問題になります。観月台文化センターにおいては社会教育施設でありますから、恒常的に開設する塾で占有することには限界があることについては、ご理解いただけるかと思えます。その点、今回、駅前の新たに開設したアカリというスペースがございますので、その2階のフロアを利用して開設していくのが一番塾を通常というか毎週、週に5日6日恒常的に開設するにはベターではないかということで考えた次第でございます。

さらに、学校から多少遠くなるという問題もございますけれども、その辺も踏まえながら検討した結果でございますので、現在ではそこがベターだということでの検討結果でございますので、そんな形で、アカリでの開設を準備した経過でございます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 教育次長にお尋ねします。

一般会計当初予算の概要の29ページ、教育費の中で一番最後に小・中学校新入生記念品贈呈、事業完了で終わりということが載っていますけれども、やめた理由、始まった理由、ありましたらお願いします。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） お答えいたします。

こちらの一般予算の概要の29ページの教育費の最終のところ、小・中学校新入学生記念品贈呈ということで、完了という形で書いております。令和3年度におきましては、一番大きなところとして、学校給食の無償化という事業を大きく掲げさせていただいております。その中で、やはり財源というのが青天井ではありませんので、これからどのような形で子育て世代の支援を進めていくのがいいのかということについて、令和3年度はきちっと検証してほしいとご指摘いただいているところがございますので、令和3年度におきましては、入学記念品については一旦棚上げという形でさせていただいております。

なお、この事業につきましては、令和2年度において、入学生の新たに入園した児童の子育て世帯の経費節減ということを基に、小学生、中学生、さらには幼稚園生の入学生について記念品を贈呈する形で進めておりましたけれども、令和3年度におきましては、給食費の無償化も踏まえて、一旦棚上げさせていただいているということです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） ただいまの答弁、予想はしてはいたけれども、その年のトップの思いつきでこういった祝い金をあげたりやめたりというのは、これはうまくないと思うのです。というのは、町の行政をやる上において、去年入学した生徒はもらったけれども、今年はもらえないとなったら、こんな不平等はないですよ。だから、こういうことを始めるときには十分にその辺を考えながらやってほしい。

桑折町ではランドセルを入学1年生に無償で提供しています。国見町もよかったかと、幾らか桑折町に追いついたかなというのを感じた私は、この事業については大賛成だったのですが、1年でやめてしまうというのは、新しい町長になって、町長が新しい子どもたちのためにどういうふうにするかということを考えないのかなと思って、残念です。ぜひともまた復活してほしいなと思います。

次の質問に移ります。

今、答弁にあった給食が今年から無料でやるということになった背景、例えばPTAからの要求もあったとか、その原因について教育次長に質問します。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） お答えいたします。

給食の無償化につきましては、以前から議員からのご指摘もいただいていたということは聞いておりますし、それに伴いまして、町長として、これまでの町長との政治活動の中で培ってきたものということで理解しております。その中での英断いただいた事業だということで考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） こういうことを始めるにはやはり準備が必要だと思うのです。だから、PTAの役員会並びに学校運営委員会等々で十分審議して、これならやれると

いう方向があればいいのですけれども、私はこの事業に大賛成です、ぜひお願いしたいのですけれども、やり方において少し、町長が代わったらぼっと無償になったみたいな感じがしますので、やり方についてもう一度質問いたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えいたします。

今回の子育て施策の見直しでございますけれども、まず給食費の完全無償化、これにつきましては、議会からも随分と陳情やら何やらいただいていたというのもありました。また、私がこれまでいろんな子育て世代の方々とお話している中で、国見町の子育て支援策というのはどうも、あることはあるのだけれども、よそに比べると目立たないというお話をいただいております。今の子育て世代の若い方々というのは、どちらかというと所得があまり高くないところもございます。そういった方々の意見というのは、せめて給食費は無償化をお願いしたいという意見を随分といただきました。これは直接いろんな地区でお話をしている中でいただいたお話でもありますから、今回の令和3年度の当初予算には給食費の無償化を施策として予算化したということです。

また、入学祝い金の支給については、確かに始まってすぐに来年度はなくなるということですから、不公平感があるというのは議員のご指摘のとおりかもしれません。ただ、町としての子育て施策をどうしたらいいのだろう、そういったことは、来年度、いろんな方々の意見、タウンミーティングのような形で意見をいただきたいと思っています。本当に給食費の無償化だけでいいのか、あるいは入学祝い金が必要なのか、誕生祝い金の今回も予算化はしていますが、300万円で本当にいいのか、子育て世代の真の意見を聞きながら、町としての子育て施策を構築していきたいと考えております。

ただ、令和3年度については、給食費の無償化、これはぜひともやりたいという私の強い思いもありましたから、予算化したというところではあります。これで終わりということではなくて、いろんな意見を聞きながら、子育て施策を充実させていきたいという思いがありますので、どうぞご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 町長から前の質問のお答えをいただきました。

桑折町は、たまたま隣町なのでいろんな情報入ってきますけれども、福島県内で若い人の転入率がトップだそうです。いわゆる子育て世代が桑折町に来ています。国見町では新入生が減って30人台になっていると。だから、これからのことを考えれば、少なくとも子育て世代、あるいは子どもを増やすような方向で考えなければならないときに、去年は町長選挙があったからお祝い金出したのかなと言う人もいます。私はそうではありませんと答えているのですけれども、ぜひともこの祝い金の復活をお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたとおり、それも含めて、まずは子育て世代の生の意見を直接伺って判断していきたいなと思っていますので、ご了承いただきたいと思います。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） ただいまの給食費の無償化について、違う観点からお尋ねしたいと思います。

私はさきの12月定例会一般質問で引地町長の選挙公約について質問いたしました。その中で、給食費の無償化については、私は、食育や財源の問題から、果たして必要なのかと質しました。今回、令和3年度の予算では給食費が無償化となり、保護者の負担軽減が図られていると思います。

また、先ほど八島議員からありました入学祝い金も、もうなくなるのかと思いましたが、一方で誕生祝い、一人10万円、金額トータル300万円、あっちが減ってこっちが増えたのかという考えも私はいたしました。

それはともかく、給食費が無償化になった分、これはその分、一般財源からの持ち出しで、カバーすることになります。令和3年度は給食事業で前年比約3000万円増加するとなっております。これはやはり大きな金額でありまして、ましてや事業は単年度の事業ではありません。今後継続していく中で財政が逼迫していくのではないかという懸念が私にはありますが、その点に関して町長はどのようにお考えでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えいたします。

財政的な負担のご懸念でございますけれども、確かに施策を実行しようとする、国の補助金、県の補助金がなければ、町の一般財源の持ち出しになります。ただ、補助金があるからやる、やらないだけではなくて、国見町の子どもたち、あるいは子育て施策を考えたときに、財政出動が必要な場合には、それはすべきだと思います。

ただ、町の財源も無尽蔵ではないので、それに代わる収入の仕方、それも当然考えなければならぬ。今、町として一生懸命、力を入れているのは、ふるさと振興基金の積立ての原資とするふるさと納税、そのふるさと納税をいかに増やしていくか、そういった試みも必要なんだろうと思っています。国、県だけの補助金だけではなくて、自ら自分で財源を生み出す、そういった努力も必要なんだと思っています。そういったことをしながら、必要なところに財政的な支出をしてまちづくりを進めていくという感覚で今回の令和3年度、新年度の予算編成もしております。

確かにご懸念は分かります。どんどん使っていつてしまったらなくなるのではないかと。であれば、なくなるスピードと同じぐらいの歳入を自ら見つけるという努力を続けていきたいと考えています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

7番（村上 一君） 施策の概要なんですけれども、その中の119ページに、社会教育

総務事業ということで、これは成人式の事業なんですけれども、今年の場合、一人当たり5万円ということで祝い金が出たのですけれども、そして式典はやらないということで、桑折町では延期という形でやるという話なんですけれども、この間の話ではそれに準じたような集会的なものをやると課長から話があったのですけれども、その辺伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君） 村上議員のお質しにお答えいたします。

成人式、一旦中止と、今年度の事業実施に関しては中止という判断をさせていただいたところですが、それで、代替事業といたしまして成人祝い特別給付金を支給させていただいたところなのですが、本町として開催できなかったけれども祝意を込めて支給するというので、祝い金を贈呈させていただいたところですが。

それで、開催できなかったことの代替事業として、当初予算案としては計上させていただいておりませんが、しかるべき時期に、具体的には、令和3年中ということで検討はしております、式典に代わる、旧交を深め励まし合う集いの場は企画してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に11款災害復旧費から14款予備費について、133ページから135ページです。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、最後に歳入歳出全体的な質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 町長に伺います。

定例会の冒頭で町長から、2月13日発生した地震の対応については、速度を上げて復旧に取り組むと。また、10年前の東日本大震災の経験を積んでいる職員がほとんどであり、遅滞のないよう進めていきたいという答弁がありました。

私も質問の中でいろいろ災害状況を、支援金などを伺いましたけれども、それからちょうど1か月後の3月13日の民報新聞の記事によりますと、写真付きで大きく国見町の罹災証明の発行がやっと3月12日から始まったと報道されています。当町には被害の度合いを判断できる職員がおらず、外部の協力を得たと。そのために遅くなったというような報道ですけれども、10年間たった中でも町長はそうのように答えていますけれども、早期にこのような判断できるような職員の養成を今後やるのがあるのかお聞きしたい。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えいたします。

今回の罹災証明書の発行の遅れ、これについては本当にマンパワーが足りなかった

など痛感しております。また、担当する課が確定申告の相談受付と時期が重なってしまって、かなり苦勞をかけてしまったといったところもございます。

ただ、反省ばかりしていてもしょうがありませんのでこれからの話をしますが、防災アドバイザーのような専門知見を持った方々を町に常駐というのも一つの方法なのかなとは思っています。町の職員ですとなかなかそういった専門知見を持つ者の育成というのは厳しいところがございますから、適材な方々がいれば、その中から町としてそういったアドバイス、あるいは一緒に事務をしていただけるような、業務をしていただけるような、そういった体制をつくるのも一つの方策なのかなとは思っています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） これは企画情報課長だと思うのですが、ずっと見ていますと、まちづくり推進事業ということで、今年、義経まつりに対する予算が、武者行列は370万円ということで、逆に昨年までだったら芸能人招致ということで370万円の部分をそっくり減額したということで、つまり今年の義経まつりに関しては、前の年にやったような形の義経まつりではなく、単純に予算がなくて、370万円という芸能人を呼んでやるようなお金がなくなってやめたのか、あるいはそれは必要ないと、まるきりそれは要らないのだという町長の考えでそうになっているのか、その辺をまずお聞きしたい。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

義経まつり、今までですと、一昨年までは芸能人を呼んでの大きなイベントということで開催してまいりました。タイミング的にたまたま町長が代わったということがあるのですが、実際はコロナ禍ですよね、問題は。昨年も、実施できなかったと。今年もまだワクチンが実際どこまでの時期に徹底されるのかどうかという問題もありますので、やはり芸能人を呼ぶような大きなイベント化することはまず避けなければならないだろうという事務局の判断もございましたので、そこは予算に最初から計上しなかったと。

ただ、今後も、こういった形がいいのかも含めて、まちづくり推進協議会、さらに実行委員会と協議を進めた中で、新たな形の義経まつりというものを模索していく必要があると思いますから、その部分につきましては、実行委員会、まちづくり推進協議会を含めて、改めて協議させていただきたい。

ただ、武者行列については一応、補助事業もありますので、計上させていただいております。ただ、現状ですぐ実施できるかどうかというのは、新型コロナの状況も見極めなければならないとは考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 義経まつりに対しては実行委員長を仰せつかっておりますので、あえて言わせていただければ、コロナの状況でこれはやれないということだと分かり

ましたけれども、実質、こういう小さい町に芸能人を呼ぶから人を集めることによって活性化するだけではなくて、町民を巻き込んだ、町民全体でやるようなお祭りにしていかなければ、持続性が伴わないと思います。ですから、もし芸能人を呼ぶことが不可能、あるいは呼ぶことがないとなれば、その芸能人の部分の予算をもって新たな企画を考えて、町民が一体となったお祭り、みんなが喜んでもらえる、そして町外の方が来ていただけるようなお祭りを企画立案しながらやっていくべきだと思っておりますけれども、そういう考えでよろしいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） お答えいたします。

考え方は議員とほぼ変わらないのだろうと。当然、地元でやるお祭りですから、町民が楽しめるお祭りでなければならぬし、町民が参加できるお祭りにするのがベストだと思っています。いろいろ様々なご意見もあろうかと思えます。芸能人を呼んでほしい方もいらっしゃると思えますけれども、そこは費用対効果もありますから、いろんな形があろうと思えますので、その辺も含めて、町長も言っておりますけれども、タウンミーティングなり、あとは実行委員会、まちづくり推進協議会、様々な方のご意見を踏まえながら、新たな形の義経まつりというのを模索していく必要があるなど。マンネリ化と言ってはおかしいですけれども、それも駄目ですし、新たな形もありますし、そこら辺の巻き込み方も含めて、様々な他の事例を参考にしながらの検討を進めるべきだろうと私も考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） まちづくり交流課長に伺います。

主要施策の86ページ、阿津賀志山防塁史跡等総合活用事業で工事費540万円とあります。これは史跡整備工事ということですが、具体的にはどのような工事を行うのか伺います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） 松浦議員のご質問にお答えいたします。

86ページに概要ありますけれども、ここに地図が載っております。場所につきましては、今回整備しておりますあつかし千年公園のちょうど町道に面した防塁の一番南側といいますか、ここの地域については史跡として指定されてございますので、そこを整備する、今回の工事と併せて、今回の工事にはここの地区は含まれてございませんので、来年度、新たに国の史跡整備補助事業の補助を受けて整備をしたいというようなことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 町長にお尋ねしたいと思います。

実は、予算書138ページ、ここに職員の給与明細書が載っております。去年おととしまでは当初予算ではこの中の残業手当が2000万円台だったのが、年間

6000万円からの支出、9月の補正で4000万円もするのはおかしいよという形でやった結果、去年は4000万円の予算書が出来上がって、今年2年目になって、いい傾向だと思います。

今年は職員の数も増えて、14人増えて、少なくとも職員の数が増えてきたらば残業は少なくなるのかなという感じは持っています。この中の人件費の中で一番削減できる、あるいは町長サイドで少なくできるのは残業手当しかないです。給料とかその他の総務関係も全部労使協定なり法律で決まったお金が必要とされていますけれども、殊、残業手当だけはトップの考えで減らすことも増やすこともできます。ぜひとも今年予算の4300万円くらいの中で、あるいはそれ以下で残業手当を少なくしてほしい。

そのためには、いろんな手はずがあると思います。今年の3日目の一般議案の審査の補正予算では6300万円も支出されております。6000万円という金は、1日20万円になるのです、大体。300日として。だから、我々町民からすればとんでもない、給与とかそういうのほかにとんでもないお金が出ているということが、町民からも見て質問されたり答弁しておりますけれども、この残業手当をなくすというのは、職員の働く意欲の問題もあります。健康の問題もあります。ぜひともこの予算書に上げた範囲内で、ないしはそれ以下でぜひ執行してもらいたいと思いますけれども、町長の所見をお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

残業手当の額が6000万円から4000万円台にというお話でございますが、残業をゼロにするというのは、まずこれは不可能な話です。そこをまず頭に置いていただきたいのですが、当然、職員の福利厚生を考えたときに、職員の勤務時間は8時半から17時15分なのです。土曜日、日曜日は閉庁。それがずっと続けられるのであれば、多分、残業はなくなるのでしょけれども、突発的な事件、あるいは2月に発生した地震のようなものがあると一気に増えてしまう。ですから、4300万円で令和3年度も行けるかどうかというお話でございますが、その努力は職員と一緒にしたいとは思っています。ただ、突発的なことがあれば、町民の福祉を考えたときに、それに拘泥してしまうと、逆に町としての責任は果たせなくなると思います。

ただ、職員も人間ですから、ましてや自ら進んでこの町を選択してこの職員になっている者ばかりです。であれば、その職員がやっぱり幸せ感でしょうか、この町で、この組織で働いてよかったなと思ってもらえるような環境をつくるのは、私の仕事なのだと思います。

2月の末に職員にアンケートを取っています。そのアンケートの中身を私、見ましたけれども、ここまで大変な思いを職員たちはしているのかという思いでいっぱいでした。この職員たちは、この町で働いていて本当に幸せなのだろうと思うくらいの内容が記述されています。誰かのせいにすればそれで済むことでもなければ、何かのせいにしうさを晴らすようなものでもないと思っています。ただ、そういった意見

を職員たちが持っているという、その事実はきちんと受け止めないといけないと思っています。

それを踏まえた上で、超過勤務の縮減、あるいは業務の見直し、国や県はどんどんどんどん市町村に仕事を振ってきます。地方分権の名の下に業務を増やしてきています。それにきちんと向き合おうとすればするほど、職員の負担は増します。職員定数の改正の条例も先日お願いしましたがけれども、議員の中にはそれを反対する方もいらっしゃいます。ただ、職員を増やせばそれで負担が減るのかという、そういった単純なものでもないと思っています。であれば、令和元年度に組織した組織検討委員会の中で、まず自らがどうしたらいいのだろうと、その検討をすべきだと思っています。それを令和3年度中も進めて、せめて職員が働きがいを感じる、そういった職場でなければ、幸せ感であったり充実感というのは町民には還元できないと思っています。

こういうことを言うと、またあいつは精神論ばかりだと言う人もいるかもしれませんが、まず心構えとして、引地の心構えとしては、職員がここで働いていて幸せだなと、働けて幸せだなと思えるような環境をつくっていきたいと思います。仕事が厳しいのは誰でもそれは知っています。ただ、それをベースに、ここで働く喜びであったり幸せ、そういったものを感じた上で町民に還元するという、そういった環境づくりができればいいなと思っています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 新しい副町長が決まれば要望しようかなと思っているのですが、今までの副町長を中心にノー残業デー、1週間のうちに1日はみんなで残業しないようにしましょうとか、残業を減らす検討委員会等々立ち上げて内部で努力してきた経緯がございます。ぜひとも、新しい執行体制が決まっていますので、その人たちに町長自らがトップになって号令をかけてやってもらいたいと思う。

私も40年間、議員生活が続きまして、大体、国見町の3分の2は議員をやっていました。町長が役場の職員から、役場の仕事を十分理解して町長になったのは、今の町長だけです。前は関口収入役が町長を1期やっていますけれども、そのほかは町政のプロではなかったです。引地町長は町政のプロでございますので、ぜひとも職員の期待に応え、あるいは町民の要望、希望に応えられるような役場体制をつくっていただきたいと思っています。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後1時まで休議いたします。

(午後0時07分)

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

(午後1時00分)

◇ ◇ ◇
議長（東海林一樹君） 歳入歳出全体的な質疑を続けます。質疑ありませんか。
（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。
これで本案の質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） 議案第 3 1 号についての討論であります。
一般会計予算であります。各種の事業が入っております。本町で生活をするために必要な事業も入っております。
しかしながら、本案には、さきの議会での審議において保険料が上がることになった介護保険制度についての繰り出し分も入っております。保険料が上がるのは、制度上の問題が多いということは承知していますが、負担増を認めることはできません。これらの制度上、回避できないものを除いて、賛成をするものであります。
以上です。

議長（東海林一樹君） ほかに討論ありませんか。
（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。
これから議案第 3 1 号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。
（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。
したがって、議案第 3 1 号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇
◇議案第 3 2 号 令和 3 年度国見町大木戸財産区特別会計予算
議長（東海林一樹君） 日程第 2、議案第 3 2 号「令和 3 年度国見町大木戸財産区特別会計予算」の件を議題といたします。
本議案について説明を求めます。
産業振興課長。

産業振興課長（武田正裕君） 議案第 3 2 号、令和 3 年度国見町大木戸財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。
（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第33号 令和3年度国見町入山財産区特別会計予算

議長(東海林一樹君) 日程第3、議案第33号「令和3年度国見町入山財産区特別会計
予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長(武田正裕君) 議案第33号、令和3年度国見町入山財産区特別会計予算
についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

八巻喜治郎君。

2番(八巻喜治郎君) ただいまの国見町の入山財産区特別会計のことで質問しますが、
概要は管理委員による境界踏査、看守員による巡視の賃金ということになっておりま
すが、入山の場合は、国見町と宮城県の土地なんです。前、私も入山財産区を管理し
ていた者としてお尋ねしたいんですが、そこまで行く林道がございませぬ。その林道の
保守管理は、この予算の中に入っているんですか。お答えください。

議長(東海林一樹君) 産業振興課長。

産業振興課長(武田正裕君) 八巻議員のご質問にお答えいたします。

入山財産区まで通じる林道がございませぬが、国見町分につきましては、林道水晶森
線ということで町の管理をしております。林道費で必要な箇所については整備をし
てございませぬ。

また、入山財産区内につきましては、白石市分になりますが、道路の洗掘等がござ
いませぬ。これについては、現在、白石市と協議をしております。今後、その協
議の結果によって、財産区内の道路部分については整備を検討してまいりたいと考
えてございませぬ。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(東海林一樹君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第33号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第34号 令和3年度国見町公共下水道事業特別会計予算

議長(東海林一樹君) 日程第4、議案第34号「令和3年度国見町公共下水道事業特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長(宍戸浩寿君) それでは、議案第34号、令和3年度国見町公共下水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第34号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第35号 令和3年度国見町後期高齢者医療特別会計予算

議長(東海林一樹君) 日程第5、議案第35号「令和3年度国見町後期高齢者医療特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長(菊地弘美君) 議案第35号、令和3年度国見町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第36号 令和3年度国見町国民健康保険特別会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第6、議案第36号「令和3年度国見町国民健康保険特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 議案第36号、令和3年度国見町国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浅野富男君。

12番（浅野富男君） 保健福祉課長にお尋ねをしたいと思います。

この予算の中で国民健康保険税は、被保険者が減っているにもかかわらず、予算上の金額は増えています。どのように考えたらよろしいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 12番、浅野議員のご質問にお答えをいたします。

全体の被保険者数については減っているというところなんです、国民健康保険税そのものについては若干増えているというご質問かと思いますが、給付費と保険税の収入については、ちょっと違うという側面がございます。給付費の中でいえば、人が減っている分、これはもう減っていくというところは出てくるんですが、その部分については、福島県が主となって交付金を支出しますので、その交付金で賄われるということになります。

今度、逆に国民健康保険税につきましては、県への納付金という形になります。この納付金を賄うために保険税を頂くということになります。ちなみに、保険税の算出に当たっての福島県からの納付金については、仮算定ということが示されてございますが、昨年度よりもさらにアップをするというような状況になってございますので、結果として、このような形になっているところでございます。

ただ、国民健康保険の特別会計におきましては、予算編成が実際には12月ということになりますので、10月までの診療分等が主なものになります。そのため、実質的なところについては、6月議会で補正をお願いするというところになりますので、ご理解をいただければと思います。

以上、説明といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） ということは、現時点では、あくまでも予算ということで、6月にならないと実質的な負担とかは分からないという理解でよろしいですか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お見込みのとおりであります。県から示されている市町村の標準税率を見ますと、昨年、さらには令和3年度の部分については上がっているというところがございますので、保険税としてはそういう傾向にあるかなというところは考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第37号 令和3年度国見町介護保険特別会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第7、議案第37号「令和3年度国見町介護保険特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 議案第37号、令和3年度国見町介護保険特別会計予算について説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

議長（東海林一樹君） 起立多数です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第38号 令和3年度国見町土地開発事業特別会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第8、議案第38号「令和3年度国見町土地開発事業特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） それでは、議案第38号、令和3年度国見町土地開発事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第39号 令和3年度国見町渇水対策施設特別会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第9、議案第39号「令和3年度国見町渇水対策施設特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） それでは、議案第39号、令和3年度国見町渇水対策施設特別会計予算についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第40号 令和3年度国見町水道事業会計予算

議長(東海林一樹君) 日程第10、議案第40号「令和3年度国見町水道事業会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長(宍戸浩寿君) それでは、議案第40号、令和3年度国見町水道事業会計予算について説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

10番(渡辺勝弘君) 上下水道課長にお尋ねいたします。

資本的収支の状態を聞きたいと思うんですけども、特別会計の予算書の概要によりますと、事業の中で、国見町の水道事業整備事業ということで、今年度は借金をしないということでゼロだったんですけども、3年度は企業債として1760万円の借金をするまでの事業を続けたいということなんですけれども、これは何か理由があったんですか、それとも、突発的な事項があって、このような借金をするまでの計画的でやりたかったのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

議長(東海林一樹君) 上下水道課長。

上下水道課長(宍戸浩寿君) 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

企業債が今回増加したということのご質問と思いますが、補助事業であります配水設備拡張費が、昨年度より2880万円ほど増加していることから、企業債を借入れしまして財源の一部とし、事業を進めたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(東海林一樹君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第40号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇常任委員長報告（陳情第11号、陳情第13号）

議長（東海林一樹君） 日程第11、「常任委員長報告」を行います。

総務文教常任委員会に付託されました陳情第11号の継続審査結果について、総務文教常任委員長より報告を求めます。

八島博正君。

13番（八島博正君） 陳情第11号の審査の結果を報告いたします。

この陳情第11号は、昨年9月定例議会において受理され、総務文教常任委員会に付託された「国に対し『再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書』の提出を求める陳情書」であり、継続審査になっていました。

その間、議員2人の辞職があり、新たに3人の委員が加わり6人となり、これまで3回にわたり審査をしてきました。

その結果、陳情第11号は採択すべきとの意見が多くなり、採決の結果、賛成多数で採択し、意見書を提出することに決しました。

速やかなる審査をお願いし、報告といたします。

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから陳情第11号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

議長（東海林一樹君） 起立多数です。

したがって、陳情第11号は委員長報告のとおり採択と決しました。

次に、産業建設常任委員会に付託されました陳情第13号の審査結果について、産業建設常任委員長より報告を求めます。

7番村上 一君。

7番（村上 一君） 今定例会におきまして、産業建設常任委員会に付託された陳情第13号の審査の結果についてご報告いたします。

産業建設常任委員会は、3月4日、午前11時44分より委員室におきまして開催し、会議には、委員全員と説明のため佐藤まちづくり交流課長、職務のために松浦議会事務局長が出席しております。

陳情第13号であります。本件は「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情」であります。

陳情の趣旨は、平成28年6月に毎年率3%程度をめどとした引上げ、全国加重平均1,000円を目指すとの閣議決定をいたしました。

最低賃金の引上げは、全労働者の4割を対象としている非正規労働者の勤労意欲の喚起による生産性の向上と、社会格差是正を目的とした政府の同一労働同一賃金の趣旨に鑑み、最低賃金の大幅な引上げが必要不可欠であります。

現在、コロナ感染拡大により社会経済が混乱し、県民の不安や不満も日増しに強まる一方で、県民の生命と健康を守り、日常生活を支えるため、奮闘する働く者がいます。社会経済の回復と安定、働く者の努力に報いることが社会の責任であり、極めて必要な時期でもあります。

一定水準の賃金を確保されることは、県内の労働者の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯止めをかける上で、非常に重要なことから賛成すべきとの結論となり、全会一致で採択すべきと決しました。

よろしくお願いたします。

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから陳情第13号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、陳情第13号は委員長報告のとおり採択と決しました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 議案の追加がありますので、暫時休議いたします。

2時20分まで休議いたします。

（午後2時09分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後2時20分）

◇ ◇ ◇

◇追加日程の議決

議長（東海林一樹君） ただいま配付いたしました追加日程表のとおり、6件の追加がありますので、これを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これ

にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、この6件は直ちに議題とすることに決しました。

◇ ◇ ◇

◇町長提案理由の説明

議長(東海林一樹君) 書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

(書記 議案提出書を朗読)

議長(東海林一樹君) 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長(引地 真君) ただいま追加ご提案いたしました議案について、ご説明いたします。

議案第41号「工事請負契約の一部変更について」は、令和2年3月17日、国見町議会の議決を受け締結した令和元年度社会資本整備総合交付金事業、阿津賀志山防塁下二重堀地区歴史公園造成工事請負契約について、追加工事が必要となり、工事請負金額が増額変更となるため、議会の議決を求めるものです。

慎重審議の上、速やかな議決を賜りますようお願いし、提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

◇ ◇ ◇

◇議案第41号 工事請負契約の一部変更について

議長(東海林一樹君) 日程第12、議案第41号「工事請負契約の一部変更について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長(佐藤克成君) 議案第41号、工事請負契約の一部変更につきまして説明をさせていただきます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

10番(渡辺勝弘君) まちづくり交流課長にお尋ねします。

今回の一部変更ということで、条例に基づいてこのように変更するということは構わないと思うんですけども、変更の理由のところ駐車場及び園路の舗装というだけなんですけれども、この中には、どういう形でどこが舗装になっていくのか、結果、こういう形になりますよというものが全然ないんです。ただ数字だけの、項目だけを指して言っても、私らはどこを舗装しているのか、どこの舗装のための決議をしたのかが分からないんです。その辺に関して何か、こういう形の設計図なら設計図の中のこの部分を舗装しますと。こういうのが今回はないんですけれども、これは、今、見ることができるんですか。

議長(東海林一樹君) まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長(佐藤克成君) 渡辺議員のご質問にお答えします。

図面はございますので、閲覧していただくことは可能でございます。それで、今回、図面等を添付しませんでしたので、概要だけ申し上げます。

公園全体が2万8000平米ということで、それで、防塁の指定になっているところが8,000平米。それで、今回はそのこの地区については、工事はしておりません。それで、2万平米がハス池と、あと緑地公園ということで整備をする予定になってございますけれども、その中にハス池が7か所できます。それで、その間に園路がずっと、人が通れるような形になってございますけれども、そのこの部分、それと芝生広場の部分にも園路が入るんですが、そのこの部分の舗装が3,884平米でございます。それで、こちらにつきましては、通常のアスファルト舗装ではなくて、いわゆるサンド舗装、山砂をコンクリートで混ぜて、それを転圧をして固めるという工法になりますが、そういう形で舗装したいということでございます。

それと、駐車場の関係につきましては、東側に駐車場とガイダンス施設の建物が現在整備されてございますけれども、その駐車場部分、普通車30台、それと大型バスが2台転回できるような大きな駐車場でございますが、その部分が1,435平米、そちらのアスファルト舗装というようなことで、設計の変更等をお願いしたということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今回のやり方で、こういう数字だけで出すのではなくて、改めてこういうものを変えていくんだとしたら、こういうことで変わるんですよというものを、出していただかないと、これでは、議会として、ただ数字を見て、はい、オーケーですでは、町民は納得しません。ですから、まず、今回の説明を受けたものの追加の資料は出していただきたいと思えます。それはできますでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） それは可能でございます。

議長（東海林一樹君） 図面は後で頂けると。

佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 今のと関連しますけれども、園路と駐車場のアスファルト舗装、駐車場については、では、当初アスファルト舗装をする予定はなかったということですか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） 佐藤議員のご質問にお答えをします。

最初の設計上は、園路も駐車場の部分も砕石での仕上げと。転圧をして固めるような形なんですけど、どうしてもその年数経過によって砕石が散らばったり、そこに大型バスや何かが入ってしまうとわだちになったりと、そういう部分もあると。それと、どうしても砕石ですと車椅子の方とかの利用が難しいという部分もありまして、今回、追加工事ということでお願いをしたいということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。
（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。
これから議案第41号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。
（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。
したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇発議第1号 国見町議会委員会条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第13、発議第1号「国見町議会委員会条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。なお、改正条例本文は省略いたします。朗読。
（書記 議案提出書を朗読）

議長（東海林一樹君） 提出者より説明を求めます。
13番八島博正君。

13番（八島博正君） 提案の理由は、ただいま書記が朗読したとおりであります。速やかなるご審議の上、ご議決くださるようお願いして、提案の理由といたします。

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。
これから討論を省略し、発議第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。
（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。
したがって、発議第1号は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

◇発議第2号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書

議長（東海林一樹君） 日程第14、発議第2号「再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書」の件を議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。朗読。
（書記 議案提出書を朗読）

議長（東海林一樹君） 提出者より説明を求めます。
13番八島博正君。

13番（八島博正君） 提案の理由については、ただいま書記が朗読したとおりでございます。速やかなる審議、議決をお願いし、提案の理由といたします。

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、発議第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

議長（東海林一樹君） 起立多数です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

◇発議第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

議長（東海林一樹君） 日程第15、発議第3号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書」の件を議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

議長（東海林一樹君） 提出者より説明を求めます。

7番村上 一君。

7番（村上 一君） 提案理由は、書記の朗読のとおりであります。速やかな審議をよろしくお願いいたします。

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、発議第3号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

◇議員の派遣について

議長（東海林一樹君） 日程第16、「議員の派遣について」の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本件はお手許に配付したとおり派遣することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

よって、本件はお手許に配付したとおり派遣することに決しました。

◇

◇

◇

◇常任委員会の所管事務調査について

議長（東海林一樹君） 日程第17、「常任委員会の所管事務調査について」の件を議題といたします。

本定例会までに総務文教、産業建設、広報の各常任委員長より、私宛てに閉会中の調査について、それぞれ実施したい旨の申出がありました。

おはかりいたします。

各常任委員長の申出のとおり、閉会中の調査を実施することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の調査は実施することに決しました。

◇

◇

◇

◇町長挨拶

議長（東海林一樹君） 以上で、本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

町長より挨拶があります。町長。

町長（引地 真君） 令和3年第2回国見町議会定例会の閉会にあたり、ご挨拶をいたします。

ご提案申し上げました議案等については、慎重審議と格別のご理解を賜り、原案のとおり全てご議決をいただき、ありがとうございました。

また、議案審議の過程において、皆様からいただいたご意見、これを十分に踏まえまして、今後の町政に生かしてまいりたいと考えております。

なお、議員の皆様には、お体を十分ご留意の上、今後とも町政進展、町民福祉の向上にお力添えをいただくよう心からお願いし、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

◇

◇

◇

◇閉議及び閉会の宣告

議長（東海林一樹君） これをもって、本日の会議を閉じます。

令和3年第2回国見町議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦勞さまでした。

（午後2時46分）

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年3月19日

国見町議会 議長 東海林 一 樹

同 署名議員 佐藤 定 男

同 署名議員 渡辺 勝 弘